



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備：マレーシアの事例
Author(s)	橋本，雄一
Citation	北海道大學文學部紀要，48(1)，73-162
Issue Date	1999-08-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33743
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(1)_PL73-162.pdf



多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備 —— マレーシアの事例 ——

橋 本 雄 一

I はじめに

近年、企業活動の国際化が顕著になるに従って、知的所有権に関する国際的調和と保護水準の共通化が求められている。これは、企業が生産・販売拠点を海外に移転する際、効率的な企業内分業体制を構築し、さらに先進国から途上国への投資や技術移転を円滑化するために、国際的な知的財産権保護の必要性が高まったことによる。そのため、WIPO は、1984 年から各国における知的所有権制度を調和させるための条件づくりを行っている。

これに対し、米国政府は条約、関税、通商交渉を通じて、海外における知的所有権の保護強化を求めると同時に、国内法を整備して技術基盤の強化に努めている。さらに米国は、この意向を GATT ウルグアイ・ラウンドに持ち込み、WTO（世界貿易機関）の設立時に締結された TRIPS（知的財産権の貿易関連側面に関する協定）の中に盛り込ませることに成功した。これらの動向により、1980 年代後半から、日本企業は知的所有権の分野で、米国企業との訴訟問題を多発させることとなった。

しかし、発展途上国は、TRIPS 協定が途上国の技術発展を妨げることや、先進国への特許料支払いが途上国の負担となっていることを指摘し、WTO に対して再検討を提案している。また、日米欧間で特許制度の国際的調和も中断している状況にある。このように、世界的に知的所有権制度が整備されつつあるものの、先進国間、あるいは先進国と途上国との溝を埋められない

状況にある。

そこで本研究は、1980年代後半から海外企業の立地が著しいマレーシアを対象地域とし、当該国において整備された知的所有権制度を把握するとともに、その問題点を明らかにすることを目的とする。それによって、知的所有権に関する国際的調和と保護水準の共通化を進める上で、途上国側に、いかなる障害が存在するのかを検討することが可能となる。

そのために、本研究では、まず知的所有権の国際関係を把握する。その際、各国の知的所有権政策の動向にも注目し、比較を行う。次に、この国際関係の中で、日本が、いかなる技術輸出を行っているのかを明らかにし、日本の多国籍企業の動向について検討する。最後に、先進国の多国籍企業の進出先で、どのような知的所有権制度が確立されつつあるのかを、マレーシアを事例として解明する。

II 多国籍企業の展開と知的所有権

知的所有権とは、「人間の知的活動による無体物に係わる創造物を独占支配する、経済的価値を有する権利」のことを指す(小島, 1998)。一般的には工業所有権の他、著作権、営業秘密、半導体回路配置及び植物新品種等を含めた概念として使用される。また、工業所有権とは特許、実用新案、意匠、商標をまとめたものをいう。

日本では、これらの知的所有権の保護は、それぞれ対応する法律によってなされている¹⁾。発明は特許法、考案は実用新案法、意匠は意匠法、商標は商標法で保護されている(第1表)。また、著作物は著作権法、植物新品種は種苗法、半導体回路配置は半導体集積回路法等により保護され、営業秘密や不正競争行為は不正競争防止法が対応している(協和特許法律事務所編, 1994)。第1図は、わが国における知的所有権の法的体系を示しており、第2図は各知的所有権の関連を表している。

世界各国における経済発展により、合併会社設立や企業間技術提携、さらに生産販売拠点の海外設置といった動きが活性化している(鈴木, 1994)。こ

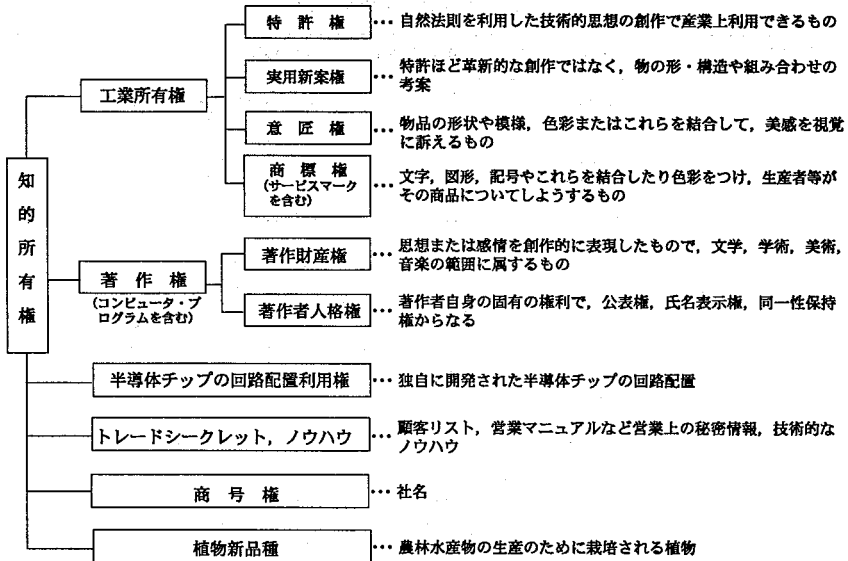
第1表 知的所有権の種類

保護対象	法律	権利の発生	保護機関
発明	特許法	登録	出願公告の日から15年。 ただし、出願日から20 年を越えない
考案	実用新案法	登録	出願日から6年
意匠	意匠法	登録	出願日から15年
商標 (サービスマーク)	商標法	登録	登録日から10年。 ただし更新登録可能
著作物	著作物法	創作	創作から作者の死後50年 (法人著作は公表後50年)
回路配置	半導体集積回路の 回路配置に関する 法律	登録	出願日から10年
トレードシークレット ノウハウ	民法 不正競争防止法	創作または発生	公知になるまで
社名(商号)	商法	登記	期限なし
植物新品種	種苗法	登録	登録日から15年。 (果樹、材木等の永年性植物は18年)

協和特許法律事務所編(1994)により作成。

の企業活動の国際化が顕著になるに従って、先進国から途上国への投資や技術移転を円滑化し、国際的商取引を安全確実にするために、知的所有権に関する国際的調和と保護水準の共通化の要求が強まっている。なお、本研究では、特許権、技術上のノウハウといった研究開発活動の成果が、権利譲渡、実施許諾といった形で国際取引されることを技術貿易とよぶ。

今世紀になってから、研究開発の大規模化、高度化によって、技術革新の必要資本額が高水準となり、現在では企業でしか行えない研究開発が多くなりつつある。米国における個人と企業の特許取得比率の推移を示した第3図からもわかるように、1920年代以降の企業の特許取得比率の増加が著しい²⁾。この技術開発の活発化に伴って、研究開発部門への投資が増大したため、企業では国際市場展開を前提とした経営戦略をとらざるを得なくなっている³⁾。この戦略において企業は、他の主要諸国における特許権を確保するしようとしている。これは、開発した技術の優位性が、特許戦略を媒介として初



第1図 知的所有権の法的体系

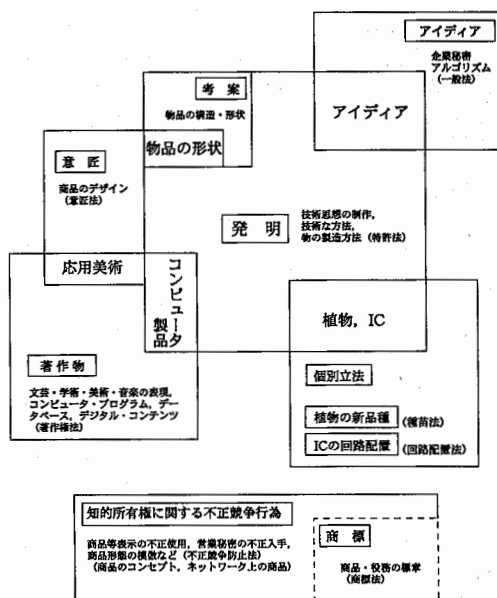
協和特許法律事務所編 (1994) により作成。

めて独占間競争で有効に機能するためである。

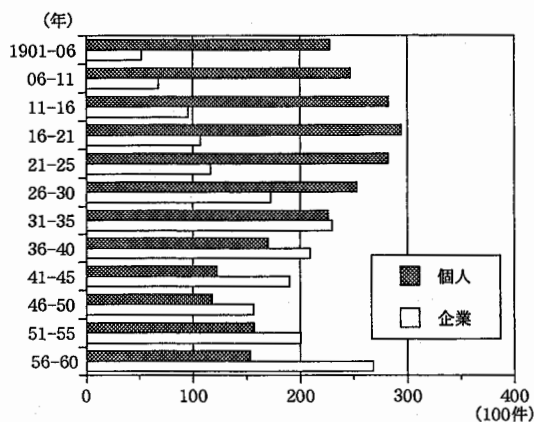
第4図は、多国籍企業を擁する主要国から海外に出願された特許、意匠、商標件数と各国の順位を示したものであるが、米国が、どの国の特許権においても最大出願数を示している。このように、多国籍企業は、他の主要諸国における特許権を確保することで、開発新技術の国際的な排他的使用権を確立しようとしており、その傾向は、特に米国の多国籍企業で顕著にみられる。

近年、マレーシアにみられるようなアジアの産業発展とともに、先進工業国企業が多国籍化が進み、新たな分業体制が構築されている (青木, 1990; 陳・林編著, 1995)。その中で、途上国における先端技術の模倣も容易になっており、それによって製造される不正商品は、巨額の研究開発費を投じてきた多国籍企業にとって深刻な問題となっている。円高、リストラの結果、日本の大企業も中小企業も多国籍化が進み (アリフ・横山編, 1993; 渡辺編,

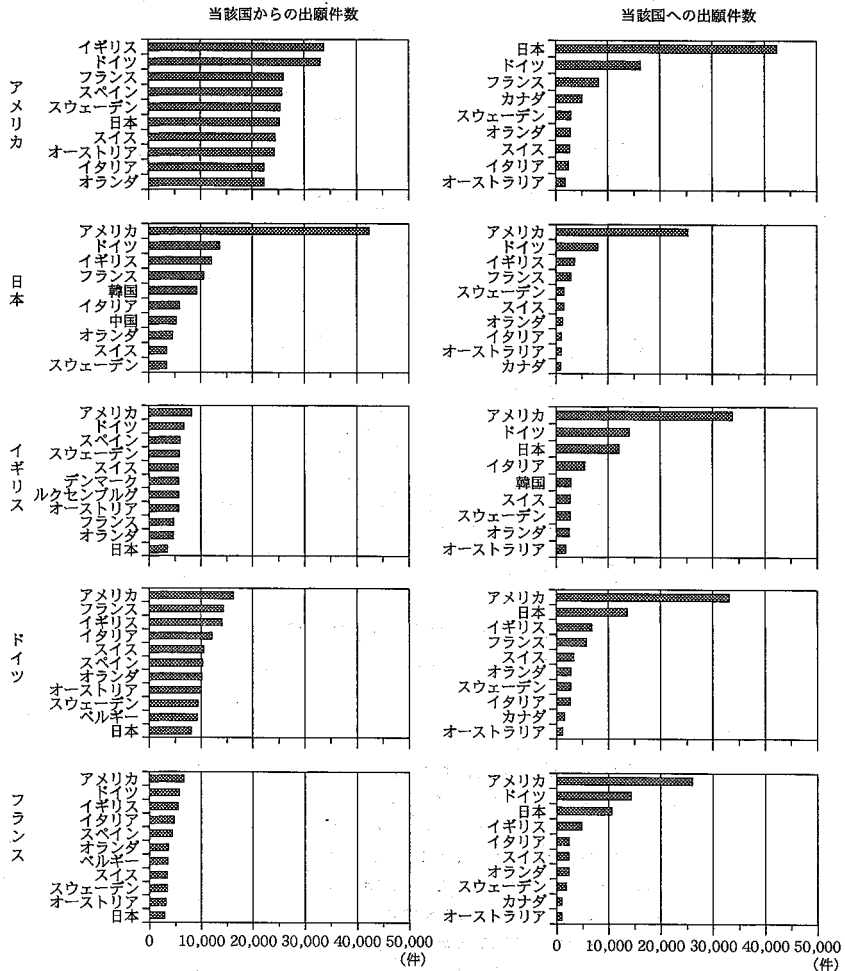
多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備



第2図 知的財産権の関連図
青山 (1998) により作成。



第3図 米国で個人と企業に発行された年平均特許数
林 (1989) により作成。



第4図 主要国間の特許出願数
特許庁 (1998a) により作成。

1998), 途上国企業との知的所有権紛争に巻き込まれる可能性が生じている。そのため、今後、企業には積極的な知的所有権戦略の策定が求められると同時に、知的所有権に関する国際的調和と保護水準の共通化に向けて、各国政

府や他企業と協力し合う姿勢が望まれる。

III 知的所有権の国際関係

1. 国際条約

(1) 工業所有権の国際的保護

知的所有権の国際的な保護の中心となるものは1883年にパリで締結された「工業所有権保護同盟条約」(パリ条約)と、1886年にベルヌで締結された「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(ベルヌ条約)である。これらの条約は、それぞれ工業所有権または著作権を保護するために同盟を組織している。

まず、工業所有権の国際的保護をみる(第2表)。1883年調印されたパリ条約は、1884年発効して以来現在まで6回の改正(1900年ブラッセル改正、1911年ワシントン改正、1925年ハーグ改正、1934年ロンドン改正、1958年リスボン改正、1967年ストックホルム改正)を経ている⁴⁾。

この条約は、工業所有権について「内外人平等の原則」、「特許独立の原則」、「優先権の原則」を定めている(第5図)。「内外人平等の原則」とは、同盟国民は、保護を必要とする他の同盟国でも、当該国の国民と同様に工業所有権の享有を認められる制度である。また、「特許独立の原則」とは、ある同盟国に出願された特許は、本国の特許と従属的な関係になく、独立に取り扱われる制度である。さらに、「優先権の原則」とは、同盟国の1つに出願した後、一定の期間内に他の同盟国に出願した場合には、最初に出願したのと、ほぼ同様の利益が与えられる制度である(工業所有権法研究グループ編、1998)。

パリ条約による保護は、手続きの国際的統一がなされていないため、単一の出願により多数の国の出願手続きがこなせることや、出願に関する国際的調査や予備審査など特許分野における国際協力への要望が高まり、1970年にワシントンで「特許協力条約」(Patent Cooperation Treaty)⁵⁾が採択され、1978年に発効された(第6図)。

一方、ヨーロッパ諸国間では、ヨーロッパ理事会の工業所有権専門部会が

第2表 工業所有権主要条約

条約名	概 要	発 効 等	我が国の批准等
パリ条約 (調印日1883. 3. 20)	本条約は、特許、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、商号、原産地表示、原産地名及び不正競争の防止に関する国際的保護のための条約である。 1. [内国民待遇] 本条約の同盟国は、工業所有権の保護に関して、他の同盟国の国民に対し、自国民に与えるものと同一の保護を与えなければならないという原則 2. [優先権制度] 同盟国の一に提出された最初の出願に基づいて、一定期間内に他の同盟国に出願した場合には、第一国の出願日が第二国の出願日として扱われるという制度 3. [各国特許独立の原則] 特許等の権利は各国ごとに設定されるという原則	1884年7月7日発効 加盟国150 (日本、アメリカ、ドイツ、フランス、ロシア連邦、イギリス、アルジェリア等)	1899年7月15日発効
国際特許分類 (IPC) 協定 (1971. 3 24)	本条約は、国際的に共通な特許分類について規定している。我が国では特許公報等にIPCを使用している。	1975年10月7日発効 加盟国41 (日本、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、ロシア連邦等)	1977年8月18日発効
特許協力条約 (PCT) (1970. 6 19)	本条約は、一の国際出願により多数国における特許権等の取得を容易にすることを目的としており、このために出願の方式の統一、各国における審査開始前の先行技術調査の実施等により、各国別審査に要する労力重複の軽減を図っている。また本条約は特許の分野における発展途上国援助をも目的としており、国際予備審査制度、発展途上国に対する技術情報提供等を規定している。	1978年1月24日発効 加盟国97 (日本、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、ロシア連邦、カメルーン等)	1978年10月1日発効
虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定 (1891. 4. 14)	本協定は、外国の地名を原産地として表示するように、当該生産物についての虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示をすること等を禁じている。	1892年7月15日発効 加盟国31 (日本、イギリス、ドイツ、フランス、アルジェリア等)	1953年7月8日発効
標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する二ス協定 (1957. 10. 28)	本協定は、商標及びサービスマークの登録のための商品及びサービスの国際分類に関する協定である。	1961年4月8日発効 加盟国55 (日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、ロシア連邦、アルジェリア等)	1990年2月20日発効
商標法条約 (1994. 6 15)	本条約は、各国商標制度の手続き面での調和を目的とするもので、各国商標法において、一出願多区分制の導入、多件一通方式の採用、更新時の実体審査等の禁止、存続期間満了後の更新手続の許容及びモデル国際願書様式の採用などの義務付けを内容としている。	1996年8月1日発効 加盟国20 (モルドバ、ウクライナ、スリランカ、チェコ、イギリス等)	1997年4月1日発効
標章の国際登録に関するマドリッド協定 (1891. 4. 14)	本条約は、一の出願で多数国での商標 (サービスマークを含む) 登録を可能とする国際登録制度を創設している。国内登録を基礎として本国の国内官庁を経由して国際事務局に国際登録をすれば、各指定国が12月以内に拒絶の予告をしない限り各指定国について国内登録の効果を生ずる。国際登録は20年存続し (更新可)、5年間は国内登録に従属する。	1892年7月15日発効 加盟国49 (フランス、ドイツ、イタリア、モナコ、ロシア連邦等)	未加入
標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書 (プロトコル) (1989. 6 27)	本プロトコルは、標章の国際登録に関するマドリッド協定の加盟国の増加を目的として、審査主義国にも配慮したものである。国内登録のほか国内出願をも基礎として国際登録を可能とし、拒絶の予告期間を12月又は18月とし、存続期間を10年とし、また国内登録への従属により国際登録が取り消された場合は国内登録への変更を認めている。	1995年12月1日発効 加盟国32 (スペイン、スウェーデン、イギリス、中国、デンマーク等)	未加入

工業所有権法研究グループ (1998) により作成。

第2表 工業所有権主要条約（続き）

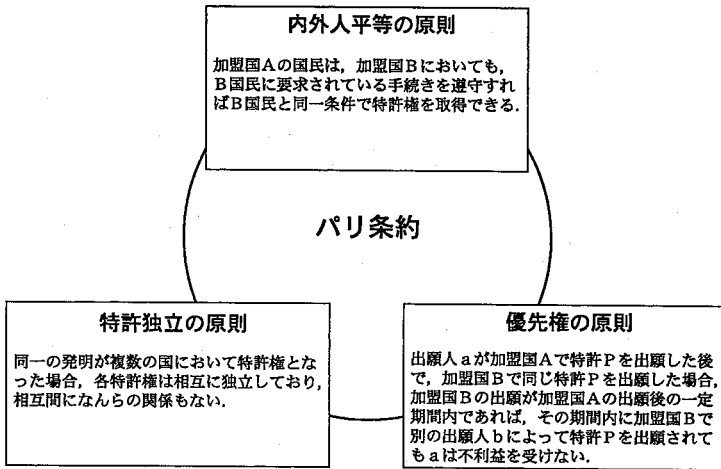
条 約 名	概 要	発 効 等	我が国の批准等
特許手続き上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約 (1977. 4. 28)	本条約は、一定の要件を満たした微生物の寄託機関を国際寄託当局として国際的に承認し、いずれか一の国際寄託当局によって行った微生物の寄託は、すべての国の特許手続において（有効なもの）認めることを規定したものである。	1980年8月19日発効 加盟国43（ハンガリー、ブルガリア、アメリカ、イギリス、日本等）	1980年8月19日 発効
工業意匠の国際的分類設立するためのロカルノ協定 (1968. 10. 8)	本協定は、工業意匠に関する国際的分類を規定した協定で、この協定の同盟国は、意匠の寄託もしくは登録に当たって、その意匠に国際的分類の適切な符号を表記しなければならない。	1971年4月27日発効 加盟国33（フランス、イギリス等）	未加入
工業意匠の国際寄託に関するヘーグ協定 (1925. 11. 6)	本協定は、意匠の国際寄託制度を創設したもので、無審査寄託である。国際寄託の出願は仏語でWIPO事務局に行い、国際寄託は国内寄託と同一の効果を有することなど定めている。1960年に審査国に配慮した改正がなされたが未発効。なお、現在、加盟国の拡大などのために本協定のプロトコルが検討されている。	1928年6月1日発効 加盟国29（ベルギー、エジプト、フランス、ドイツ、スペイン、等）	未加入
世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定 (1994. 4. 15)	本協定は、世界貿易機関を設立するとともに、その附属書において、知的財産権の貿易的側面に関する協定（TRIPS協定）などを定めたものである。TRIPS協定は、知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し及び知的所有権の行使のための措置・手続を確保するために加盟国にそれらの実施を求めているもので、具体的には、パリ条約の遵守、著作権・商標・地理的表示・意匠・特許などの取得可能性などの基準及び知的所有権の行使手続の原則などについて定めている。	1996年1月1日発効 加盟国・地域132（日本、アメリカ、アルゼンチン、カナダ、ケニア、イギリス、大韓民国等）	1996年1月1日 発効

中心になって各国特許法の統一化の事業が進んでおり、「特許出願の方式に関するヨーロッパ条約」（1953年）、「発明特許の国際分類に関するヨーロッパ条約」（1954年）、「発明特許の実体法の一部統一に関するヨーロッパ条約」（1963年、ストラスブール条約）などが成立している。

さらに、ドイツ、フランス、イタリア、ベネルクス3国は、1962年に「ヨーロッパ特許条約草案」を発表し、統合されたヨーロッパ特許制度を設立する意向を明らかにしている。こうした動きを受けて、ヨーロッパ特許庁が出願審査しヨーロッパ特許を付与することと、EC加盟国について単一の特許制度を創設することを基本内容とした「ヨーロッパ特許の付与に関する条約」（EPC, European Patent Convention）が1977年に成立している（第3表）。

（2）著作権の国際的保護

著作権の国際的保護に関する最も重要な条約はベルヌ条約である。ベルヌ条約は、著作権について「内外人平等の原則」、「法廷地法の原則」、「無方式



第5図 パリ条約概念図

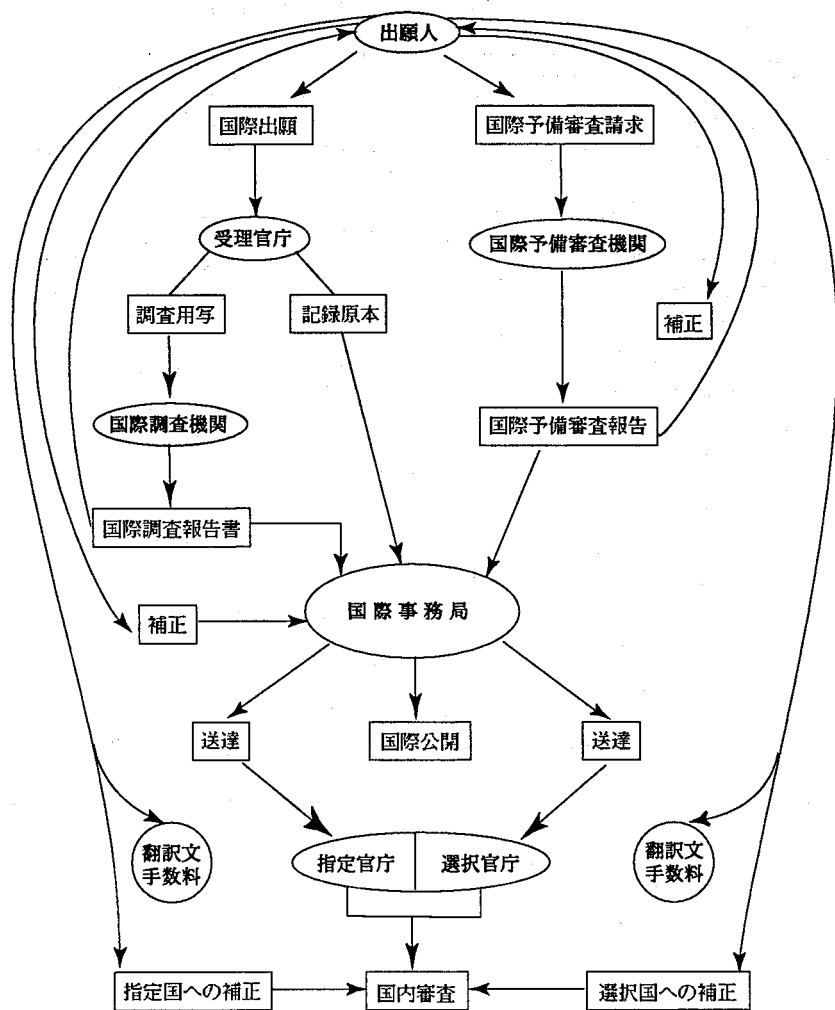
名和（1993）により作成。

主義の原則」、「遡及効の原則」を定めている（第7図）。

「内外人平等の原則」とは、同盟国民が保護を必要とする他の同盟国でも、当該国の国民と同様に著作権の享有を認められる制度であり、「法廷地法の原則」とは、著作権の範囲と救済法法については条約の規定による他に、保護を求める国の法令による制度である。また、「無方式主義の原則」とは、作者の権利の享有には、どんな方法も手続きも不要であるという制度である。さらに、「遡及効の原則」とは、条約は発効時に、その国のすべての著作物に適用され、それは、公有になったものを除き、条約発効前に創作されたすべての著作物に及ぶという制度である。

この条約は、1896年パリ改正条約、1908年ベルリン改正条約、1928年ローマ改正条約、1948年ブリュッセル改正条約、1967年ストックホルム改正条約、1971年パリ改正条約というように成立後数回の改正が行われており、わが国はベルリン改正条約から参加している⁶⁾。

その他に、米国をはじめとする方式主義国と、無方式主義であるベルヌ条約との架け橋として、ユネスコ著作権部の提唱により、1952年にスイスの



*□は手続を示し、○は出願人、機関を示す
 *A、Bのいずれかの手続を選択する

第6図 国際特許出願手続きの流れ

生田・名越法律事務所編 (1998) により作成。

第3表 パリ条約及びベルヌ条約以外の条約

工業所有権関係の多国間条約

【パリ条約体制枠内】

- 1891年 虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定
- 1891年 標章の国際登録に関するマドリッド協定
- 1925年 意匠又は雛形の国際登録に関するヘーグ協定
- 1958年 原産地名称の保護とその国際登録のためのリスボン協定
- 1957年 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定
- 1968年 工業意匠の分類を確保するためのロカルノ協定
- 1970年 特許協力条約 PCT
- 1971年 特許の国際分類に関するストラスブール協定
- 1973年 標章の図形的要素の国際分類を設立するためのウィーン協定
- 1973年 商標登録条約 TRT
- 1980年 特許手続上の微生物の寄託に関するブダペスト条約

【パリ条約体制枠外】

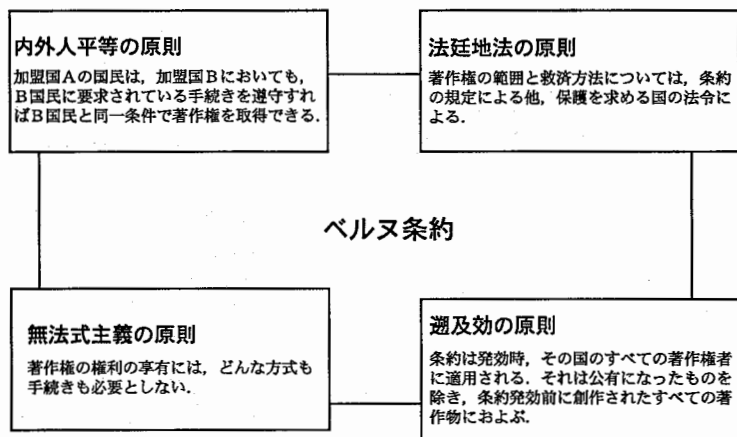
- 1947年 国際特許局の創設に関するハーグ協定
 - 1953年 特許出願の方式要件に関する欧州条約（欧州審議会の取扱条約）
 - 1954年 特許の国際分類に関する欧州条約（欧州審議会の取扱条約）
 - 1961年 植物品種の保護に関する国際条約 UPOV
 - 1962年 ベネルクス諸国の統一商標法
 - 1963年 特許実体法の若干の要素の統一に関する条約（欧州審議会の取扱条約）
 - 1977年 欧州特許付与に関する条約
-

著作権関係の多国間条約

- 1952年 万国著作権条約
 - 1961年 実演家、レコード制作者及び放送機関の保護に関する条約（隣接権条約）
 - 1973年 タイプフェイスの保護及びその国際寄託に関する条約
 - 1974年 衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約
 - 1989年 集積回路に関する知的財産条約
-

小島（1998）により作成。

ジュネーブで成立した万国著作権条約がある。これは、「ジュネーブ条約」あるいは「ユネスコ条約」とも呼ばれ、ベルヌ条約同盟国にとっては、米国での著作権取得を容易にする効果をもつ（清水幸雄，1994）。なお、この条約は、日本では1956年から効力を得ている。



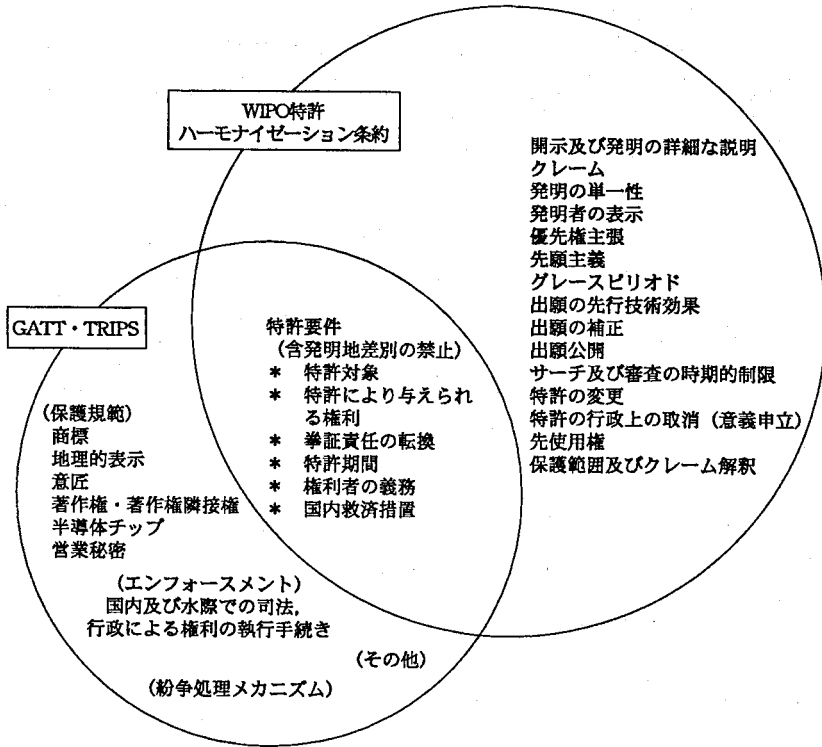
第7図 ベルヌ条約概念図
名和 (1993) により作成。

2. WIPO 設立以降の国際的動向

(1) WIPO の動向

WIPO (世界知的所有権機関) を設立する条約が 1967 年ストックホルムにおいて 51 国により調印され、1970 年発効した。その目的は、諸国間の協力や他の国際機関との協力により世界的に知的所有権の保護を促進することであり、日本は 1975 年に加盟している。WIPO の本部はスイスのジュネーブに置かれ、1974 年に国際連合の専門機関になった。なお、WIPO の任務の一つに、パリ同盟に関連して設立された特別の同盟及びベルヌ同盟の管理業務を行うことがある。これは、当機関が工業所有権と著作権という 2 大領域を対象としており、パリ条約とベルヌ条約の合同事務局であった BIROI (知的所有権保護合同国際事務局) を前身としているためである (名和, 1993)。

特許について WIPO は、1984 年から各国制度を調和させるための条件づくりを行っている。特許制度の違いは、貿易をはじめとする経済摩擦、政治的問題などの原因ともなっている。このため、世界各国の特許制度を調和させる試み、いわゆる「ハーモナイゼーション」が活発になっている (第 8 図)。



第8図 GATT・TRIPS と WIPO 特許ハーモナイゼーション
名和（1993）により作成。

WIPO が特許調和条約の締結を推進し、米国商務省諮問機関が特許制度改革答申をまとめた時点では、調和条約が合意の方向に向かっていたが、クリントン政権になってから改革答申は白紙に戻された。

著作権について、ベルヌ条約は 1970 年代から 1980 年代にかけて大きな変更はなかったが、その間、電子技術やコンピュータ技術の発展がもたらした新しい著作物に対して、先進国では国内法が整備された。そのため、任意の加盟国で保護される著作物が、他国では空白になっているという状況になり、ベルヌ条約における内国民待遇の原則に不都合が生じている。このような状

況下で WIPO は、コンピュータ・プログラム、データベース、人工知能の著作物、コンピュータ著作物などを対象とし、先進国だけでも制度の調和をはかろうとしている（第4表）。

(2) 発展途上国の動向

1961 年の第 16 回国連総会でコロンビアとブラジルは、当時の特許制度が発展途上国の技術発展を妨げ、かつ、先進国への特許料支払いが途上国の負担となっている点を指摘し、現在の特許制度を国際的に再検討すべきであるとする「発展途上国への技術移転における特許の役割（The Role of Patents in Transfer of Technology to Developing Countries）」と題する共同提案を行った。

1961 年当時、途上国の特許法の多くは先進工業国の法律や慣行、または植民地の宗主国における法を継承したものであった。しかし、1960 年代から 70 年代にかけて、途上国はあいついで植民地時代の特許法を改正し、公衆の利益を権利者の利益の上に置くようにした⁷⁾。このように、先進国多国籍企業の受け入れ国では、知的財産関連法が新たに制定されているが、実態としては先端技術導入のための建前や、貿易制裁回避対応策の域を出ない程度のものも多い⁸⁾。しかし、近年になって途上国側も、先進国からの投資、技術移転の促進にとって知的所有権の保護が不可欠なものであることを認識し、知的所有権の関する国際ルールをウルグアイ・ラウンドなどで先進国と共に話し合うことを行っている。

(3) 米国の動向

1980 年代前半、レーガン政権による積極的経済政策と冷戦下での軍事力の強化政策によってドル高が続いた結果、米国の国内製造物は国際競争力が低下し、海外に生産拠点を移さざるをえない状況におちいった。また、財政再建優先の緊急財政政策をとった日系企業が逆に国際競争力を強め、米国市場に急激な進出を展開し、通商摩擦が引き起こされた。

このような背景のもと、レーガン政権は 1983 年 6 月にジョン・A. ヤング氏

第4表 デジタル情報を含む知的所有権に関する経緯

日本国内	世界
1869年・出版条例制定	
83年	
84年・商標条例制定	・工業所有権保護同盟条約（パリ条約）締結
	・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
85年・専売特許条例制定	
89年・意匠法制定	
99年・著作権法制定、ベルヌ条約加盟	
1905年・実用新案法制定	
34年・不正競争防止法制定	
39年・著作権に関する仲介業務に関する法律制定	
56年・万国著作権条約加盟	
61年	・植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）締結
	・世界知的所有権期間（WIPO）条約締結
70年・著作権法全面改正	
71年・特許出願公開制度施行（71.1.1）	
75年・特許法改正（物質特許制度導入）	
77年	・欧州特許条約発効
78年・レコード保護条約加盟	・特許協力条約（PCT）発効
・種苗法改正（79年より品種登録制度）	
79年	・米国：統一特許・シークレット法制定
80年・特許手続き上の微生物の寄託の国際的承認に関するブタベスト条約発効	・米国：著作権法改正（コンピュータプログラムの保護を明確化）
82年・植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）加盟	
84年	・米国：半導体チップ保護法制定
85年・半導体集積回路の回路配置に関する法律制定	
・著作権法改正（コンピュータ・プログラムの保護）	
86年・著作権法改正（データベースの保護を明確化）	
・プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律制定	
87年・著作権法改正（著作隣接権存続期間20年を30年に延長）	
89年・実演家等保護条約に加入、著作権法関連改正	
90年・不正競争防止法改正（営業機密の不正行為の差止め）	
・特許電子出願開始	
91年・著作権法改正（外国レコードについての貸与権、著作隣接権存続期間延長）	
92年・文化庁：著作権審議会マルチメディア小委員会設置	・EU：データベースの法的保護に関する閣僚理事会指令の検討開始
・著作権法改正（デジタル機器に関する補償金制度創設）（施行93.6.1）	
・特許庁：「コンピュータ・ソフトウェア関連発明審査基準」公表	
・文化庁：著作権審議会マルチメディア小委員会第一次報告書	
93年・実用新案法大幅改正（実体審査なしの登録、権利期間の短縮など）	・GATTウルグアイラウンドTRIP協議開始
・不正競争防止法全面改正（商品形態のデッドコピー品の差止めなど）	・第4回・SOFITCシンポジウム「マルチメディア環境と著作権法」開催
	・世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定（TRIPS協定）批准

青山（1998）により作成。

第4表 デジタル情報を含む知的所有権に関する経緯（続き）

	日本国内	世界
1994年	・知財研：「マルチメディアを巡る新たな知的財産ルールの提唱（公開草案）」 ・文化庁：「コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議報告」	・米国IITF：「知的財産権と全米情報インフラ（NII）」（グリーンペーパー）公表 ・TRIPs協定関連国内法改正（特許法、商標法、著作権法、関税定率法ほか）
95年	・科学技術基本法施行 ・文化庁：「著作権審議会マルチメディア小委員会WG検討結果報告」 ・科学技術会議：「研究情報資源の今後のあり方について」報告	・EU：「データベースの法的保護に関する閣僚理事会指令についての共通見解」採択 ・EU：「情報化社会における著作及び著作隣接権に関するグリーンペーパー」発表 ・米国IITF：「知的財産権と全米情報インフラ（NII）」（ホワイトペーパー）発表 ・第5回SOFTICシンポジウム「ネットワーク環境下における知的財産権問題」開催
96年	・特許庁：「コンピュータ・ソフトウェア関連発明審査運用指針（草案）」公表 ・商標法改正（一出願多区分制の導入、立体商標の保護など） ・特許法改正（よりユーザーフレンドリーな制度へ改革） ・著作権法改正（著作隣接権の50年遡及保護など） ・科学技術基本計画（96.7.2閣議決定）	・EU：「データベースの法的保護に関する閣僚理事会指令」採択 ・米国：データベースの投資保護法案（H. R.3531号）提出（廃案） ・WIPO：「WIPO著作権条約」、「WIPO実演・レコード条約」採択 ・WIPO：データベースの保護に関する条約草案公表 ・WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約採択
97年	・特許法改正（新民訴訟法の改正に伴う改正、パソコン出願の導入など） ・著作権法改正（コンピュータ・プログラムの有線送信の権利範囲など） ・特許庁：「コンピュータ・ソフトウェア関連発明審査運用指針（確定版）」公表 ・著作権法改正（コンピュータ・プログラムの有線送信の権利範囲など） ・学術審議会：「学術情報データベースの整備について」報告 ・著作権法改正（コンピュータ・プログラムの有線送信の権利範囲など）	・WIPO：「データベースの法的保護に関する情報会合」開催 ・米国：情報収集物不正利用禁止法案（H. R.2652）提出 ・第6回・SOFTICシンポジウム「デジタルコンテンツの保護と利用」開催 ・EU：「情報化社会における著作権等のある側面のハーモナイゼーションに関する閣僚理事会指令案」提案
98年	・文化庁：「著作権審議会マルチメディア小委員会WG（技術的保護・管理関係）中間まとめ（コピープロテクション等技術的保護手段の回避について）」公表 ・通産省産業構造審議会知的財産政策部会/情報産業部会「デジタルコンテンツに関する合同会議「データベースの法的保護のあり方について・中間論点整理案」 ・郵政省：通信・放送の融合と展開を考える懇談会報告書「情報通信の多目的展開とサイバー社会」公表 ・通産省：産業構造審議会総合部会「情報化、ネットワーク化の進展に対応した知的財産保護のあり方」提言 ・特許法改正（損害賠償額の算定方式の見直し、国と国以外の者とが共同で特許権を取得する場合の特許料等の取り扱いなど） ・意匠法改正（部品の部分のデザインの保護、組物の意匠の保護制度の改革など）大学等技術移転促進法成立・施行	

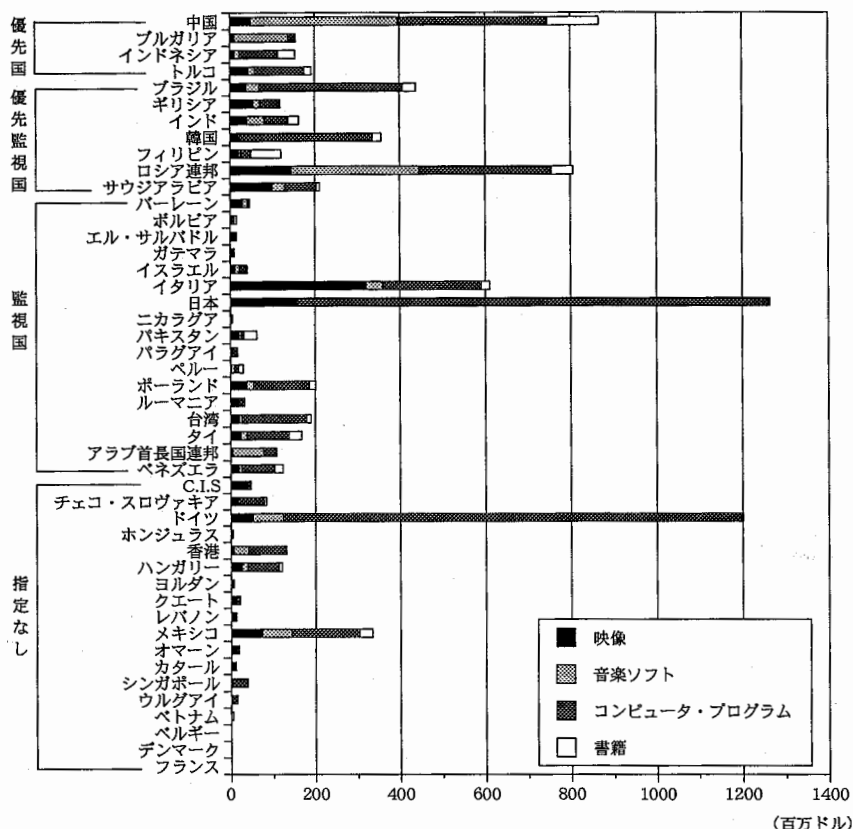
(当時、米国ヒューレット・パッカード社会長)を委員長に迎えて学会、産業界など各界の代表者からなる「産業競争力についての大統領委員会」を組織した。ヤング委員長は、ハイテク分野における米国の総合的戦略について検討した結果を「産業競争力に関する大統領顧問委員会レポート」と題する報告書にまとめ大統領に提出した。これは委員長の名を取って、ヤングレポートと呼ばれる。

1985年1月に提出された第1次ヤングレポートは、米国の競争力回復のために必要な方策の一つとして、米国内外における知的所有権の保護強化を政策課題の最優先項目にすべきであると指摘した。このレポートでは、多くの国での米国知的財産の不正使用は(第9図)、米国の技術革新における優位性を弱めているため、米国政府は条約、関税、通商交渉を通じて、海外における知的所有権の保護強化を求めるべきであること、さらに米国の国内法を整備して技術基盤の強化に努めるべきであることが勧告されている(馬場編, 1998)。

1987年4月に提出された第2次ヤングレポートは、「米国競争力の危機」と題して、知的所有権の保護強化は貿易法の改正、2国間交渉、多国間交渉を通じて図られるべきであることを勧告し、当時審議中であった包括貿易法案を側面から支持した。

1988年8月に成立した1988年包括貿易法は、ヤング委員会の提言を反映した内容となっており、水際規制の強化による国内産業の保護、特許権の効力拡大の他に、通商法301条、スーパー301条、スペシャル301条、関税法337条などを通じて⁹⁾、知的所有権保護の不十分な国に対する報復措置の強化が図られた(第5表)。この報復措置をうしろ盾として、米国は、他国に知的所有権制度の整備を強く求める2国間交渉を繰り返しており、当国に不利益をもたらす可能性を有する国々を、監視国として警戒している。日本も、知的所有権の分野では、1989年よりスペシャル301条の監視国に、1994年からは優先監視国に認定されている(第10図)。

さらに、米国は、途上国が多数派をしめるWIPOよりも自由競争をたてまえとするGATTの方が主張に有利だったことや、GATTにはWIPOと異な



第9図 スペシャル 301 条による知的所有権侵害損害額 (1994 年)

科学技術庁編 (1998b) により作成。

り報復措置のシステムが備わっていることにより、上記問題を 1986 年に始まる GATT のウルグアイ・ラウンドに持ち込んだ¹⁰⁾。

GATT ウルグアイ・ラウンド交渉が、7 年余りにわたる交渉の結果、1993 年 12 月 15 日に最終合意に達した。1994 年にマラケシュでの閣僚会議においてウルグアイ・ラウンドの最終合意文書が調印され、1995 年に WTO 協定(世界貿易機関設立に関するマラケシュ協定)として発効することになった。こ

第 5 表 301 条の各手続きの概要

	通常の301条	スペシャル301条	スーパー301条 (89、90年)
手続の特徴	個別案件ごとに対応	優先国の知的所有権問題を網羅的に調査 調査期間が短期	優先国の問題を網羅的に調査 協議内容に制度有り
適用範囲	あらゆる分野	知的所有権の分野	あらゆる分野
調査開始	提訴又はUSTRの自主的調査開始	USTR報告書に基づき優先国を決定	USTR報告書に基づき優先国を決定
優先国の決定基準	なし	適切かつ効果的なIP保護の否定 IP保護に基づく米国人の公正な市場アクセスの否定等	不正慣行が米国に与える影響度
相手国との協議内容	協議内容についての規定なし (USTRの裁量)	協議内容についての規定なし (USTRの裁量)	3年以内の撤廃又は3年間での段階的縮小 (議会への報告義務)
調査期間	通常12ヶ月	6ヶ月 (複雑なケースでは9ヶ月)	12ヶ月
対抗措置	報復関税の発動、輸入規制、特惠関税適用の停止等 (ただし、大統領の指示、相手国の改善の約束、国家安全保障上必要な場合等は対抗措置不要)		

科学技術庁編 (1998b) により作成。

うして GATT が発展的に吸収される形で、WTO (世界貿易機関) が設立された。そして、新しく発効した WTO 協定の付属書として TRIPS (知的財産権の貿易関連側面に関する協定) があり (第 11 図), 知的財産保護に関して新しい国際ルールが設けられた (第 12 図)。

この TRIPS 交渉における合意内容は、(1)基本原則として、加盟国間に差別的な措置を認めない内国民待遇、最恵国待遇が義務づけられたこと、(2)既存の知的所有権条約の保護水準を遵守すべき最低水準 (ミニマム・スタンダード) として定めたこと、(3)紛争処理に関する手続きの基準が定められたこと、(4) 国家間の紛争を処理する方法が明規されたことなどである。これらは、今後各国に置いて批准、発効の手続きがとられ、先進国は協定発効の日から 1 年以内、発展途上国は 5 年以内に適用されることが義務づけられている。

GATT・TRIPS 交渉が合意に達したことにより、ウルグアイ・ラウンド交渉妥結によって発足する WTO (世界貿易機構) 加盟国は、合意内容に対応し

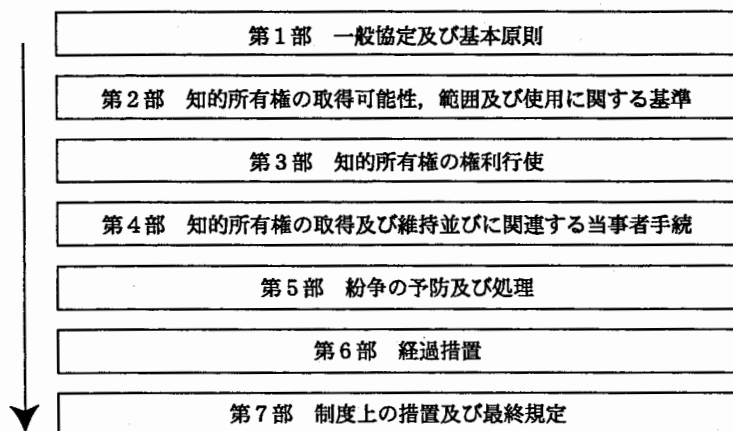
多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備

国名	1989.11.1	1990.1.24	1990.4.27	1991.4.26	1992.4.29	1993.4.30	1994.4.30
インド	○	○	○	●	●	●	●
タイ	○	○	○	●	●	●	○
中国	○	○	○	●	△	△	●
ブラジル	○	○	○	○	○	●	×
メキシコ	○	×	×	×	×	×	×
台湾	△	△	△	△	●	○	△
韓国	△	△	△	△	○	○	○
エジプト	△	△	△	△	○	○	△
トルコ	△	△	△	△	○	○	○
フィリピン	△	△	△	△	○	△	△
サウジアラビア	△	△	△	△	△	○	○
アルゼンチン	△	△	△	△	△	○	●
カナダ	△	△	△	△	△	×	×
チリ	△	△	△	△	△	△	△
コロンビア	△	△	△	△	△	△	△
ギリシア	△	△	△	△	△	△	△
インドネシア	△	△	△	△	△	△	△
イタリア	△	△	△	△	△	△	△
日本	△	△	△	△	△	△	○
ユーゴスラビア	△	△	△	△	×	×	×
パキスタン	△	△	△	△	△	△	△
スペイン	△	△	△	△	△	△	△
ベネズエラ	△	△	△	△	△	△	△
マレーシア	△	△	△	×	×	×	×
ポルトガル	△	△	×	×	×	×	×
EC	×	×	×	○	○	○	×
EU	×	×	×	×	×	×	○
オーストラリア	×	×	×	○	○	○	△
ハンガリー	×	×	×	△	○	○	×
キプロス	×	×	×	△	△	△	△
ドイツ	×	×	×	△	△	×	×
ニュージーランド	×	×	×	△	△	×	×
アラブ首長国連邦	×	×	×	△	△	△	△
ポーランド	×	×	×	×	○	○	△
エクアドル	×	×	×	×	△	△	×
ガテマラ	×	×	×	×	△	△	×
パラグアイ	×	×	×	×	△	×	×
エル・サルバドル	×	×	×	×	△	△	△
ペルー	×	×	×	×	△	△	△

● 優先国 ○ 優先監視国 △ 監視国 × 指定無し

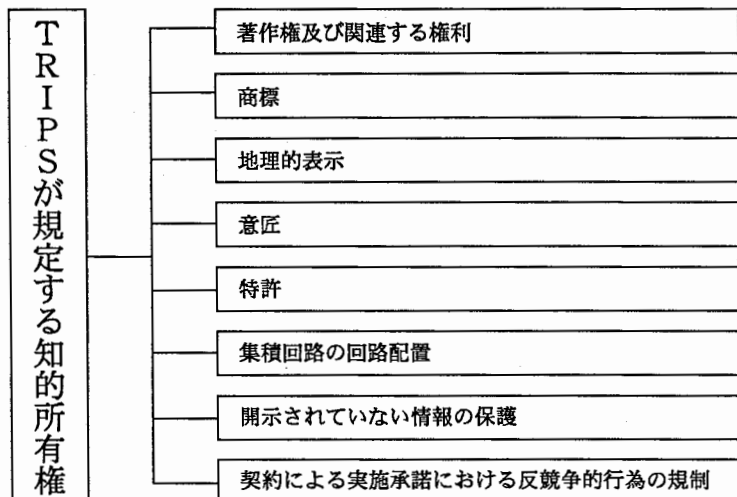
第10図 301条による指定国

科学技術庁編（1998b）により作成。



第11図 TRIPSの体系

生田・名越法律事務所編（1998）により作成。



第12図 TRIPSが規定する知的財産権

生田・名越法律事務所編（1998）により作成。

て国内法を整備しなければならない。この知的財産制度の整備に関して先進国は、発展途上国の要請に応じて、技術的及び資金的な協力を提供することを義務付けられている¹¹⁾。この規定を受けて、米国の他に、日本、ドイツ、オーストラリアなどが中心となって、アジア諸国の知的財産制度の整備、拡充に関する援助及び協力が積極化している。

以上のように米国は、新興工業国との2国間交渉を強力に押し進めるとともに、GATT ウルグアイ・ラウンドにおける TRIPS 交渉や WIPO におけるハーモナイゼーション条約交渉などの多国間交渉を通じて、各国の知的所有権制度の改善を求めている。このような米国の知的所有権戦略は、米国系多国籍企業によって支えられている¹²⁾。これは企業が生産・販売拠点を海外に移転しつつあり、効率的な企業内分業体制構築においても国際的な知的所有権保護の必要性が高まったことによると考えられる¹³⁾ (第6表)。

なお、このような米国系企業の知的所有権戦略によって、1980年代後半から多数の日系企業が、第7表に記したように米国企業や発明家から権利の侵害者として訴えられている¹⁴⁾。

近年、日米間におけるこの種の紛争が激化した背景として、(1)主要国では米国のみが先発明主義を採用していること(第8表)、(2)米国では出願内容は特許付与がなされるまで公開されないため、事前に抵触の可能性がある特許を想定して権利侵害を回避することができないこと、(3)米国では出願日からの特許期間の制限がないため、任意の技術が長期間の潜伏期間を経てから特許となって浮上し、莫大なライセンス料の支払いを余儀なくされる場合があること¹⁵⁾、(4)特許紛争など専門的訴訟の審理を一般市民が担当する陪審制度を採用していること¹⁶⁾、(5)水際措置を採用していること¹⁷⁾、(6)米国では物品製造を行わなくなった企業や個人発明家の特許権者である場合が多くクロスライセンス交渉が困難なことなど、知的所有権制度や司法制度の相違といった構造的要因がある(村上、1990)。特に、先発明主義は米国独特のものであり、第9表に示されるように、紛争が起こった時の手続きや解釈でも発明者保護が図られる傾向が強い(落合、1993)。

第 6 表 知的財産権保護強化のための米国の主な交渉成果

年	交渉対象国	米国の交渉成果
1985	韓国	著作権法改正（コンピュータ・プログラムの保護）
1986	韓国	特許法改正（物質特許の導入） 著作権法改正 万国著作権条約への加盟 米国に対する特別優遇措置 特許法改正（物質特許の導入）
	台湾	
1987	シンガポール マレーシア インドネシア	著作権法改正（コンピュータ・プログラムの保護） 著作権法改正（コンピュータ・プログラムの保護） 著作権法改正（コンピュータ・プログラムの保護）
1989	サウジアラビア インドネシア コロンビア	著作権法改正 特許法改正 ソフトウェアの保護開始
1990	日本 ドイツ マレーシア チリ ユーゴスラビア ポーランド 韓国	不正競争防止法改正 知的所有権侵害への罰則強化 著作権法改正 ソフトウェアの保護開始 著作権法改正 米国と知的所有権の保護に関する協定締結 特許法改正（飲食物特許の導入）
1991	中国 韓国 台湾 インドネシア EC シンガポール メキシコ・チリ ルーマニア・ブルガリア	著作権法施行、米国に対する特別優遇措置、特許法改正（物質特許の導入） 不正競争防止法改正（トレード・シークレットの保護） 企業秘密保護立法 公平交易法新設（不正取締り、トレード・シークレットの保護） 特許法新設 ソフトウェアの保護に関する指令 商標法改正 特許法改正・著作権法改正 米国と知的所有権の保護に関する協定締結
1992	日本 中国 台湾 ニュージーランド 南アフリカ ブラジル・ペルー パキスタン ロシア ポーランド	サービスマークの登録 米国と知的所有権保護に関する協定締結・ベルヌ条約加盟 著作権法改正（米国人著作物の保護強化）・企業秘密保護開始 特許法改正（医薬特許の導入）・商標法改正・米国と知的所有権協定締結 医薬品の強制ライセンス廃止 著作権法改正・ソフトウェアを保護 知的所有権の保護を強化 著作権法改正 新特許法改正・半導体レイアウト法・ソフトウェア保護法 特許法改正

落合（1993）、黒瀬（1994）、シュレスタ（1996）により作成。

(4) ヨーロッパの動向

EC は、知的所有権制度の面では特許が先行しているため、欧州特許条約 (EPC) が制定され、1977 年に発効している。この EPC は、特許実体法に基礎を置く単一のヨーロッパ特許付与手続により、締約国における発明の保護を容易にし、そのための費用を安いものとし、さらに取得した権利を確実に

第7表 日米知的財産権紛争主要事例（1982年－1993年）

年	原告	被告	係争対象	結果
1982	IBM	日立製作所	コンピューター互換機	和解
1984	インテル社	NEC	マイクロプロセッサの著作権	和解
1984	コーニング社	住友電工	光ファイバーの特許権	住友電工敗訴
1984	タンドン社	三菱電機など3社	両面フロッピーディスクの特許権	三菱電機勝訴（他は和解）
1985	IBM	富士通	コンピューターソフトウェアに関する著作権	1988年米国仲裁委員会（AAA）の仲裁裁定により解決
1987	NEC	エプソン	コンピュータープログラムの著作権	和解
1991	ジェネンテック	東洋紡	血栓溶解剤 TPA	大阪地裁がジェネンテック社の主張を認める判決
1991	アイオワ州立大学	日本のエレクトロニクス企業数社	PAXの符号化技術	
1992	ワング・ラボラトリーズ	日本のエレクトロニクス企業多数	記憶要因拡張技術 SIMM	
1992	ハネウェル	ミノルタ	自動焦点技術	米連邦地裁がハネウェル社の主張を認める判決、ミノルタが1億2750万ドル支払うことで和解（陪審判決では9635万ドル）
1992	ハネウェル	イーストマン・コダック、コニカ、京セラ、キャノンニコン、松下電器、プレシア（台湾）	自動焦点技術	被告側がハネウェル社に1億2410万ドルを支払うことで和解
1992	ハネウェル	オリンパス、旭光学、リコー	自動焦点技術	
1992	ローラル・フェアチャイルド（LP）	日本のエレクトロニクス企業数社	CCD	
1992	コーニング	住友電工	光ファイバー	米裁判所がコーニング社の主張を認める判決、住友電工は2500万ドル支払うことで和解
1992	シャン・コイル氏	セガ・エンタープライゼズ	テレビ画面表示技術	米連邦地裁陪審がセガ側に3300万ドルの支払いを命ずる評決、セガが4300万ドル支払うことで和解
1992	テキサス・インスツルメンツ（TI）	シャープ、リコー	キルビー275特許	シャープ、リコーは東芝、NEC、沖電気、松下電器等と同様にTIと特許使用契約を結ぶ。TI・富士通の告訴合戦は未解決
1992	IBM	京セラ	パソコンの基本入出力システム（BIOS）	IBMが東京地裁に187億円の損害賠償を求める訴訟を起こす。

シュレスタ（1996）により作成。

第8表 米国特許法にみられる発明者保護原則

主な原則	特徴
発明者しか出願できない	出願人となるのは真正な発明者のみである。出願手続きは原則として発明者名義で行われる。日本のように発明者から特許を譲り受けた企業自体が手続きの主体となることは不可能。
特許は最初の発明者に付与される（先発明主義）	真の発明者を保護する点において優れる。出願を急がなくてもよいので発明者が十分な時間的余裕をもって出願の準備を行うことが可能。審査に費やす時間が結果的に短縮される。しかし、誰が真正でかつ最先の発明者かを特定することがきわめて困難となることも多い。
抵触審査（インターフェアレンス）による発明日の決定	2つの発明が同一であると認定された場合に抵触審査は行われる。「発明を着想した日」「実施に移した日」「発明を先に着想したが実施が遅れた者の場合、他人の着想より早く相当な継続的努力があったこと」が最先の発明日の確定において重要事項。出願日が早いほうを優先する先願主義と比較して特許の取得にかなりの労力と経費を要する。
米国に存在する内外人差別	発明日として主張できるのは「米国の領土内での発明」に限られるので、先発明主義は外国企業には適応されない。例えば、日本からの出願では発明日を主張できず、主張できるのは、日本での出願日のみ。発明から出願までの期間を1年間とすると、米国特許法は他国からの出願に1年間のハンディを負わすことになる。
特許保護の最長期間を定める規定がない	特許期間は特許付与の日から17年とだけ規定。特許が確定しない限り権利期間は開始しない。審査が長期にわたる場合、その間に一般化した技術に対しても、特許付与の日から17年という保護が与えられることになる。日本やヨーロッパの多くの国では審査に何年かかっても特許期間は出願日から20年という最長期間が定められていたため、出願から特許成立までの時間がかかる有効期間は短くなってしまいが、米国では成立までの期間を長引かせると特許の保護期間が発明者の都合に合わせることが可能になる。
特許成立まで出願内容が公開されない	特許出願の内容は特許が付与されるまで公開されないで、第三者は特許出願の内容を特許成立まで知ることが不可能。それゆえに、突然特許が成立して、第三者への権利が行使されることもある。継続出願（原出願と同一開示内容で、再度審査を求める手続きで、出願日は原提出に遡及する）や、一部継続出願（原出願の内容の一部または全部に原出願に開示していない新規事項を追加する手続き。元の開示内容については原出願日が、新規事項については、新たな出願日が基準となる）を何回も行うことで特許出願の手続きをいつまでも長引かせることも可能。（日本やヨーロッパでは出願日から1年6ヶ月後にその出願内容が公開される）

シュレスタ（1996）により作成。

することを目的としたものである（第13図）。

この特許協定を実施する機関として創設されたのが、ミュンヘンに根拠地を置くヨーロッパ特許機構であり、これはヨーロッパ特許を付与するヨーロッパ特許庁及びその活動を管理する管理理事会からなっている。

また、EC理事会の指示で、EC諸国は国内法の改正を行い、特許制度などの協調をはかることを進めている。

3. 知的所有権制度に関する日米欧の比較

日本、米国、イギリス、ドイツ、フランスにおける現在の特許制度を比較

第9表 米国特許訴訟における問題点

特許訴訟における傾向	特徴・問題点
・クレーム（特許権の権利範囲）の広い解釈 ・均等論の存在	米国は日本よりもクレーム中に使用される用語を広く解釈し、発明の保護範囲を広く考えようと配慮していると思われる。クレームの記載と一致していなくとも、機能や方法、結果において実質的に同一なら、クレーム中の構成と同一とみなして判断。均等かどうかの判断は侵害したとされる時点を基準とする（日本では出願時）ので、出願からかなり時間が経ってかなり進歩した技術に対しても均等が認められることがある。
・特許権者に有利な陪審員制度	技術的要素の全くない素人である陪審員は特許庁の「専門家」が発明者に認めた特許を無効にすることに躊躇し、自国民に有利な判断をしがちである。大企業よりも個人や小企業に対してより同情的。原告の要求する実施料に対し根拠を示さなくとも陪審員が妥当と思う損害賠償額を認定することが可能。
・訴訟範囲を広げてしまう証拠開示制度（ディスカバリー）	原告、被告双方が相手からの要求に従って必要書や証拠等審査のための必要な資料を提出し、論点の整理を自主的に行うための手続きであるが、双方が自己に有利な資料を相手から得ることに躍起となり、あらゆる資料を要求しあう結果、その範囲が極めて広範囲に及んでしまうこともある。相手の資料がすべてみられることで攻防が容易となるが、経済的な負担も大きい。
・損害賠償金の判定基準における「エンタティア・マーケットパリュールール」・「仮想交渉方式」	日本では損害賠償額が侵害によって得たとされる利益以上になることはなく、その部品を組み込んだ製品ではなく、問題となった部品の値段を基準とするので、賠償額が法外な額になることは少ないが、米国はその部品を組み込んだ製品そのものの値段を基準として損害額を算定する「エンタティア・マーケット・パリュールール」や、問題の特許発明に全く瑕疵がなく完全なものであるとして、業界の実施契約締結に関する習慣等を全く考慮せず、ライセンサーとライセンサー間で誠意をもって交渉された場合は実施料がいくらかになるかという「仮想交渉方式」と呼ばれる算定基準が採用されているので、賠償額が高額になりやすい。
・三倍賠償制度（懲罰的賠償）の適用	ある製品の製造販売に際し、事前に十分な特許審査をしたか否か等の注意義務を問い、十分な注意義務がなされていなかった場合には、被告に故意があったとして実損害の3倍の範囲内において賠償金の支払いを命ずることができる。意図的侵害でないことを立証するためには日常的な配慮が不可欠となる。

シュレスタ（1996）により作成。

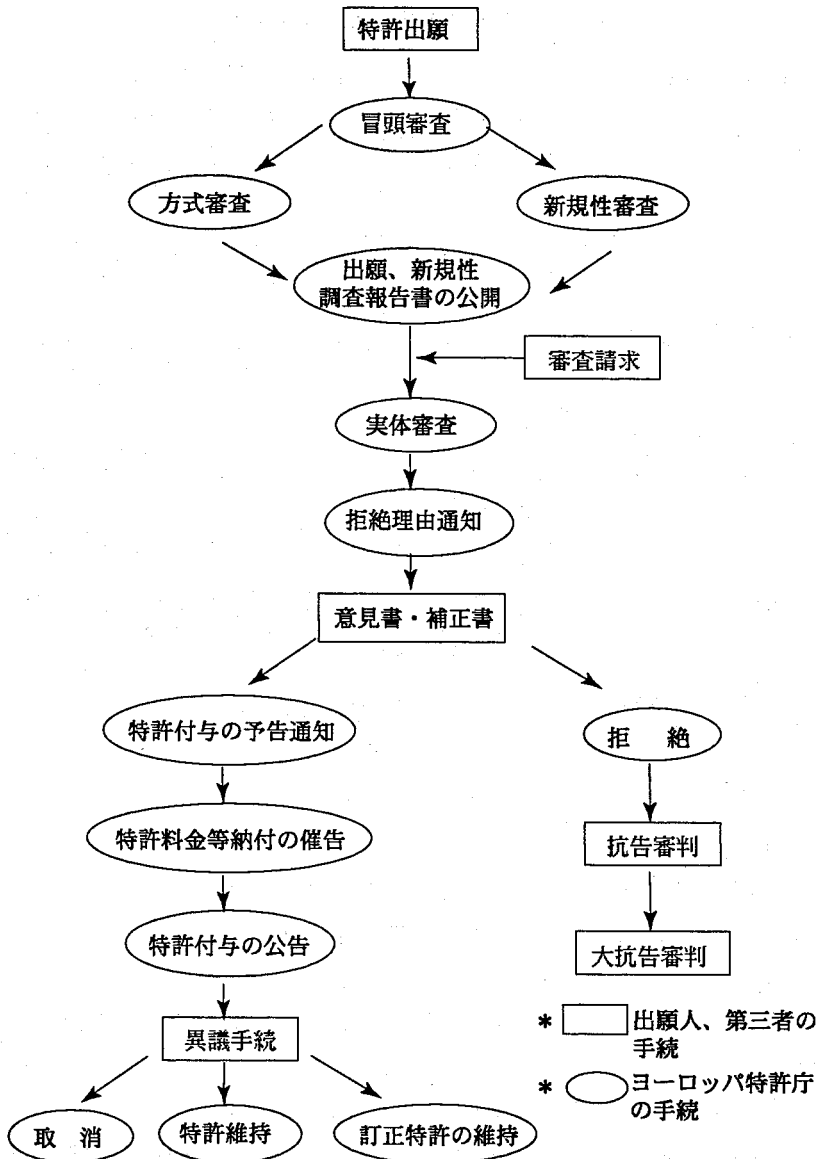
すると以下のとおりである（第10表、第14図、第15図）。

米国のみ先発明主義であり、他は先願主義である。先発明主義の場合、最初に発明した者に特許が与えられるもので、発明者の決定には複雑な手続きが必要となる（生田・名越法律特許事務所編、1998）。

出願公開制度は、出願された発明が、一定期間経過後公開される制度であり、多くの場合、出願後18カ月で公開される。この制度によって技術開発情報が早期に入手可能となり、研究開発の効率的な運営を行うことができる。上記5カ国のうち、米国のみ出願公開制度が存在しない。

特許権の存続期間は、いずれの国も出願日（ドイツのみ出願の翌日）から20年であり、これは国際標準となりつつある。

審査制度は、出願された発明を審査し、特許要件を満たすもののみに特許



第 13 図 ヨーロッパ特許出願手続きの流れ

生田・名越法律事務所編（1998）により作成。

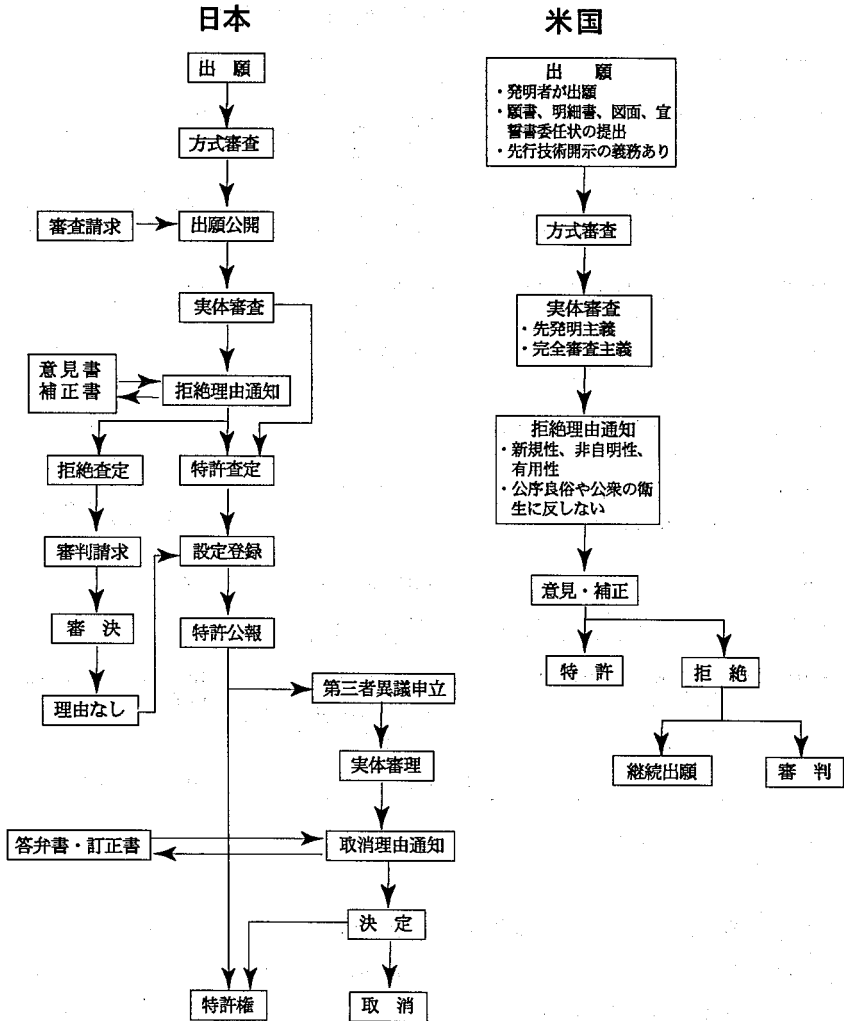
第 10 表 日米欧の特許制度運用の比較

項目	日 本	米 国	欧 州
特許付与の原則	・先願主義	・先発明主義 (米国内のみ先発明主義、他 国は先願主義)	・先願主義
グレースビリオド	・出願前6ヶ月 ・試験、刊行物発表、文書による 学会発表、博覧会出品及び 意に反する開示	・出願前12ヶ月 ・対象に制限なし (開示後1年以内に開示すべ ばよい)	・出願前6ヶ月 ・博覧会出品及び意に反する開 示
先行技術効果	・同一出願人、発明者は除外 ・新規性のみに適用	・同一出願人、発明者は除外 ・新規性と進歩性に適用	・除外規定なし ・規定性のみに適用
出願公開	・出願日から7年以内 (注)実用新案出 願では出願日 から4年以内	・公開制度なし (特許により初めて公開)	・出願日から18ヶ月で出願が公 開
審査請求	・出願日から18ヶ月で出願が公 開	・なし	・サーチレポート公開後6ヶ月 以内
不特許事由	・原子核変換により製造された 物、公序良俗・公衆の衛生を 害する恐れがあるもの	・原子力兵器関係	・動物種の品種、その生産のた めの本質的な生物学的方法 ・公序良俗に反する恐れがある もの
意義申立	・特許付与前	・特許付与後(再審査)	・特許付与後
特許期間	・広告日から15年、但し、出 願日から20年を越えない	・特許発効日から17年なお、 出願日からの制限なし	・出願日から20年
製造特許の効力	・新規物であれば準証責任が転 換する	・新規物でも公知物でも、その 製法が使用された蓋然性が高 く、使用された製法を特定す る合理的努力をすれば準証責 任が転換する	・新規物であれば準証責任が転 換する
先使用权	・あり	・なし	・あり(国内法による)

名和(1993)により作成。

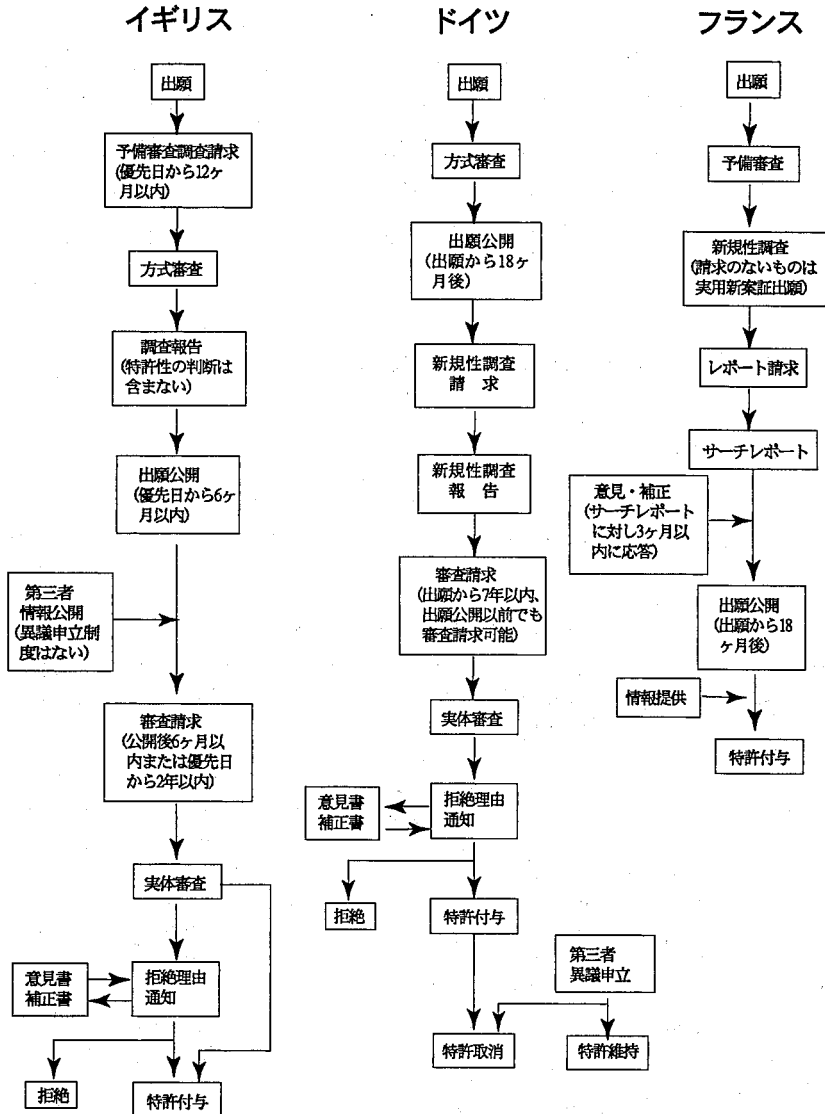
を付与する制度である。この制度は、特許の信頼性を確保するために多くの
国で採用されており、フランス以外の4カ国には当該制度が存在する。なお、
フランスは無審査主義を採用しており、特許の有効性に問題が生じたときに
は裁判所で判断している。

異議申立制度は、特許権が付与された時点で、その特許性について異議の
ある場合、申し立てできる制度である。この制度は、上記5カ国のうち日本、
ドイツに存在し、米国、イギリス、フランスには存在しない。これに代わる
ものとして、米国には先行技術を引用しての再審査制度が、イギリスには情



第 14 図 出願から登録までの流れ（日本・米国）

生田・名越法律事務所編（1998）により作成。



第 15 図 出願から登録までの流れ (イギリス・ドイツ・フランス)

生田・名越法律事務所編 (1998) により作成。

報提供制度がある。

次に、日本、米国、イギリス、ドイツ、フランスにおける現在の著作権制度を比較すると第11表のとおりである。なお、近年多くの議論がなされているデータベースの保護に関しては、世界的に著作権によって保護されているが(青山, 1998)、欧州連合では、著作権とは別にデータベース作成者に対して素材の抽出及び再利用に関する排他的許諾権による保護を開始している(第12表)。

IV 日系企業の多国籍化と技術移転

1. 日系企業の海外進出

ここでは、上述したような知的所有権をめぐる国際情勢の中で、日本の多国籍企業がいかなる技術移転を行っているのかを明らかにした上で、わが国

第11表 日米欧の著作権制度の比較

項 目	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ベルヌ・ローマ条約
制 度	権利発生のための登録手続き	不要	国外の著作物については不要 (国内の著作物については出所要件)	不要	不要	不要
	著作人格権	有	有 (プログラムは除く)	有	有	有
	法人著作	有	英米以外は明文規定無 (財産的権利のみ帰属)	無	有	規定されていない
	著作権譲渡権制度の対象	実演、レコード、放送	制度無 (レコードは著作物)	実演 (レコード、放送は著作物)	実演、レコード、放送、ビデオグラム	実演、レコード、放送
保 護	コンピュータ・プログラム	明記 (昔画、規約、無法には保護は及ばない)	明記 (アイディア、手帳、概念には保護は及ばない)	明記	明記	明記されていない
	データベース	明記	編集著作物	編集著作物	編集著作物	編集著作物
	貸与権	著作権者には許諾権 著作権譲渡者には許諾権と報酬請求権	許諾権 (レコード、プログラム)	許諾権 (映画、プログラム)	用途権 (複製物の用途を決定できる権利が及ぶ)	規定されていない
	頒布権	映画のみ有	有 (ファースト・セール・ドクトリン)	有 (ファースト・セール・ドクトリン)	用途権が及ぶ	映画のみ有
容 易	輸入権	無 (平行輸入権)	有 (EC域内は適用されない)	有 (EC域内は適用されない)	有 (EC域内は適用されない)	規定されていない
	私的録音・録画の報酬請求権	無	無	有 (機器、機材を対象)	有 (機器、機材を対象)	規定されてない
	複写・複製の報酬請求権	無	無	有 (複写機用を対象)	無	規定されてない
	原則	死後50年	死後50年	死後70年	死後50年 (音楽は70年)	死後50年
展 望	無名、変名、団体名義	公表後50年	公表後75年	公表後50年	公表後50年	公表後50年
	著作権譲渡権制度の対象	50年	---	50年	50年	20年

名和 (1993) により作成。

第12表 データベースの保護

	欧州連合 (EU)		米 国	日 本
根拠となる 法制度	データベースの法的保護に関する閣僚理事会指令		米国著作権法 (1976年)	著作権法 (1986年改正)
保護の形式	著作権	sui generis権	著作物 (編集著作権)	著作権 (データベースの著作物)
データベースの 範囲	体系的、組織的な方法で配列された素材の集合であって、電子的にアクセス可能かどうかは問わない		編集著作物の定義： 既存の素材やデータを収集 / 編成することによってできた著作物	情報の集合物であって、コンピュータによる検索が可能になるように体系的に構成したもの
保護される ための要件	個々のデータの選択または配列が、著作者自身の知的創作活動による成果だと評価できるもの		素材などの選択、整理または配列によって、全体として著作者が創作した著作物を形成しているもの	データベースを構成する情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するもの
権利の及ぶ 範囲	複製、改変、頒布などの行為		複製、翻案、頒布などの行為	複製、翻案、貸与などの行為
権利の制限 (EUは各国 毎に規定)	・非電子的データベースの私的目的のための複製 ・非商業目的の教育、研究目的のための使用 ・公共の安全の目的や行政 / 司法の適切な運用のための使用 ・各国で著作権の制限として認められている行為		フェア・ユース規定による (著作物の使用目的、性質、使用される部分の価値、著作物の潜在的な市場や価値に及ぼす影響を考慮)	・私的利用のための複製 ・図書館などにおける複製、など
保護期間	創作時から、著作者の死後70年まで	作成完了日から15年、実質的な変更によって更新	創作時から、著作者の死後50年まで	創作時から、著作者の死後50年まで

青山 (1998) により作成。

とアジア諸国との結びつきについて検討する。

日本企業の直接対外投資は、円高を契機として過去3回拡大期を経験している(第16図)。第1次は、73年をピークとする60年代後半から第1次石油危機直前までの期間(1969～1973年)であり、第2次は第2次石油危機を挟んだ期間(1978～1984年)である。しかし、1986年のプラザ合意以降の対外直接投資は過去最高のものとなっている。この1986年以降における海外直接投資の拡張期には、発展途上国から先進国、労働集約型産業から加工組立型産業への転換がみられた。

シュレスタ (1996) によれば、最近の円高対応策として企業が考えている施策は、日本国内の製造コストをできる限り下げること、標準化された汎用

		アジアへの展開要因	欧米への展開要因
1960	第1次 海外投資 ブーム	・ 高度成長による国内労働者不足、賃金高騰、公害等に加え、71年ニクソン・ショックを契機とした円高での競争力低下	
1970			
	(停滞期)	・ 73年の第1次石油ショックやASEAN 諸国での対日感情悪化	・ 海外投資全体が停滞する中で貿易摩擦対応のための増加
	第2次 海外投資 ブーム	・ 円高に伴う国際競争力低下や天然資源開発関連大型案件の成立	
1980			
	(停滞期)	・ 円高傾向	・ 円安傾向
	第3次 海外投資 ブーム	・ 円高による国際競争力低下や労働力不足による賃金高騰や地価高騰による生産コスト上昇 ・ 中国における市場経済政策の推進	・ 貿易摩擦への対応 ・ EC市場統合への対応 ・ 余剰資金による不動産等海外資産の購入
1990			

第16図 日本企業の海外投資要因

シュレスタ (1996) により作成。

品については、日本国内ではなく、アジア中心の海外生産拠点で生産拡大を図ること、低コストの輸入部品を国内の生産プロセスの中でできる限り用いることなどである。日本企業による対外直接投資の拡大戦略は、当分の間は国内の競争力を維持し、拡大しつつも、海外生産拠点の競争力の向上につとめるというものであり、特に対アジア地域への直接投資の役割が高まっている(洞口, 1992)。

従来は、労働集約度、及び国際的な賃金格差により国際分業がなされてきた。しかし、1980年代後半以降は、量産機械、汎用品、標準化品の生産・輸出拠点を進出先のアジア諸国にシフトさせ、日系企業はよりハイテクの製品に特化するという傾向がみられる(岡本, 1998; 宮智・大西, 1995)。さらに、この生産体系そのものの移転は、日系企業と進出先の企業との間だけでなく、進出先の現地企業とその周辺諸国の企業間にも多様な分業関係を生むこととなった。

また、NIEs は、80年代後半のASEANの工業化に伴って輸出競争力が低

下したことにより、比較的劣位化した産業の生産拠点を海外にシフトさせると同時に、自国企業を中心に技術集約型産業の育成を図るために、外資を積極的に導入するという政策をとっている。

アジア諸国の分業化は、原材料と工業製品とを相互に輸出するという垂直的分業から、工業製品を相互に輸出する水平分業へ転換を遂げている。そして、この水平分業も、高付加価値製品を日本が、低付加価値製品をアジア諸国が分担する状態から、双方が新製品、高付加価値製品を輸出するという状態に変化しつつある。上記のような日本企業及び NIEs 企業の分業は、この水平的国際分業を推進させていると考えられる（第 17 図）。

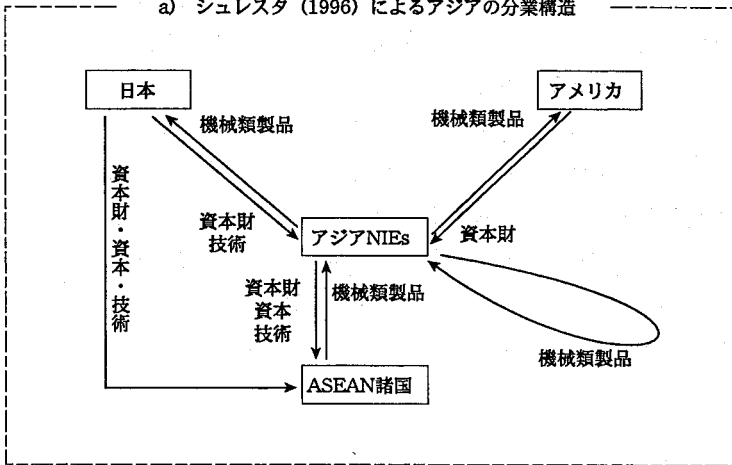
2. 日本の技術移転の概要

アジアにおける新たな分業構造への移行は、日系企業の投資増加が大きな要因となっている。この投資増加により、標準化された汎用品などについては、アジア中心の海外生産拠点で生産拡大がなされている。そのために日本企業は多くの技術を海外へ移転させている。そこで、ここでは日本企業が行っている技術移転の概要を、科学技術庁発行の『日本の技術輸出の実態』、『科学技術研究調査報告』（1987 年～1997 年版）、『科学技術白書』（1998 年版）、及び通商産業省発行の『通商白書』（1998 年版）を資料として把握する。

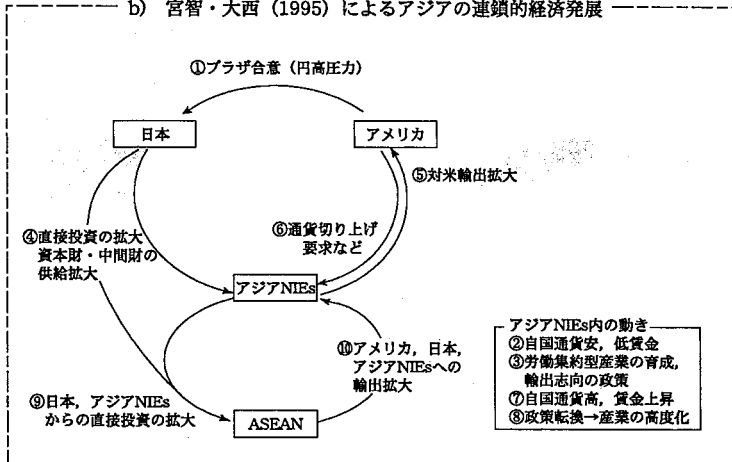
まず、『通商白書』によって、日本における技術貿易額構成比を地域別、業種別にみると（第 18 図）、通信・電子・電気計測器を中心に欧米先進国から技術を輸入し、自動車や電気機械の技術をアジア等へ輸出していることがわかる。こうしたアジアへの技術輸出は、対外直接投資による現地子会社向け技術供与の増加が大きな要因である。

主要国における特許出願件数をみると（第 19 図）、全体的に増加の傾向にあるが、韓国や米国で出願件数の増加が大きい。1995 年についてみると、日本が 369,215 件で世界で最も多く、以下米国、ドイツ、イギリス、韓国、フランス、中国の順になっている。また、主要国の技術貿易の輸出入額をみると（第 20 図）、企業活動におけるグローバリゼーションの進展や知的所有権を重視する近年の傾向を反映して拡大基調にある。1995 年の技術輸出額

a) シュレスト (1996) によるアジアの分業構造



b) 宮智・大西 (1995) によるアジアの連鎖的経済発展

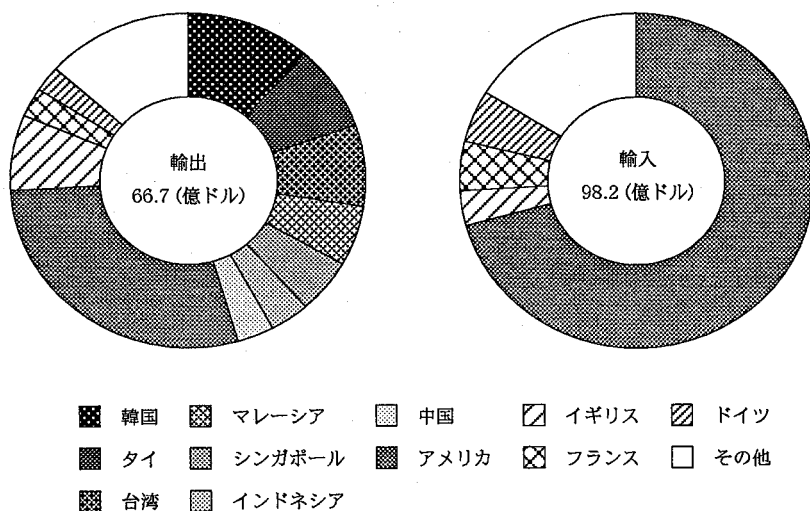


第 17 図 アジアの分業構造

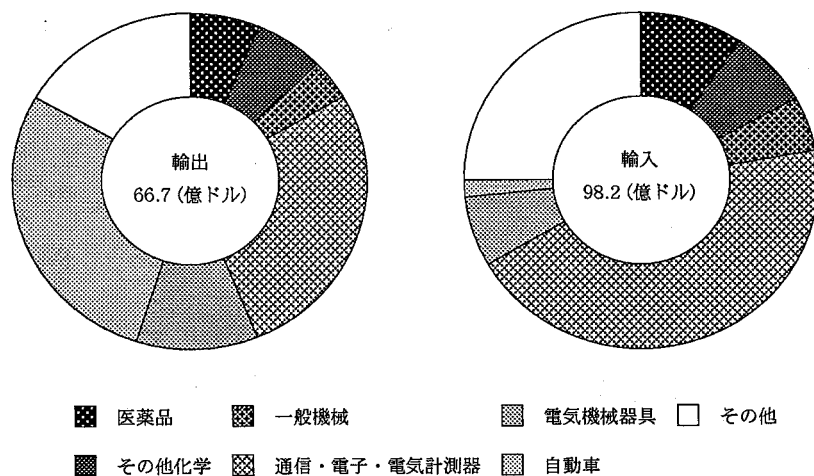
シュレスト (1996), 宮智・大西 (1995) により作成。

多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備

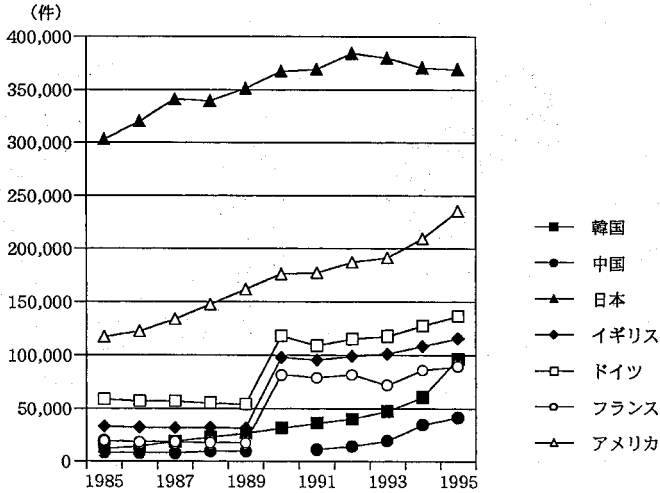
地域別輸出入（1995年度）



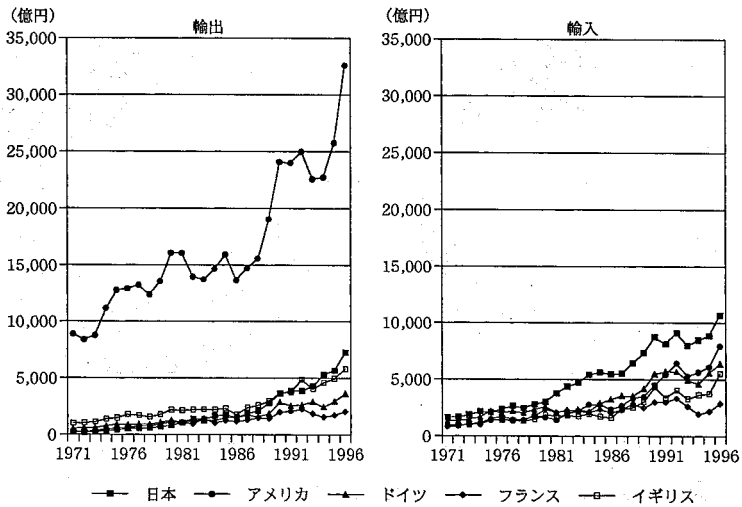
産業別輸出入（1995年度）



第 18 図 日本における国別・産業別の技術輸出入額
通商産業省編（1998）により作成。



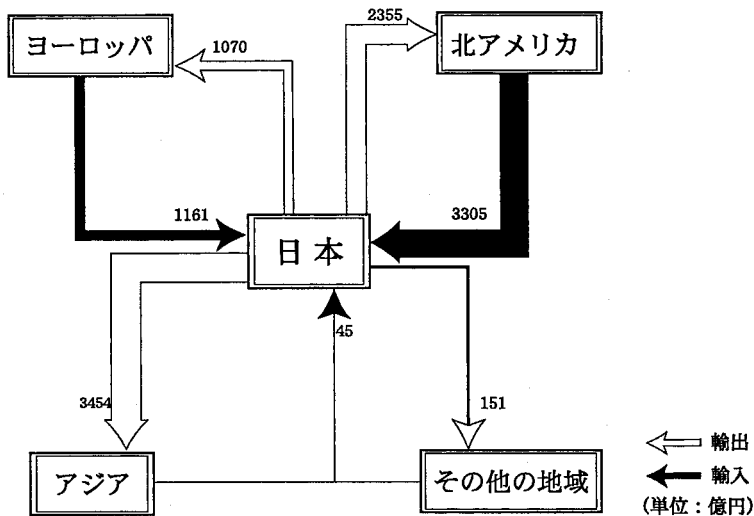
第 19 図 主要国の特許出願件数の推移
科学技術庁 (1998b) により作成。



第 20 図 主要国における技術貿易額の推移
科学技術庁 (1998b) により作成。

(対価受取額)では米国が圧倒的に多く、日本、イギリス、ドイツ、フランスを引き離している。これに対して、1995年の技術輸入額(対価支払額)では、日本、米国、ドイツ、イギリス、フランスの順になっており、輸出額ほどの差はみられない。この結果、主要国の中では米国が大きく輸出超過となっており、イギリスも同様であるが、フランス及びドイツは輸入超過である。わが国も、技術貿易収支は輸入超過となっている。さらに、1996年度のわが国の技術貿易を地域別に見ると(第21図)、技術輸出額ではアジア(西アジアをのぞく)が全輸出額の50%を占めている。また、技術輸入については北米

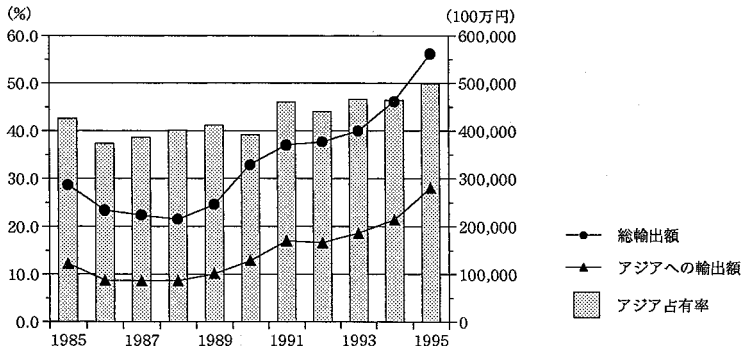
次に、日本からアジアへの技術輸出額や輸出内容を『科学技術研究調査報告』により検討する。この報告書は、日本における科学技術に関する研究活動の状態を調査することを目的として、総務庁統計局が実施したものであり、特定産業を除く資本金100万円以上の全会社を対象としている。調査票は、総務庁統計局から対象企業に対して直接郵送し、再び郵送により回収してい



第21図 日本における地域別技術貿易額 (1996年度)
科学技術庁 (1998b) により作成。

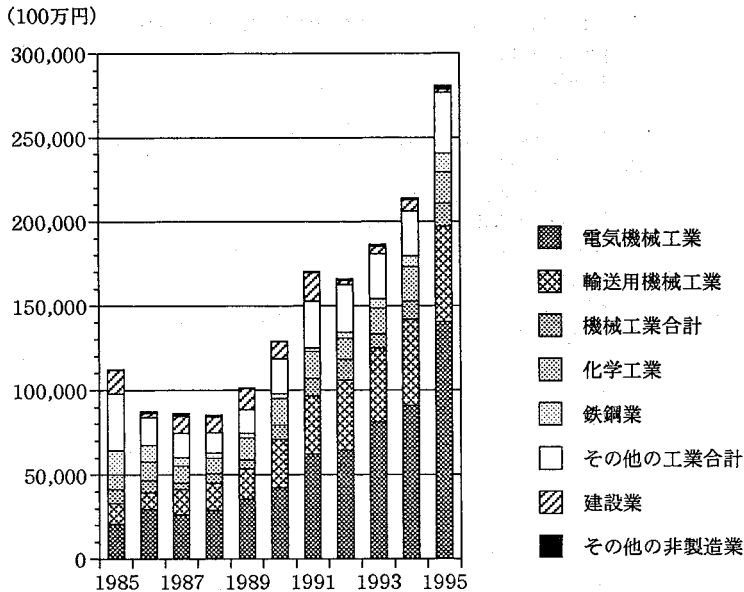
る。なお、調査対象とする会社の名簿は、『平成3年度事業所統計調査』の結果から作成し、結果の推計は各分類ごとに抽出率の逆数を乗じることで行っている。

日本からアジアへの技術輸出額をみると（第22図）、増加の一途をたどっていることがわかる。1985年から1995年までの11年間で総輸出額が約2,745億円増加しているのに対して、アジアへの輸出額は1,582億円増加しているため、全輸出に占めるアジアへの輸出額の割合は、1985年の42.61%から1995年の49.95%へと、約7.34%の増加を示している。また、アジアへの技術輸出の内容をみると（第23図）、電気機械工業や輸送用機械工業で増加が激しく、また、輸出額の全体に占める割合も大きい。さらに、『日本の技術輸出の実態』を資料として、さらに技術貿易の詳細をみる。この報告書に用いられているデータは、科学技術庁科学技術政策研究所が実施したアンケート調査で収集されたものであり、平成8年4月1日以降平成9年3月31日までの1年間に締結された新規の技術輸出契約を調査対象としている。調査対象企業は、資本金10億円以上で研究開発活動を実施している企業及び技術貿易と関連のある企業であり、郵送法によるアンケート調査を採用してい



第22図 日本のアジアへの技術輸出額とその総輸出額に占める割合

科学技術庁編(1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998a) により作成。

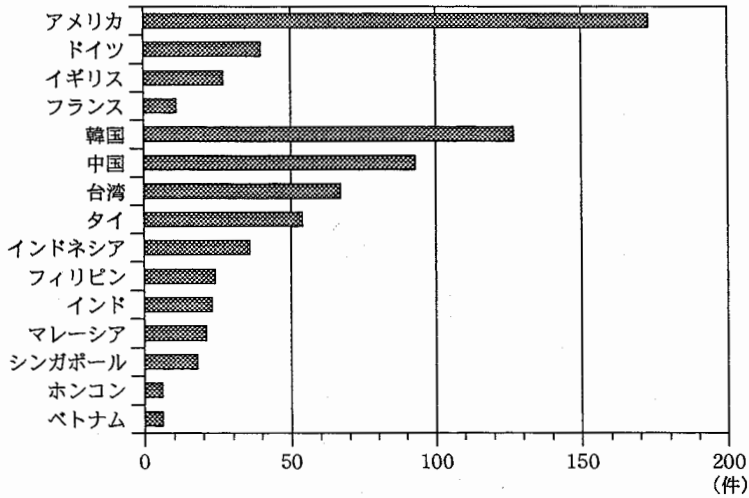


第 23 図 日本におけるアジアへの産業別技術輸出額の推移

科学技術庁編(1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998a) により作成。

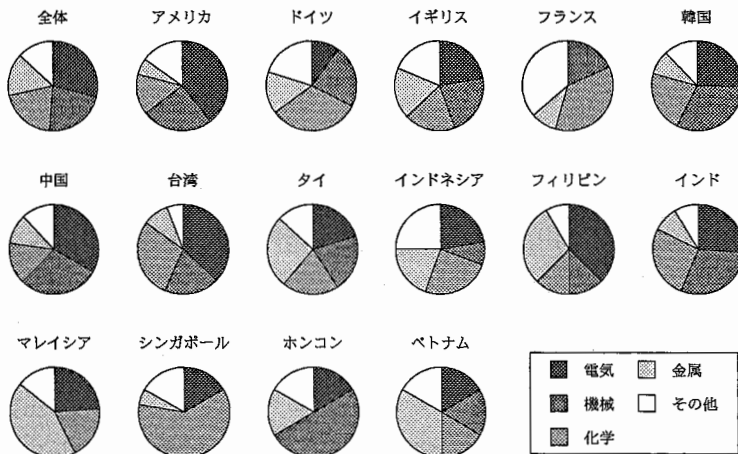
る。なお、調査対象企業は 1,590 社で、回答企業社数は 1,107 社（回答率 69.6%）となっている¹⁸⁾。

日本の技術輸出件数を国別にみると（第 24 図）、米国へのものが圧倒的に多く、韓国、中国、台湾と続く。次に、技術分野についてみると（第 25 図、第 26 図、第 27 図）、すべての分野において、アジアの比率が過半数となっており、また、技術分類別に契約件数をみると、多くの地域で「輸送用機械」上位を占めている。これを国別でみると、米国が、電子部品や電気機械など電気・機械の分野で件数が多く、ドイツやイギリスでは、有機化学や無機化学などの化学分野で契約件数が多い。アジア諸国では、中国や韓国で電子部品・デバイスなど電気の分野での件数が多い、それ以外の国では、鉄鋼や非鉄金属などの金属分野での件数が多い。



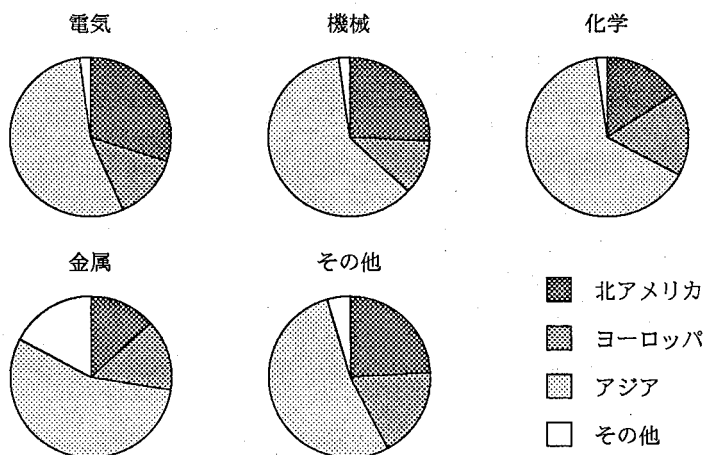
第 24 図 日本における国別技術輸出件数

科学技術庁編(1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998a) により作成。



第 25 図 日本の技術輸出の分野別構成比

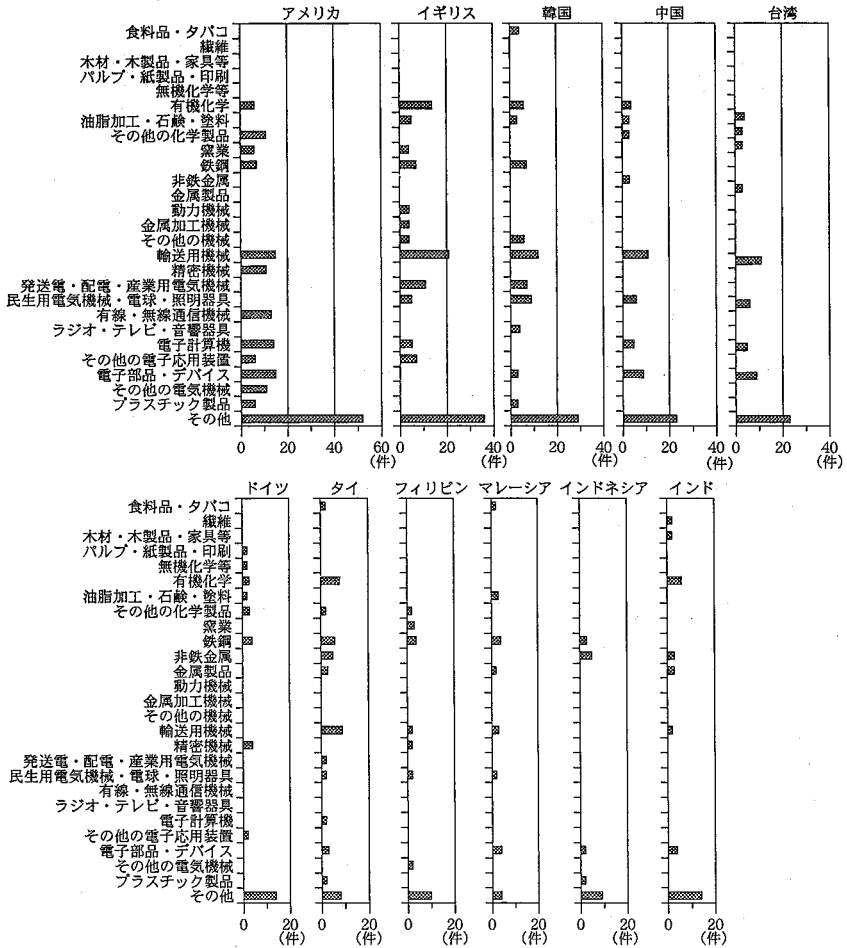
科学技術庁科学技術政策研究所編 (1998) により作成。



第 26 図 日本の技術輸出における地域別構成比

科学技術庁科学技術政策研究所編（1998）により作成。

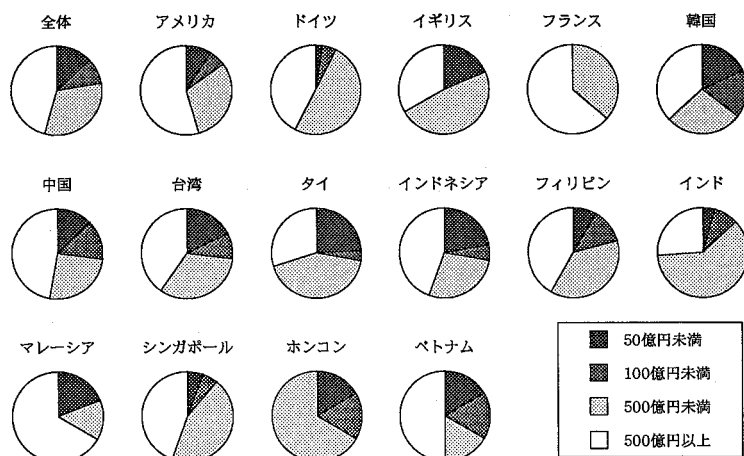
資本金別に技術輸出件数をみると(第 28 図), いずれの国でも資本金が 100 億円以上 500 億円未満の企業による輸出件数が多いことがわかるが, 米国やヨーロッパの国々では 100 億円以上の大規模な企業による技術輸出が多いのに対して, アジアでは殆どの国で, 100 億円未満の比較的小さな企業による技術輸出が全体の 4 分の 1 程度みられる。また, 資本関係の有無についてみると(第 29 図), 全体では, 資本関係のない企業に対する輸出が 62.0%, 資本の 2 分の 1 以上を所有している企業に対しては 22.2%。資本の 2 分の 1 未満を所有している企業は 15.8%となっている。ヨーロッパや米国では資本関係のない企業への輸出が多いが, イギリスでは資本の 2 分の 1 以上を所有している企業への輸出の比率が 40.7%と高くなっている。アジア内では, 国によって差が見られる。傾向を大別すると, 資本関係のない企業への輸出の比率が低い輸出先国(韓国・インド・香港)と, 資本関係のある企業への輸出の比率が高い輸出先国(タイ・フィリピン・マレーシア・シンガポール)とに分類できる。技術輸出契約相手先企業との資本関係の有無は, 同一地域内でも国によって差が見られるが, これは, 国によって外資受入政策や経済状



第 27 図 技術分類別国別技術輸出件数

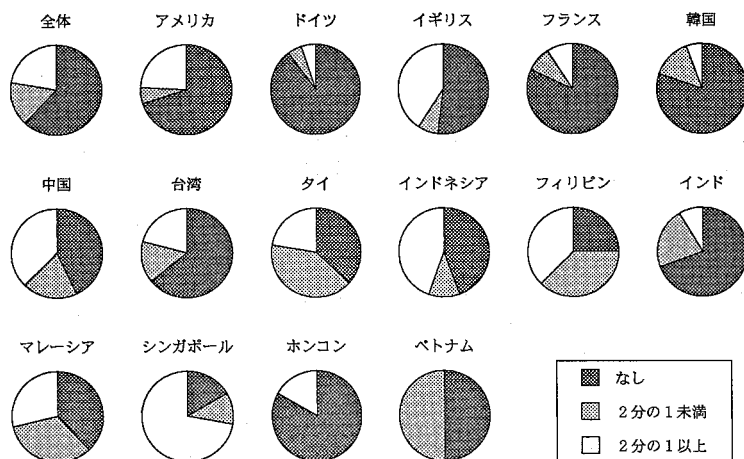
科学技術庁科学技術政策研究所編（1998）により作成。

多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備



第 28 図 資本金別日本における技術輸出件数

科学技術庁科学技術政策研究所編（1998）により作成。

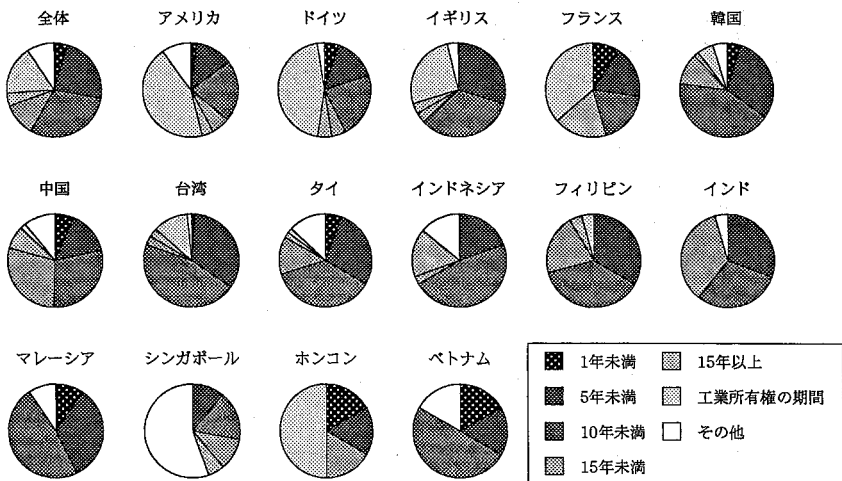


第 29 図 資本関係別日本における技術輸出件数

科学技術庁科学技術政策研究所編（1998）により作成。

況が異なることの影響と考えられる。

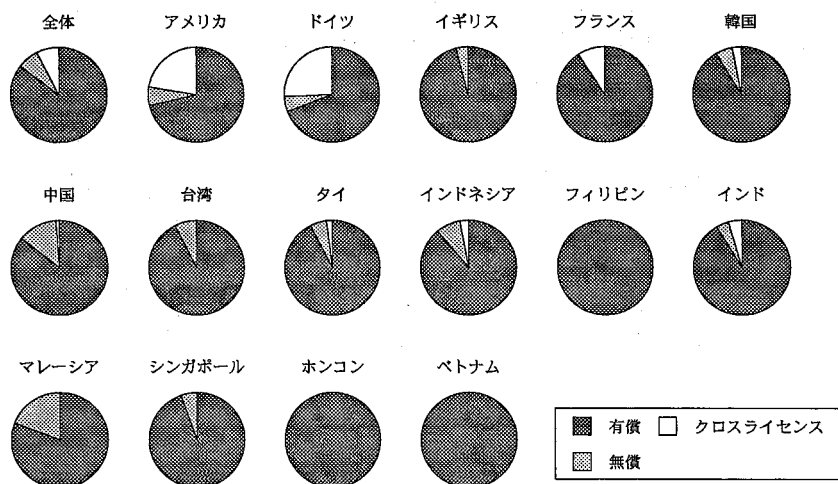
契約期間についてみると、(第30図)全体では、「5年以上10年未満」が30.5%を、「1年以上5年未満」が23.0%を占めており、この両者を合わせた「1年以上10年未満」の期間で53.5%を占めている。以下、「工業所有権等の期間(16.9%)」、「10年以上15年未満(11.0%)」、「その他の期間(9.3%)」、「1年未満(4.8%)」、「15年以上(4.5%)」と続いている。地域別に見ると、ヨーロッパや米国では「工業所有権の期間」の比率が高く、アジアでは多くの国で5年未満の短期契約の比率が高い。なお、インドや中国では「15年以上」の長期契約の比率が高くなっている。次に、契約形態についてみると(第31図、第32図、第33図)、全体では、有償契約が86.5%、クロスライセンス契約が7.6%、無償契約が6.8%となっている。全技術輸出契約に占めるクロスライセンス契約の比率は、米国やドイツ、フランスなどで高く、特に米国のクロスライセンス契約件数は、全クロスライセンス契約件数の60.3%を占めている。クロスライセンス契約は、他の契約と比べて権利が錯綜する高



第30図 契約期間別日本における技術輸出件数

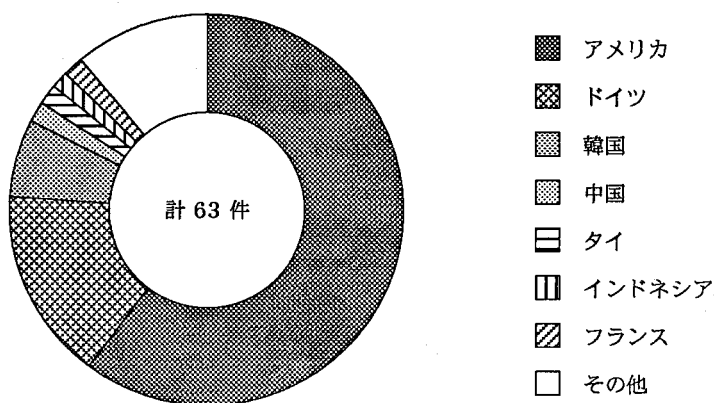
科学技術庁科学技術政策研究所編(1998)により作成。

多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備



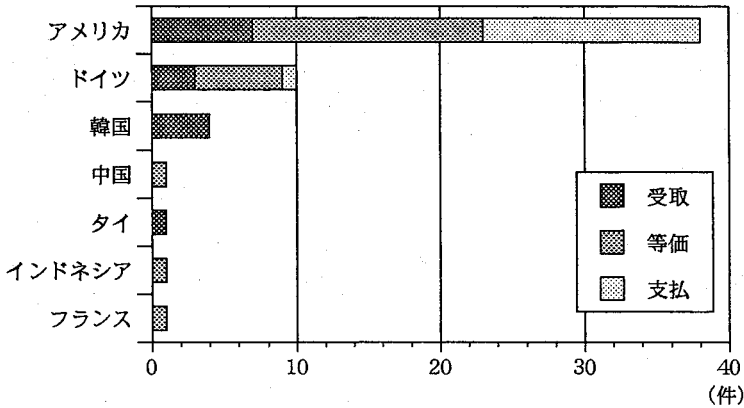
第 31 図 契約形態別日本における技術輸出件数

科学技術庁科学技術政策研究所編（1998）により作成。



第 32 図 日本の技術輸出における国別クロスライセンス契約件数

科学技術庁科学技術政策研究所編（1998）により作成。



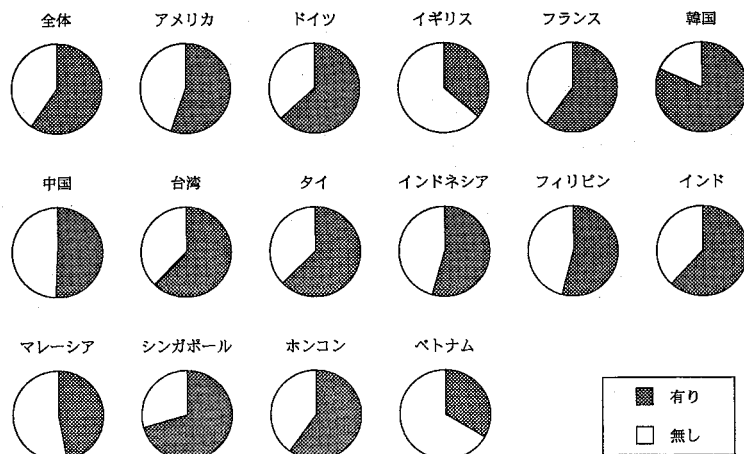
第 33 図 クロスライセンス契約内容

科学技術庁科学技術政策研究所編 (1998) により作成。

度な技術の際に採用されるケースが多いため、工業先進国の企業間で結ばれることが多くなっている。また、米国では特に知的所有権に対する考えが厳格なため、件数が多くなっていると思われる。契約内容についてみると、米国では「対価を支払うもの」が 39.5% (15 件) を占めているのに対し、ドイツでは 10% 程度を占めるに過ぎず、また、韓国では無しである。これは、わが国と契約相手国との技術力の関係などが、クロスライセンス契約の形態等にも影響しているためと思われる。

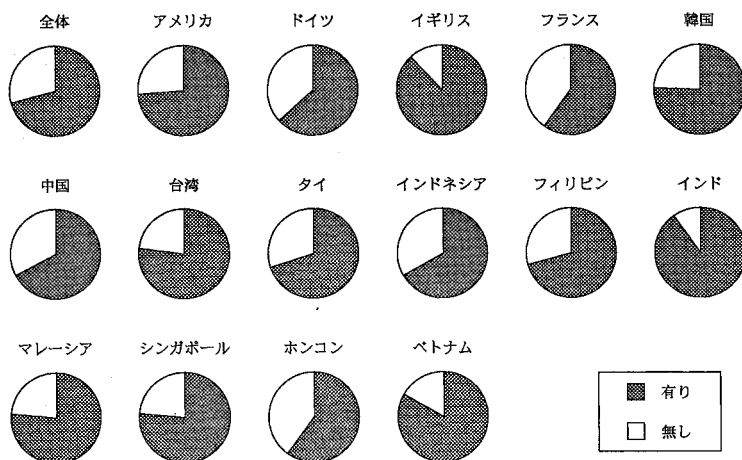
技術貿易の実施料の受取方式の代表的なものに、イニシャルペイメント及びランニングロイヤルティがある。イニシャルペイメントとは、契約発効時または一定期間内に契約製品の生産・販売・使用等に基づく実施支払義務の発生の有無に関わらず、独立的に支払われる金額を指す。また、ランニングロイヤルティとは、契約製品の出来高に関連して支払われる実施料や、期間当たり実施料等を指すものである。これらに関する契約の比率をみると (第 34 図, 第 35 図, 第 36 図), 「イニシャルペイメント有り」の契約の比率は、全体で 59.6% である。この比率は韓国で 81.7% と高くなっているが、イギリス (36.0%), マレーシア (47.1%) などでは低い値を示している。「ランニ

多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備



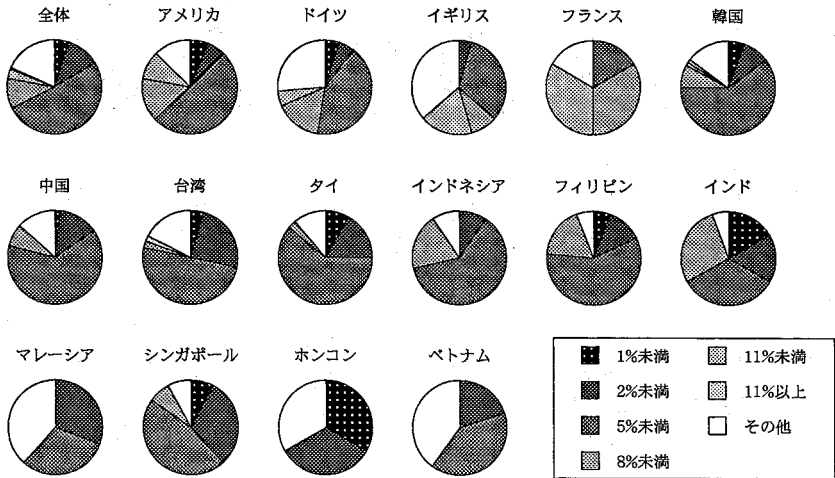
第 34 図 イニシャルペイメントの有無別技術輸出件数

科学技術庁科学技術政策研究所編 (1998) により作成。



第 35 図 ランニングロイヤルティの有無別日本における技術輸出件数

科学技術庁科学技術政策研究所編 (1998) により作成。

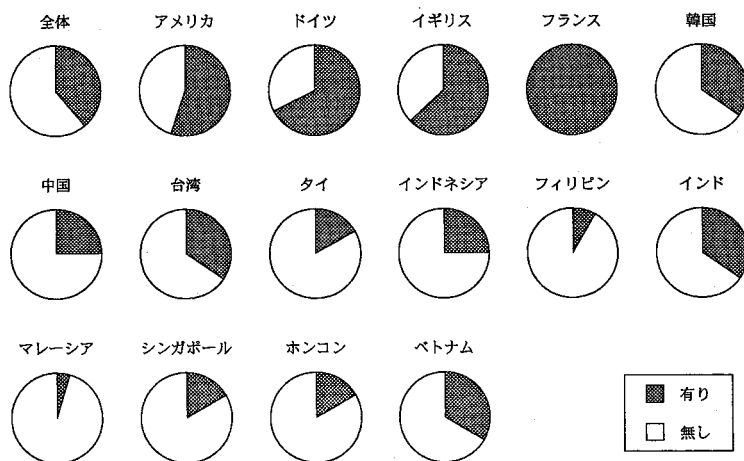


第 36 図 ランニングロイヤルティ料率別日本における技術輸出件数
科学技術庁科学技術政策研究所編（1998）により作成。

「ランニングロイヤルティ有り」の契約の比率は、全体で 70.9%であり、地域差及び国による差は見られない。技術輸出に対する対価の受取方法として、ランニングロイヤルティ方式が多く、多くの契約で用いられていることがわかる。また、「ランニングロイヤルティ有り」の契約についてその料率をみると、全体では 2%以上 5%未満の料率での契約の比率が高いことがわかる。地域別では、ヨーロッパや米国で 5%以上の料率での契約が 20%以上あるのに対し、アジア諸国では 5%以上の料率での契約は少なくなっており、ランニングロイヤルティの料率は欧米諸国で高く、アジア諸国で低くなる傾向にあることが分かる。

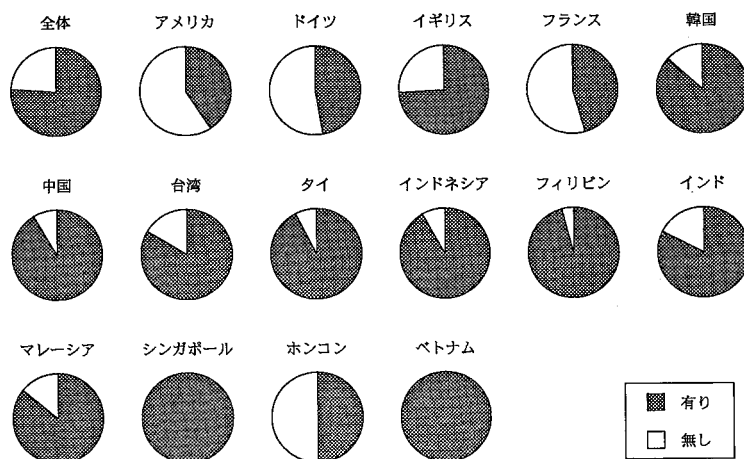
技術の種類についてみると（第 37 図，第 38 図，第 39 図），全技術輸出のうち、特許を含むものは 39.0%，ノウハウを含むものは 76.1%，商標は 19.2%となっており、多くの契約にノウハウが含まれていることが分かる。ヨーロッパや米国では、特許を含む契約の比率はいずれも 70%以上となっているが、アジア諸国では 20%程度に留まっている。逆に、ノウハウを含む契

多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備



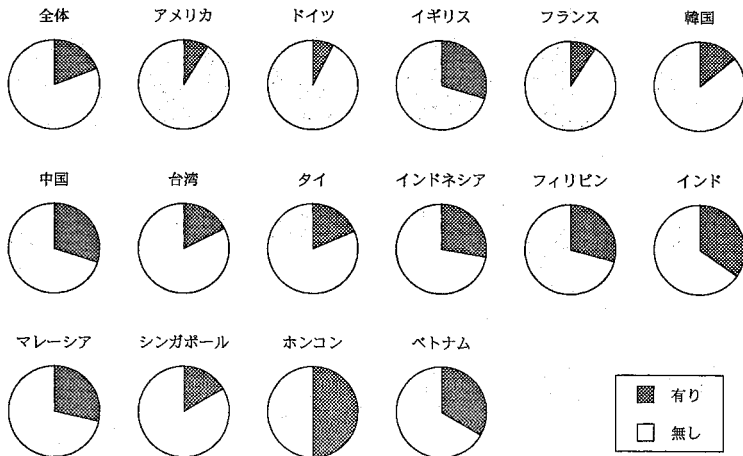
第 37 図 技術内容（特許有無）

科学技術庁科学技術政策研究所編（1998）により作成。



第 38 図 技術内容（ノウハウ有無）

科学技術庁科学技術政策研究所編（1998）により作成。



第 39 図 技術内容（商標有無）

科学技術庁科学技術政策研究所編（1998）により作成。

約の比率は、ヨーロッパや米国では 2 分の 1 程度の比率に留まっているのに対し、アジア諸国ではいずれも 80%以上となっている。こうした差は、輸出される技術及び形態の違い、輸出先の技術基盤の違い等を反映している。また、アジア諸国における技術貿易相手先企業は資本関係がある比率が高いこともとも関係していると思われる。

3. アジア諸国における日本企業の権利取得状況

(1) 特許

ここで、知的所有権の複雑な国際関係が築かれる中で、わが国の企業が、アジア諸国において、どのように権利取得を行っているのかを解明する。そのために特許庁発行の『特許庁広報』と『企業における国際特許戦略実態調査』を資料として用い、アジア諸国（日本、中国、韓国、マレーシア、香港、ベトナム、フィリピン、タイ、シンガポール、インドネシア、インド）における特許、商標、意匠、実用新案の出願及び登録について検討する¹⁹⁾。なお、対象期間は 1985 年から 1995 年の 10 年間とし、分析には、知的財産研究所編

(1995)と同様に、先進国として米国、ドイツ、フランス、イギリスのデータを加えて参考とする。

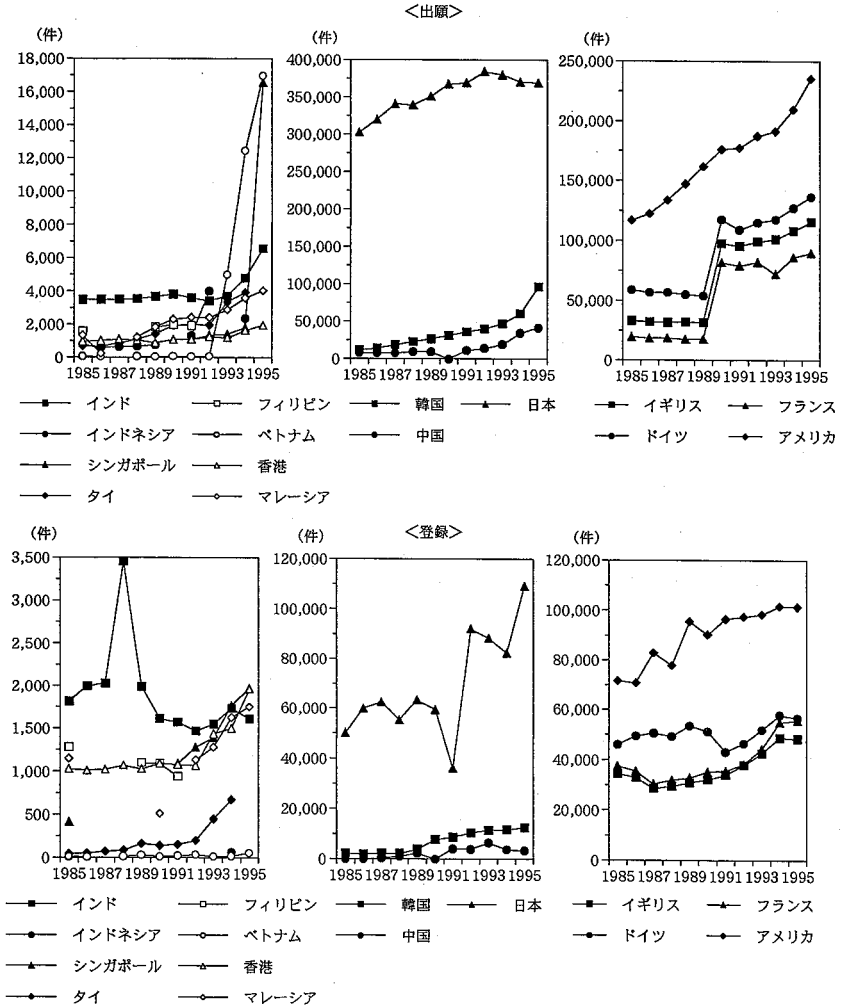
まず、特許の出願及び登録状況を検討する(第40図)。1995年における総出願件数をみると日本が最多であり、他のアジア諸国とは大きな開きがある。日本以外のアジア諸国では韓国と中国が多く、ベトナムとシンガポールが次ぐ。これらの国は、1995年時点で1万件以上の出願があり、特に韓国は、ドイツやフランスと同程度の出願を行っている。1985年からの変化をみるとアジア諸国は、いずれも増加傾向にあり、特に韓国、中国、シンガポール、ベトナムで顕著である。マレーシアも出願件数が著しく増加しており、1987年から1995年にかけて香港以上の出願件数を示している。

特許の登録件数をみると、1995年にアジア諸国の中では日本が最も多く、韓国と中国がこれに次いでいる。しかし、出願と違って、韓国及び中国の登録数は、ドイツやフランスを大きく下回っている。1995年時点では、日本と米国が同程度であるが、日本の登録件数は1990年代になって急増したのに対し、米国は1985年から安定して多くの登録がなされている点で異なっている。香港、マレーシア、タイなどでは、件数こそ少ないものの、出願に対応して登録が1990年代になって急増している。

次に、特許出願及び登録における内国人と外国人の比率をみる(第41図)。出願件数に対する国内出願人による比率は、1995年には、アジアでは日本が最も高く、韓国、インド、中国が続いている。他のアジア諸国は比率が非常に低く、出願のほとんどが外国人によるものであることがわかる。比率の変化をみると、韓国やタイは増加しているが、中国、ベトナム、インドは1990年代になって顕著に減少している。

特許登録における内国人比率をみると、韓国、中国、ベトナム以外は大きな変化がみられない。1995年時点での比率は、出願の場合と同様に、アジアの中で日本が最も高く、韓国、中国、インドが続いている。他のアジア諸国は比率が非常に低く、その変化も小さい。

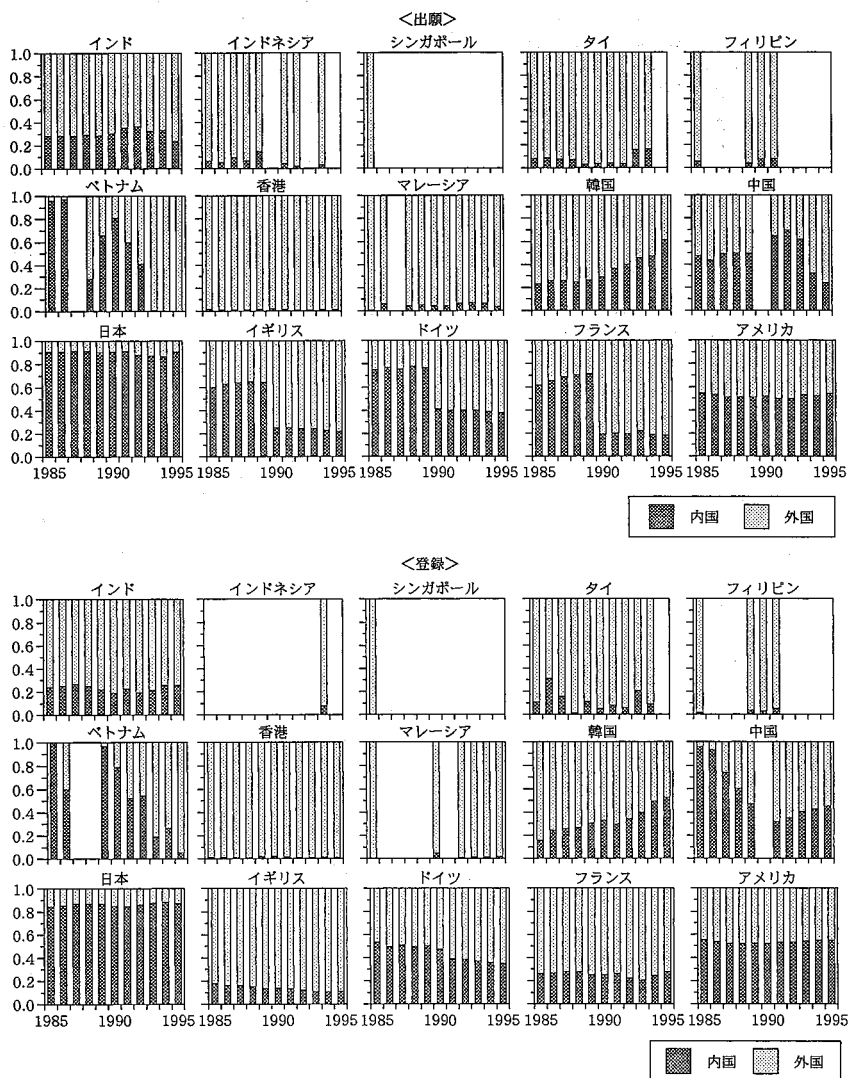
ここで『企業における国際特許戦略実態調査』により、アジア諸国への特許出願国をみると(第42図)、いずれの国においても1991年から1994年に



第 40 図 特許出願・登録件数

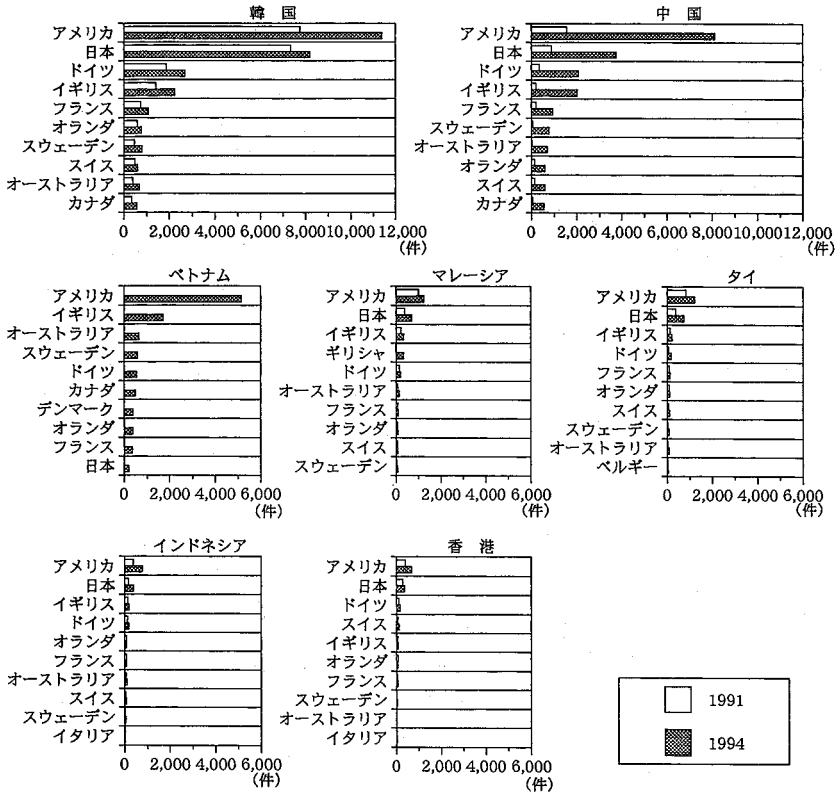
特許庁編 (1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995a, 1996, 1997, 1998b) により作成。

多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備



第 41 図 特許内国・外国人比

特許庁編 (1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995a, 1996, 1997, 1998b) により作成。



第 42 図 アジア諸国への主な特許出願国
特許庁 (1998a) により作成。

かけて、主要先進国からの出願が大幅に増加している。特に、日本及び米国からの出願は、いずれの国でも大きな割合を占めており、その増加も著しい。そのため、香港、マレーシア、タイなどで、出願及び登録が 1990 年代になって急増しているのは、当該国及び地域に日本や米国の企業が多数進出し、それに伴って多くの権利取得がなされたことによると考えられる。

(2) 商標

商標の総出願件数をみると(第43図), 1995年には日本が最多であるが, 中国が僅差で続く。他のアジア諸国の中では, 韓国とインドの出願が多く, 香港, マレーシア, シンガポール, タイなどの国に大きく差をつけている。日本や中国の商標出願件数は, 米国と同程度であり, 韓国でもイギリスやドイツに並ぶ出願が行われている。1985年からの変化をみると, アジア諸国は, いずれも増加傾向にあり, 特に中国とインドが顕著である。マレーシアも増加が著しく, 1985年からの10年間で出願件数が倍以上になっている。

商標の登録件数をみると, 1995年にアジア諸国の中では日本が最も多く, 中国と韓国がこれに次いでいる。出願と同じく, 中国の登録件数は米国と, 韓国の登録件数はイギリスやドイツと同程度である。1985年からの変化をみると, アジア諸国は, 1990年代になってから, ほぼ増加傾向にあり, 特に中国が顕著である。マレーシアは登録件数は少ないものの, 1992年からの増加が著しい。

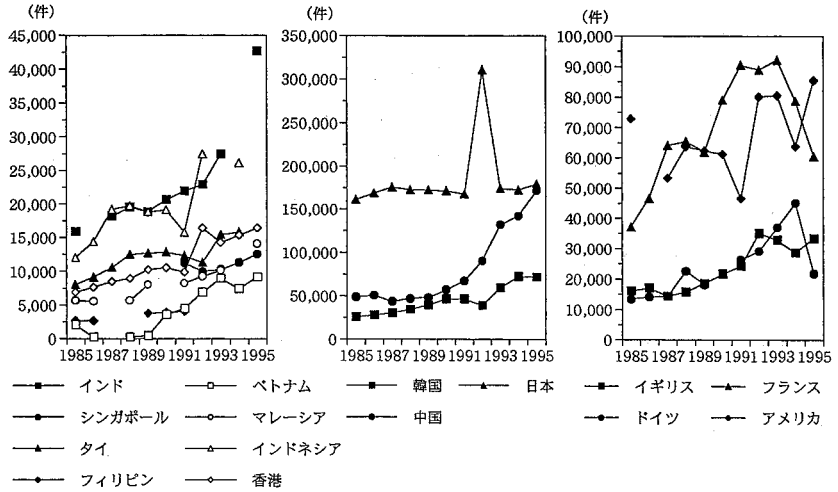
次に, 商標の出願件数及び登録件数に対する国内出願人による比率をみると(第44図), 特許の場合と比べて高い比率を示す国が多い。しかし, フィリピン, ベトナム, マレーシア, 香港などでは内国人比率が低く, 商標出願及び登録の大部分が外国人によってなされていることがわかる。

(3) 意匠

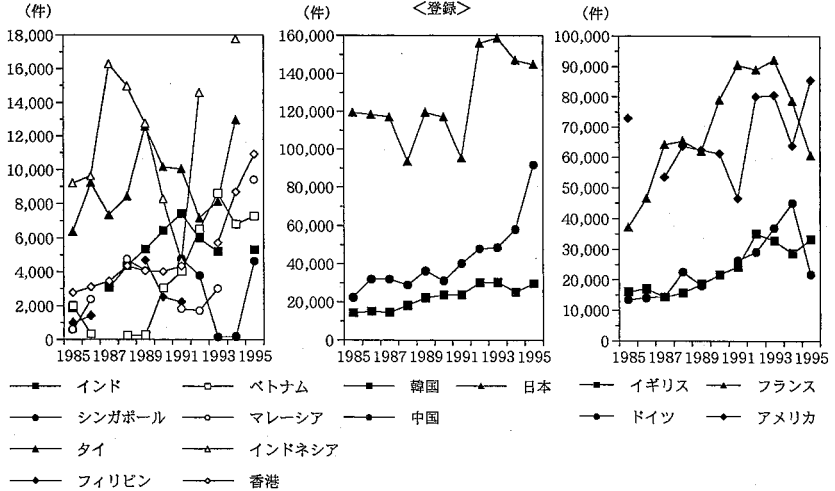
意匠の総出願件数をみると(第45図), 1995年には日本が最多であり, 韓国と中国がこれに次いでいる。なお, 他のアジア諸国は, これらの国に大きく差をつけられている。日本と韓国の出願件数は, 米国を大きく上回っており, 中国でも米国と同程度の出願が行われている。1985年からの変化をみると, 日本以外のアジア諸国は, 増加傾向にあり, 特に1990年代になってからの韓国の増加が著しい。

意匠の登録件数をみると, 1995年にアジア諸国の中では日本が最も多く, 韓国と中国がこれに次いでいる。韓国及び中国の登録件数は, 米国やイギリスを上回っており, 他のアジア諸国をかなり引き離している。1985年からの

<出願>



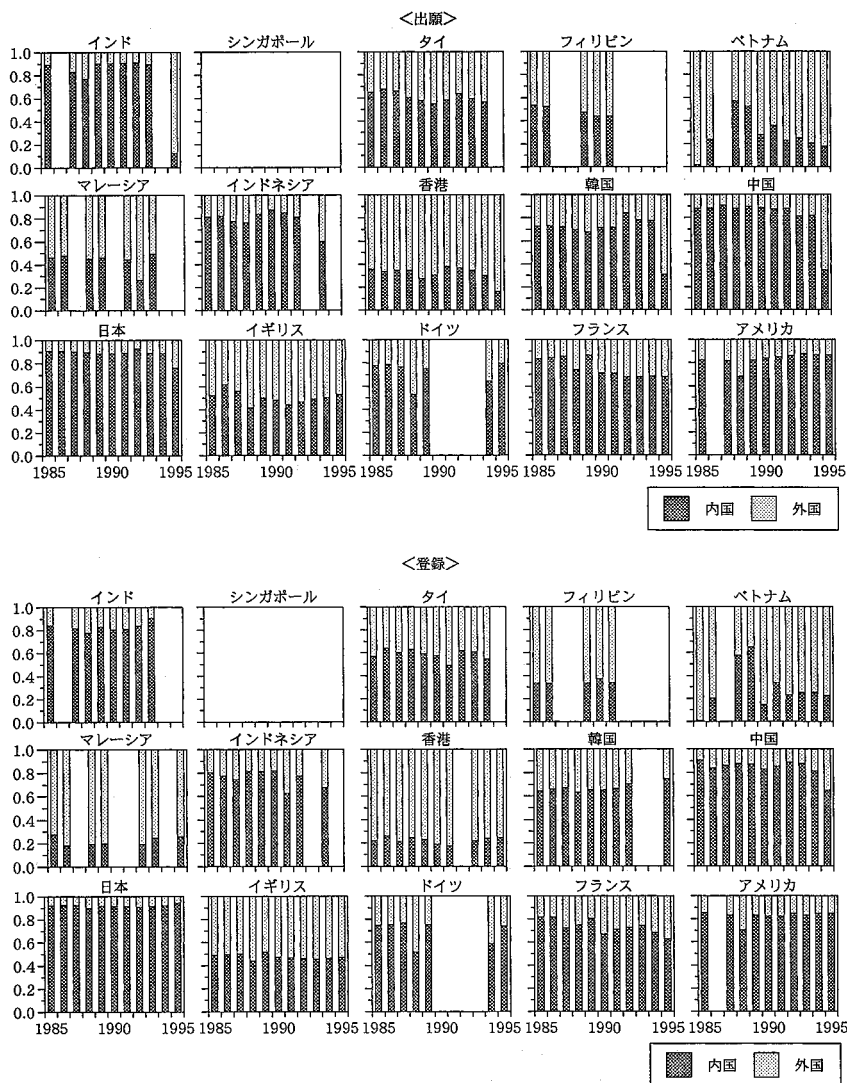
<登録>



第 43 図 商標出願・登録件数

特許庁編 (1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995a, 1996, 1997, 1998b) により作成。

多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備

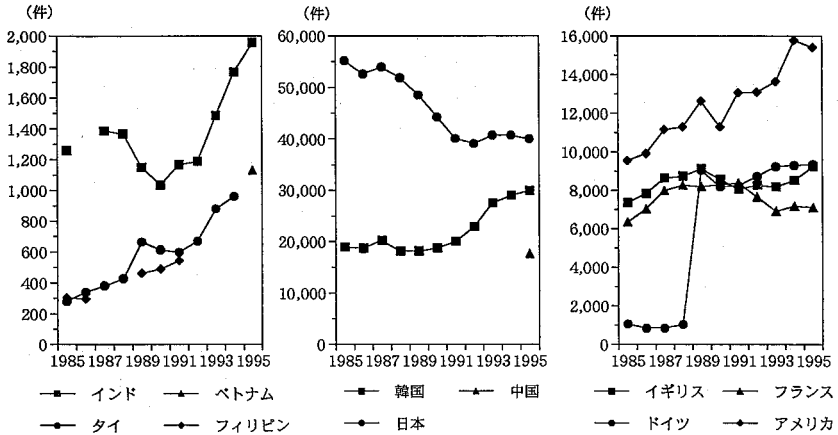


第 44 図 商標内国・外国人比

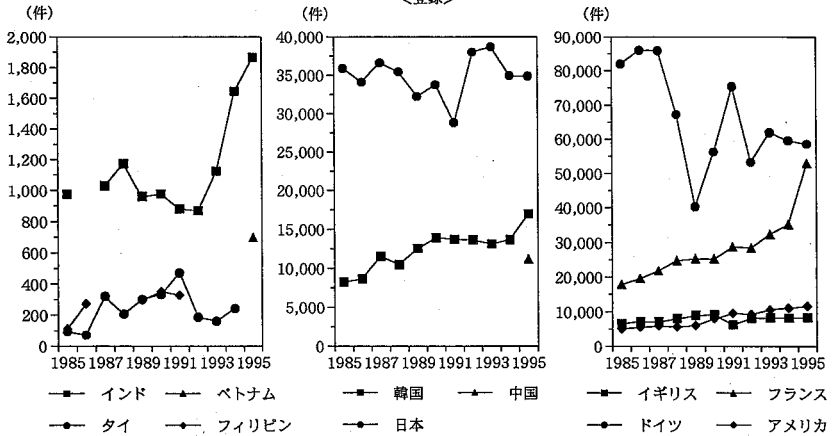
特許庁編(1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995a, 1996, 1997, 1998b) により作成。

北大文学部紀要

<出願>



<登録>



第 45 図 意匠出願・登録件数

特許庁編 (1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995a, 1996, 1997, 1998b) により作成。

変化をみると、韓国とインドの増加が著しい。

次に、意匠の出願件数及び登録件数に対する国内出願人による比率をみると（第 46 図）、商標の場合と同様に、高い内国人比率を示す国が多い。しかし、タイは内国人比率が低く、意匠出願及び登録の大部分が外国人によってなされていることがわかる。

（4）実用新案

実用新案の総出願件数をみると（第 47 図）、1995 年には韓国、中国、日本の順になっており、マレーシアやベトナムはきわめて出願件数が少ない。日本の出願件数が 1985 年以降激減しているのに対し、韓国の出願件数は 1990 年代になって著しい増加を示している。なお、日本、韓国、中国のいずれも、特許出願件数より実用新案出願件数の方が少ない。

実用新案の総登録件数をみると、1995 年には日本、中国、韓国の順になっており、いずれの国も登録件数は上昇傾向を示している。なお、日本と韓国は、特許出願件数より実用新案出願件数の方が少ないが、中国は、逆に実用新案出願件数の方が多い。

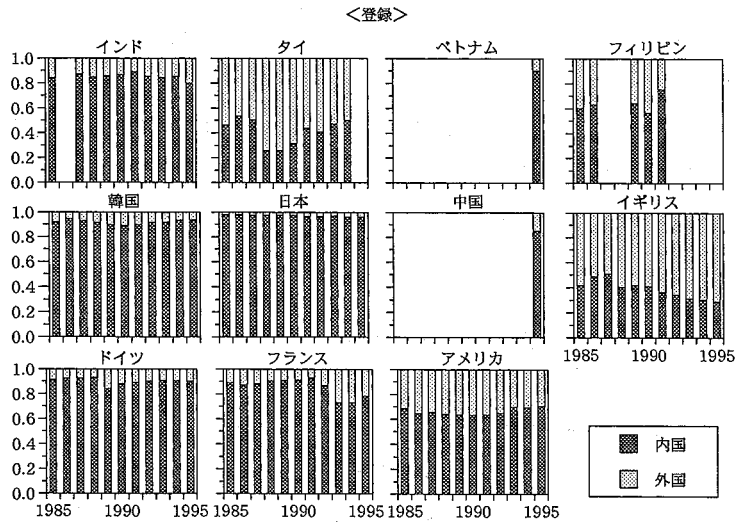
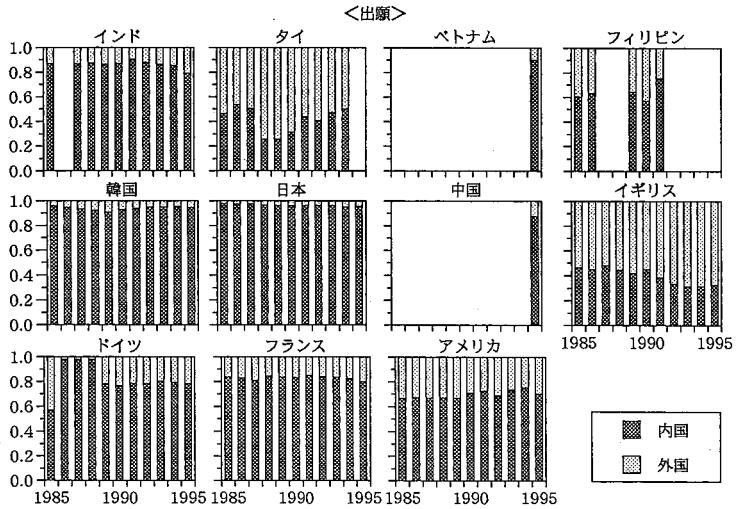
次に、実用新案の出願件数及び登録件数に対する国内出願人による比率をみると（第 48 図）、日本、中国、韓国、フィリピン of のいずれもが、商標や意匠の場合と同様に、高い内国人比率を示す。しかし、ベトナムは 1992 年以降、内国人比率が低下している。

V マレーシアにおける知的所有権制度

1. 知的所有権の関連部局

ここで、近年、先進国からの多国籍企業の進出が多いマレーシアを対象地域として、どのような知的所有権制度が確立されつつあるのか検討する。

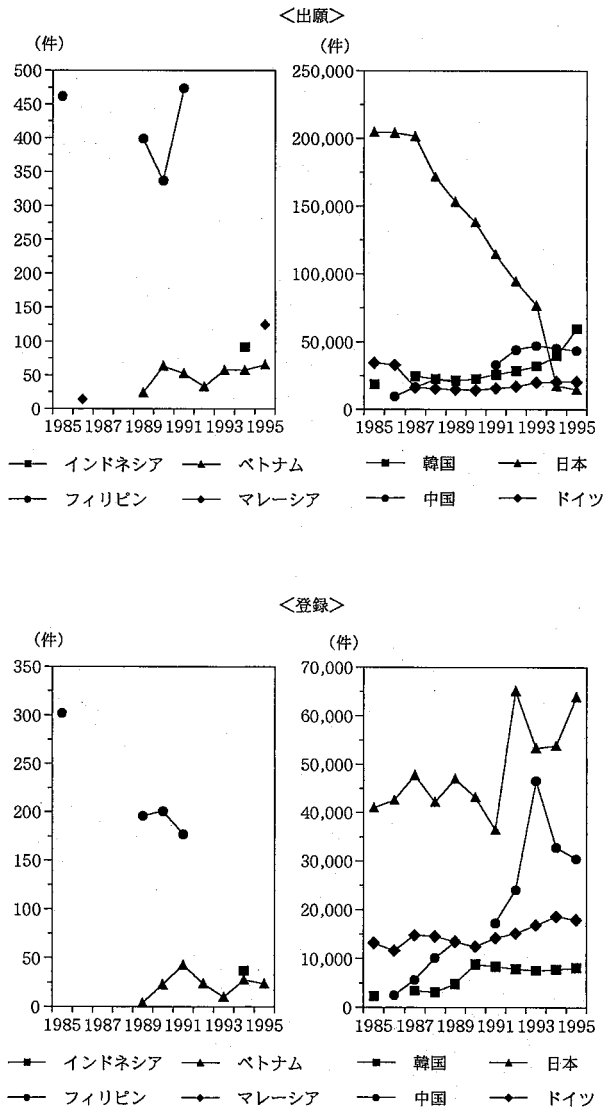
マレーシアの知的所有権に関する制定法は、内国取引・消費者問題省（DTCA: Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs）の管轄となっており（第 49 図）、その詳細は、Malaysian Administrative Modernisa-



第 46 図 意匠内国・外国人比

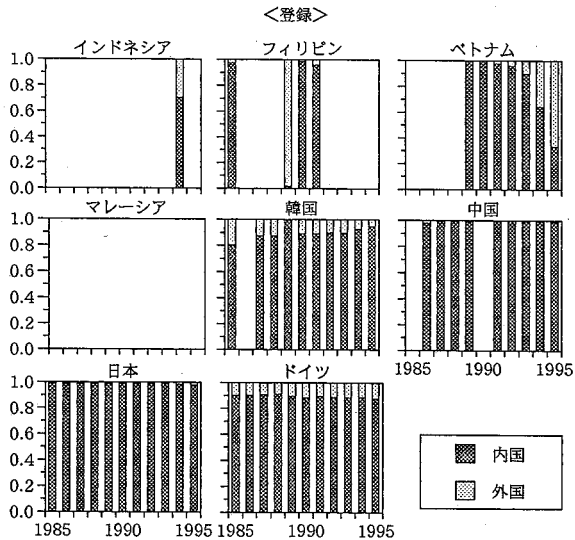
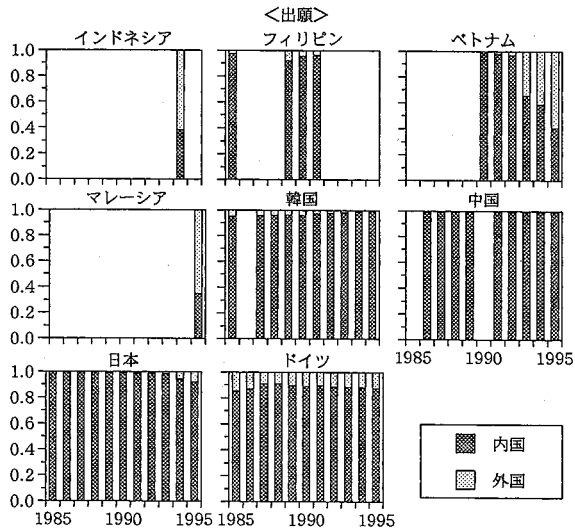
特許庁編 (1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995a, 1996, 1997, 1998b) により作成。

多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備



第 47 図 実案出願・登録件数

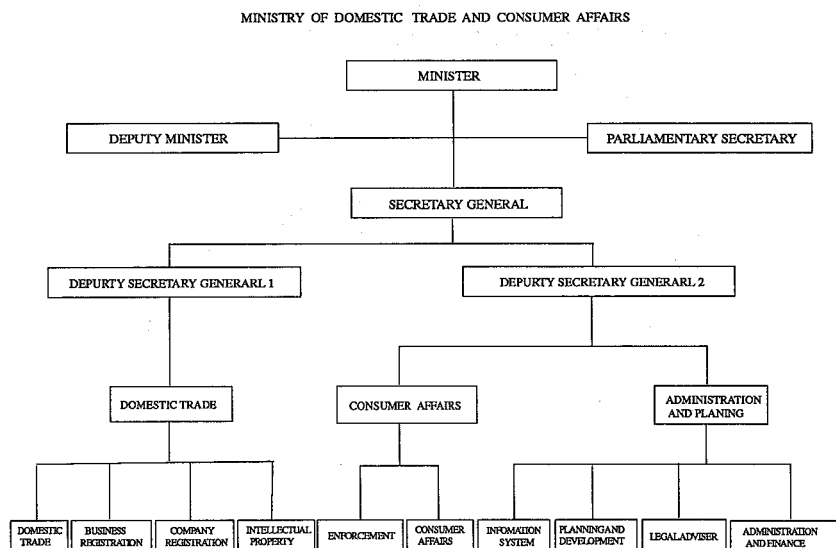
特許庁編 (1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995a, 1996, 1997, 1998b) により作成。



第 48 図 実案内国・外国人比

特許庁編 (1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995a, 1996, 1997, 1998b) により作成。

多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備



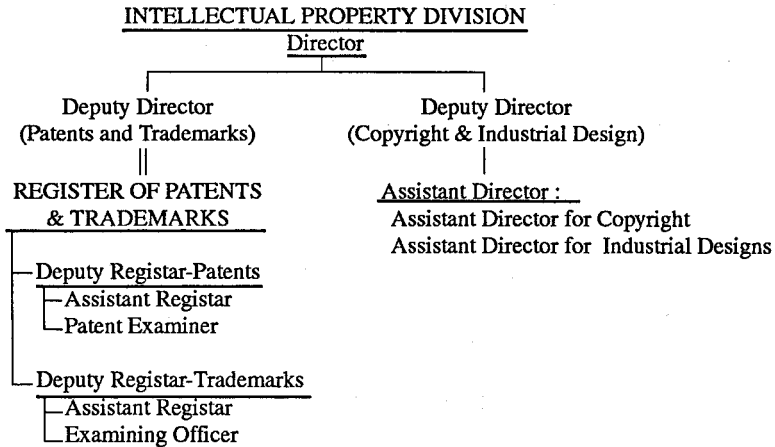
第 49 図 マレーシア組織図

Malaysian Administrative Management Planning Unit (1994)により作成。

tion and Management Planning Unit (1994) に記されている。内国取引・消費者問題省の知的財産局 (I. P. Division, Intellectual Property Division) は、マレーシアにおける特許及び商標に関するすべての手続及び登録を処理する機関である。なお、現在のところ、意匠はイギリスにおいて登録しなければならないが、近く変更される予定である。

知的財産局は、商標部及び特許部からなり (第 50 図)、各部には登録官、副登録官、登録官補が所属している²⁰⁾。

マレーシアには、その他の知的財産関連団体として、マレーシア工業規格調査研究所 (SIRIM: Standards and Industrial Research Institute of Malaysia)²¹⁾、マレーシア弁護士会 (MLS: Malaysia Law Society)、マレーシア知的所有権協会 (MIPA: Malaysian Intellectual Property Association)、マレーシア発明デザイン協会 (MINDS: Malaysian Invention and Design Society) などがある。これらの団体は、マレーシアにおける知的財



第 50 図 知的財産局の組織

マレーシア内国取引・消費者問題省資料により作成。

産制度の拡充及び効率的運営のために、知的財産局への協力を行っている。

なお、マレーシアは、WIPO 設立条約（1989 年加盟）、パリ条約（1989 年加盟）、ベルヌ条約（1990 年加盟）、GATT（1957 年加盟）、WTO 加盟（1995 年加盟）に加盟しており、PCT 条約への加盟は検討中である。

近年、マレーシアの知的財産関連法は、TRIPS 協定に沿った法制度にするため、改正作業が進められており、新工業意匠法、デジタル署名法案、コンピュータ犯罪法案が 1997 年に議会を通過した。植物特許の保護や、集積回路の回路配置の保護などについては、1999 年末までに法改正を完了する予定となっている²²⁾。

2. 知的所有権制度

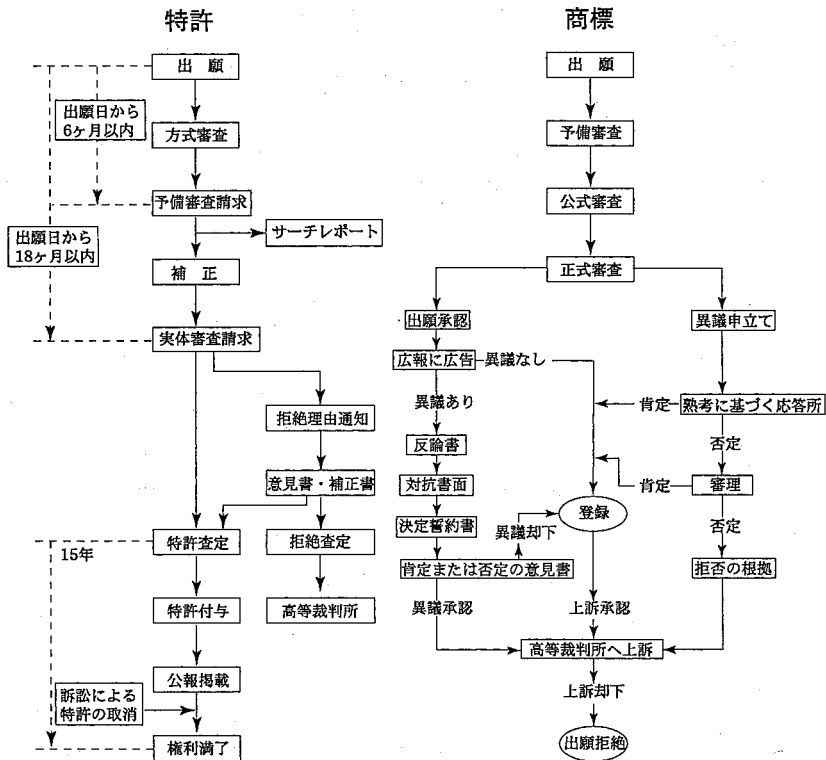
(1) 特許

ここでは、マレーシアにおける知的所有権制度について、1998 年 8 月に内国取引・消費者問題省知的財産局及び工業規格調査研究所で行った聞き取り調査結果を中心に、黒瀬（1994）、知的財産研究所編（1995）、東京青山法律

事務所編（1996）及び日本貿易振興会編（1998a）の調査結果を参考としながら検討を行う。なお、マレーシアにおける特許、商標、意匠の登録の手続きは第 51 図に示す。

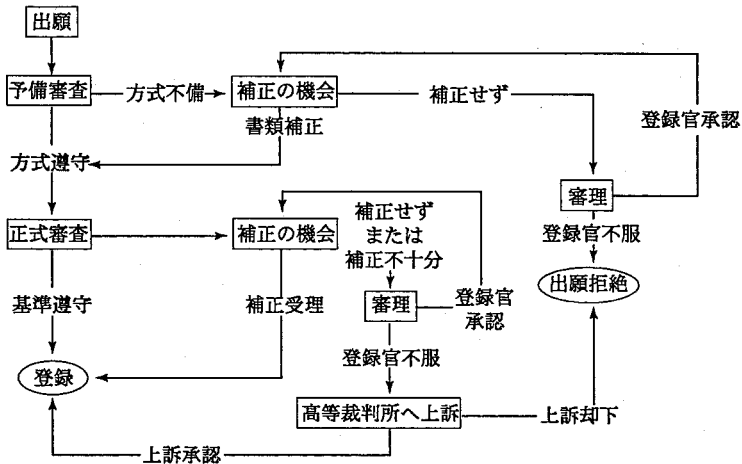
特許については 1983 年特許法（Patent Act 1983）及び 1986 年特許規則（Patents Regulations 1986）が適用される。特許法は 1993 年に修正され、1995 年 8 月に発効している。なお、マレーシアはパリ条約に加盟している。

特許法の保護対象は、特許権を付与される発明、または証明が与えられる実用新案である。発明は、それが新規性を有し、進歩性を備え、産業上利用



日本貿易振興会編（1998a）により作成。

工業意匠



第 51 図 マレーシアにおける知的所有権の出願から登録までの流れ (続き)

可能である場合に特許権を付与される。

実用新案とは、新しい製品もしくは行程を創り出す革新、または既知の製品もしくは工程の新たな改良であらゆる産業において生み出され、または使用することができるものを指し、発明を含む。産業の種類は問わない。実用新案は新規性を有さなければならない。

審査は、予備審査、審査請求、実体審査などが行われる。なお、出願された発明と同じ、または本質的に同様の発明に関して、マレーシア以外の所定の国々（オーストラリア、イギリス、米国）において、または所定の条約つまりヨーロッパ条約に基づき出願者に特許が与えられた場合にのみ変形審査が用いられる。

審査官は、出願者が特許法及び特許規則の要件を満たしているか否かを述べる報告書を出す。これが肯定的な場合には出願は認められる。審査官が要件を満たしていない旨を報告する場合には、登録官は出願者に報告書を見せ、要件を満たすよう出願書を補正する機会を与える。出願者が3カ月以内にこ

れを行わない場合には、登録官は出願を拒絶することができる。3カ月の期限は、登録官の裁量により1回のみ延長することができる。

特許の保護期間は15年であり、特許付与日から起算される。しかし、特許は更新手数料の支払いにより毎年更新されなければならない。更新手数料支払いの遅延が6カ月を越え、猶予期間内に支払われない場合には²³⁾、特許は消滅し、それに関する通知が政府公報に公告される²⁴⁾。

実用新案証明の期間は、権利付与日から5年以内である。期間は5年ごとに2度延長できるため、総期間は15年となる。また、実用新案の証明書は、権利付与日から2年後の日より毎年更新されなければならない。更新手数料支払いの遅延が6カ月を越え、猶予期間内に支払われない場合には²⁵⁾、特許は消滅し、それを復活させる方法はない。

登録官または特許委員会の決定または命令により権利を侵害された者は誰でも、高等裁判所に上訴することができる。上訴は自分自身ですることができず、マレーシアで営業を認められている弁護士及び事務弁護士の労務提供を利用しなければならない。

マレーシアにおける特許出願をみると(第52図)、1980年代半ばから急増している。それに対して登録件数は、1988年まで増加してから一時減少し、1992年から1995年にかけて再度急増している。出願と登録の変化が一致していないのは、SIRIMで行われていた特許審査業務が1990年から知的財産局に移されたことや、設立当時の知的財産局には特許の実体審査を行える技術系審査員が不足しており、特許出願が長期間審査未着手の状態にあったことなどが関係していると思われる。

特許出願の内国人比率は(第53図)、出願に比べて登録の比率が低い。出願の内国人比率は、総出願件数のほぼ40%から50%となっているが、登録はほぼ10%から30%の間にある。これは海外から出願される特許が、国内で出願される特許より高い割合で登録されていることを示している。

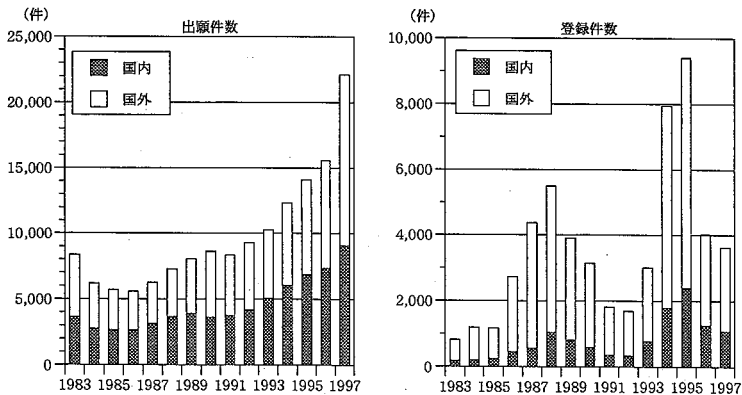
マレーシアにおける国別特許出願及び登録をみると(第54図)、いずれも米国と日本が多く、他の国に大きく差をつけている。ただし、出願は全ての国で増加傾向にあるが、登録は1995年から減少傾向に移行している。登録の

増加が、出願の増加に比べて伸び率が低いのは、審査能力の不足が原因と考えられる。

(2) 商標

商標については、1976年商標法（Trade Marka Act 1976）及び1983年商標施行規制（Trade Marks Regulations 1983）が適用されている。この2つの法律は、イギリス及びオーストラリアの商標に関する制定法と近似している。商標法は1994年に改正され、サービスマークを対象に含むようになった。改正法は1997年12月1日施行で、商標関連の書式や手数料も同時に改正された。

商標法の保護対象は、「商品と商標権者としての、または商標を使用するための登録使用者（本人であることの表示の有無を問わない）の間の取引過程における関係を示すために、その物に関して使用するか、または使用するよう提案されるマーク」であり、登録可能な商用の種類には、図案、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名前、署名、語、文字、数字、またはそれらを



第 52 図 マレーシアにおける特許の出願・登録件数の推移

マレーシア内国取引・消費者問題省資料により作成。

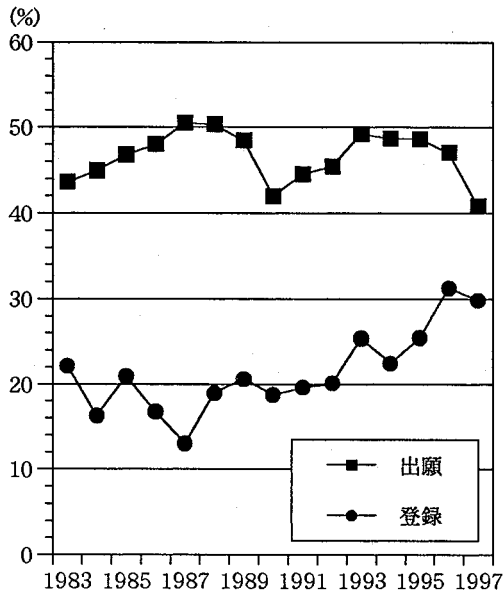
組み合わせたものが含まれる。

審査には、予備審査、公式調査、正式審査の3段階がある。登録官は、出願された商標が基準を満たしていないとみなす場合には異議を唱える。一方、出願が適切であるとする場合には、それを承認し、政府公報に公告する。

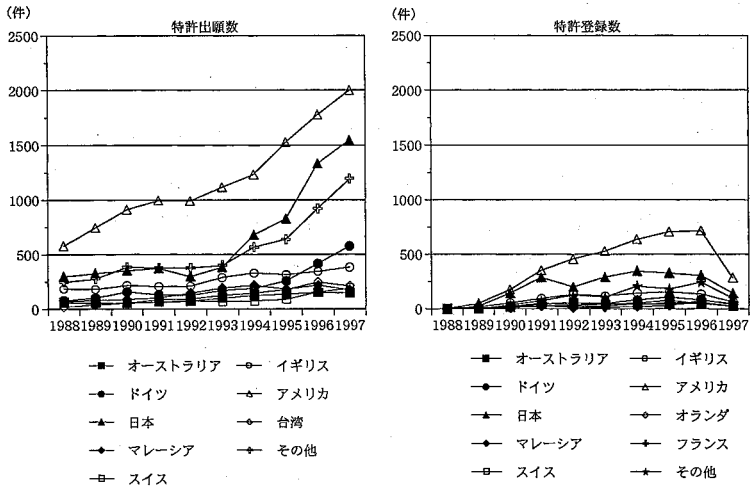
登録商標の最初の存続期間は、申請書提出日から10年間である。最初の10年が終了した時点で、さらに10年ごとに登録を更新することができる。

商標問題について高等裁判所への上訴は、通常、マレーシアにおいて開業を認められている弁護士及び事務弁護士が労務提供をしている。

なお、1983年9月に統一連邦商標法が発効する以前は、商標の出願登録手続きは、マレーシア連邦を構成する西マレーシア(マラヤ)、サバ、サラワクでそれぞれ行う必要があったが、この統一連邦商標法が施行されたことにより、いずれかで出願手続きをすれば、全体に商標権の効力が及ぶことになっ



第 53 図 マレーシアにおける特許出願・登録の内国・外国人率
マレーシア内国取引・消費者問題省資料により作成。



第 54 図 マレーシアにおける出願国別特許出願・登録件数の推移
マレーシア内国取引・消費者問題省資料により作成。

た。通常はクアラルンプールの知的財産局に対して商標出願の手続きを行うが、サバ、サラワクにある地方商標局に出願することもできる。

(3) 工業意匠

これまで工業意匠は、マレーシアでは、1949 年連合王国意匠（保護）法 (United Kingdom Designs (Protection) Act 1949) により認められている。この法律により意匠の権利の範囲は、イギリスからマレーシアにまで拡大されたが、これによりマレーシアにおいて意匠権を取得しようとする者はすべて、1949 年意匠登録法 (Registered Designs and Patents Act 1988), 1988 年著作権・意匠及び特許に関する法律 (Copyright, Designs and Patents Act 1988) に基づき、イギリスにおいて意匠を出願登録しなければならない。このように出願者はイギリスの意匠規制及び手続きに従わなければならなかった。

近年、マレーシア議会は、マレーシアが主権国家であることを認識し、1996

年工業意匠法 (Industrial Designs Act 1996) 及び 1997 年工業意匠規制 (Industrial Designs Regulations 1997) を通過させた。これによりマレーシアは自国の工業意匠制度を整えた。しかし工業意匠法も工業意匠規制も、まだ施行されていない。これらが施行されれば、出願者はイギリスに行かずに、マレーシアにおいて工業意匠登録することができるようになる。工業意匠法施行までは旧制度が適用される。

工業意匠法が保護する対象は、「あらゆる工業工程または方法において物品に利用される形、形状、パターン、または装飾の特徴で、完成品では視覚に訴え、また視覚により判断される特徴」となっている。

出願が受理されると登録官は以下を確認するために審査を行う。(1)方式的要件を満たしていること、(2)「工業意匠」の定義に合致していること、(3)公序や道徳に反していないかどうか。審査結果が肯定的であれば、登録官は登録簿に工業意匠を登録し、登録証明書を出願者に発行する。

工業意匠の最初の存続期間は優先日から 5 年間である。この期間はさらに連続して 2 度にわたり各 5 年間、計 15 年間まで延長することができる²⁰⁾。

工業意匠の延長申請は現行期間の終了前にしなければならない。延長手数料支払いの遅延が 6 カ月を越え、猶予期間内に支払われない場合には、工業意匠は抹消され、それに関する通知が政府公報に公告される。

登録官の決定または命令により権利を侵害された場合は、高等裁判所に上訴することができる。なお、上訴は自分自身で行うことはできず、マレーシアにおいて営業を認められている弁護士及び事務弁護士の労務提供を利用しなければならないとされている。

(4) 著作権

マレーシアは 1987 年に新著作権法が施行された。この新法により、コンピュータ・プログラムとコンピュータ編集プログラムについても著作権法上の保護が及ぶこととなった。新法については、その他文学作品、音楽、映画、録音、放送など広い範囲に保護が及び、また作品の質や制作目的を問わない。

作品は登録する必要はなく、マレーシアで制作または出版されるなどの事

情があれば、原則として、その時に自動的に著作権法による保護の対象となる。保護期間は原則として、著作者の生存中及び死後5年間である。出版物、録音物、写真、映画、放送などについては、作品が発行または放送されてから50年間の保護期間となる。

なお、マレーシアは1990年にベルヌ条約に加盟し、著作権法を一部改定した後、新工業意匠法との調整のため一部改正著作権法が1997年に制定されている。

3. エンフォースメント

(1) エンフォースメント関連法

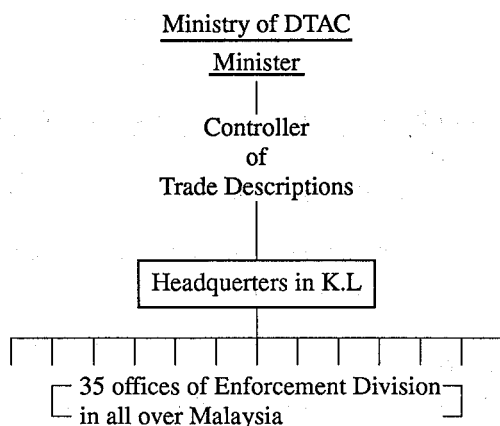
マレーシアにおけるエンフォースメント関連法としては、取引表示法(Trade Descriptions Act 1972)や関税法(Customs Act 1967)、1983年特許法、1987年著作権法、1949年英国意匠(保護)法、1976年商標法がある。

取引表示法は刑事法的な性格をもち、最も効果的な救済手段として活用されている。この法律により、内国取引・消費者問題省に設けられた取締執行部(Enforcement Division)には、不正商品の捜査、差し押さえ権限の他、虚偽表示などの摘発により刑事事件として立件する権限が与えられている。また、この法律に基づき、高等裁判所に対して、差し押さえ執行命令(TDO, Trade Description Order)を受けるための申し立てができ、特に不正商品の摘発に際して有効に活用されている。

(2) エンフォースメント関連組織

エンフォースメントに関して行政面を担当する組織としては、内国取引・消費者問題省取締執行部、警察、税関がある。

取締執行部は、首都クアラルンプールにヘッドクォーターを置き、その下にマレーシア各地に位置する35カ所の事務所が所属する(第55図)。この取締執行部は、知的財産各制定法に基づき、商標権及び意匠権侵害や不正商品などに対する捜査、逮捕、罰金などの権限が与えられている(第13表)。当執行部は、不正商品の排除などで有効に機能しており、近年の著作権法改正



第 55 図 マレーシア内国取引・消費者問題省のエンフォースメント組織
マレーシア内国取引・消費者問題省資料により作成。

に対応して、コンピュータプログラムの著作権などに対しても取り締まりを強化している。1987 年著作権法に基づく訴訟数と押収額(第 56 図)、1987 年著作権法に基づく事件内容(第 57 図)、1972 年取引表示法に基づく模造品の事件と押収額(第 58 図、第 59 図)をみると、取締執行部によって効果的な救済措置が取られていることがわかる。

警察は、事件の内容により取締執行部の要請に応じて協力をする。税関は、関税法に基づき、エンフォースメントの機能を持っており、刑事捜査及び差し押さえなどの権限がある。通常は、取締執行部に協力して、不正商品や著作権侵害などの捜査、差し押さえ、告発等を行っている。

エンフォースメントに関して司法面を担当する組織としては、裁判所がある(第 60 図)。知的所有権は個人に属するものであるため、権利保有者は侵害者を民事裁判に訴える²⁷⁾。マレーシアの民事裁判では、高等裁判所の弁護士及び事務弁護士として認められた者のみが法定代理人として活動でき、外国の法定代理人は活動できない。

マレーシアの裁判所制度は、上位のものから、連邦裁判所、控訴院、高等裁判所、民事上級裁判所、治安判事裁判所の 5 段階で構成されている。各裁

第 13 表 マレーシアの罰則

(1) 取引表示法

個人および会社の取締役、マネージャー、秘書役、職員が違反した場合

犯行回数	罰則
初犯	罰金最高額 RM100,000(≒380万円) および/または懲役 3 年
再犯 および 再々犯以上	罰金最高額 RM200,000(≒760万円) および/または懲役 6 年

会社の場合

犯行回数	罰則
初犯	罰金最高額 RM250,000(≒950万円) および/または懲役 3 年
再犯以上	罰金最高額 RM500,000(≒1900万円) および/または懲役 6 年

(2) 1987年著作権法

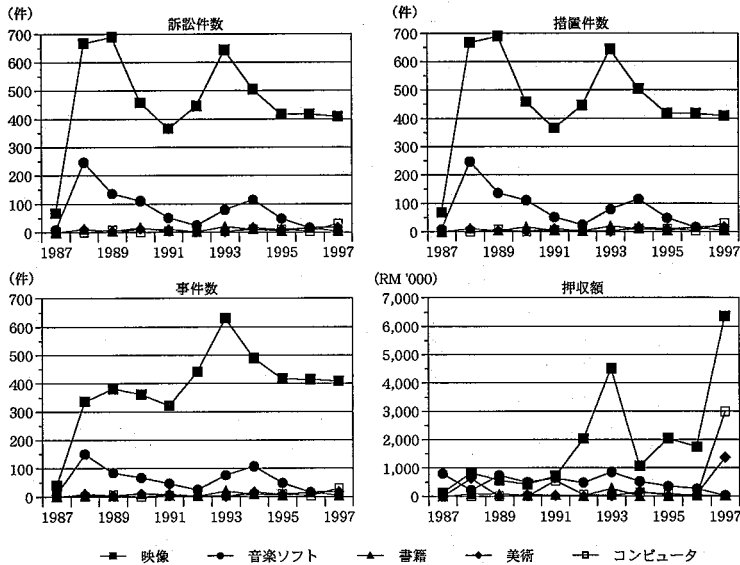
侵害品の製造、販売（頒布）、貸貸、保持（私的な目的による場合を含む、）、
取り引きおよび/または輸入について

犯行回数	罰則
初犯	罰金最高額 RM10,000(≒38万円)（各Itemにつき） および/または懲役 5 年以下
再犯	罰金最高額 RM20,000(≒76万円)（各Itemにつき） および/または懲役10年以下

会社の場合

犯行回数	罰則
初犯	罰金最高額 RM20,000(≒76万円)（各侵害につき） および/または懲役10年以下
再犯	罰金最高額 RM40,000(≒152万円)（各侵害につき） および/または懲役20年以下

マレーシア内国取引・消費者問題省資料により作成。



第 56 図 1987 年著作権法に基づく訴訟件数と押収額

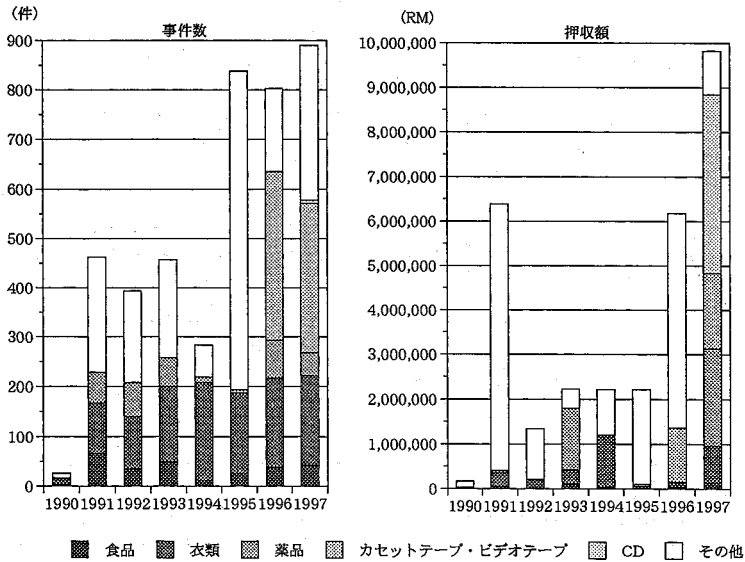
マレーシア内国取引・消費者問題省資料により作成。

判所は侵害裁判権を保有しているが、裁判権の内容は裁判所のレベルによって異なる。

治安判事裁判所は、1972 年取引表示法に基づく刑事裁判と、1987 年著作権法に基づく礼状の発行を担当する。民事上級裁判所は、1987 年著作権法に基づく著作権侵害をめぐる刑事裁判を扱う。これらの裁判所は、侵害に対する民事裁判を扱う権利を持たない。

高等裁判所は、工業所有権をめぐる民事裁判権を持ち、侵害者に差し止め命令を出す権利を有する。高等裁判所の最低に不満がある当事者は、控訴院に上告できる。この控訴院の決定にも不満がある場合には、さらに連邦裁判所に上告することができる。ただし、この場合の上告は、連邦裁判所の認可が得られた場合にのみ可能となる。

刑事訴訟をみると、特許権侵害や工業意匠権侵害の場合には刑事訴訟は成



第 57 図 1988 年著作権法に基づく項目別の事件数及び押収額
マレーシア内国取引・消費者問題省資料により作成。

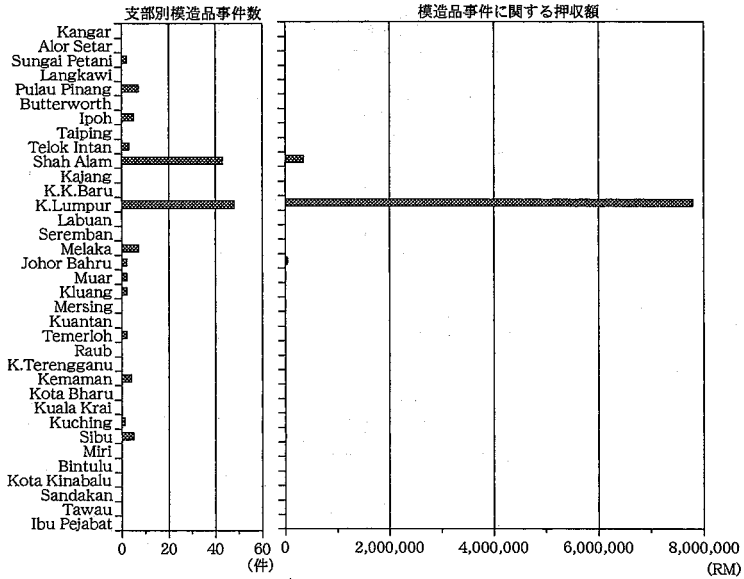
立しない。商標権侵害か詐称通用の場合にのみ 1972 年取引表示法と刑法に基づいて成立する。

裁判所では、民事救済方法を取ることが一般に行われる²⁸⁾。これによると、原告が勝訴を納めた場合には、原告は本案的差止命令、損害賠償、利益報告書、侵害商品全ての引き渡し、あるいは侵害商品を全て破棄したとの宣誓供述書、費用負担を要請することができ、裁判所は、これら要請のうちどれを認めるか決定する。

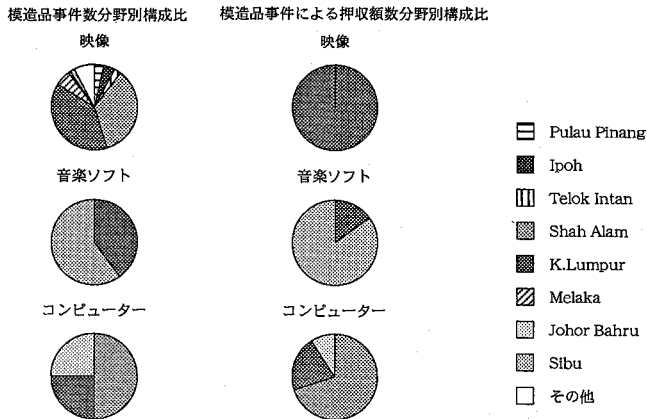
VI おわりに

ASEAN 各国が通過危機下にある現在、マレーシアが経済的に立ち直り、さらに発展を持続するためには、国内における技術開発力の上昇が必須である (滝井・福島編, 1998; 日本貿易振興会編, 1998b)。そのためには、日本

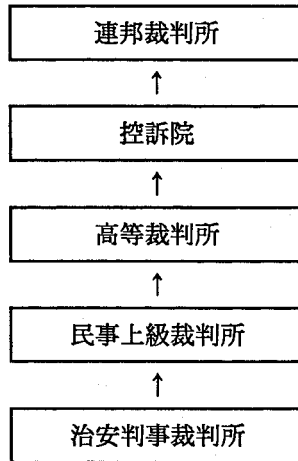
多国籍企業の展開に伴う知的所有権制度の整備



第 58 図 1972 年商品取引法に基づく模造品事件数と押収額
マレーシア内国取引・消費者問題省資料により作成。



第 59 図 1972 年商品取引法に基づく模造品事件数と押収額の項目別構成比
マレーシア内国取引・消費者問題省資料により作成。



第 60 図 マレーシアの裁判制度

マレーシア内国取引・消費者問題省資料により作成。

や欧米などの先進国からマレーシアに対する技術移転を行い易くすることを目的とした環境整備が必要であり、インフラ整備とともに、ライセンス規制、外資規制、知的財産保護などの適正化が望まれる（さくら総合研究所環太平洋研究センター編，1997）。

マレーシアにおける知的財産の保護制度は 1980 年代後半より急速に整備されてきたものの、未整備な部分が多数残存しており、権利行使も適切かつ迅速になされているとは言いがたい状況にある。そのため、投資された知的財産に対する保護や、それにより生じる収益の回収に問題が生じている。そこで本稿では、マレーシアにおける知的財産法制及び権利行使に関する現状を明らかにした。さらに、マレーシアへの技術移転にも注目し、そこに生起する問題の把握にも努めた。

その結果、マレーシア政府は、意欲的に知的財産政策を進めているが、いまだに数多くの問題が存在していることが判明した。第一に、知的所有権担当当局における審査能力が著しく不足している。海外企業の進出により特許出願は増加しつつあるのに、特許の実体審査を行える技術系審査員は少数で

あり、審査の効率的運営が行えない状況にある²⁹⁾。さらに植物や電子機器関係の審査官がいないため、現在でもイギリスなどの協力を得ている。この問題の解決には、国内における審査官及び実務家教育の強化が必要と思われるが、国内の大学に専門的教育課程が存在しないため、当面は海外研修機関への人材派遣によって対応せざるを得ない。しかし、今後のマレーシアにおける法運用を考えると、国内の大学に専門課程を設立し、審査官及び実務家の養成に力を注ぐとともに、行政機構の拡充、経験の蓄積を行う必要があると思われる。

第二に、弁理士が不足していることなども重大な問題である。知的財産局への特許に関する手続き代理は、知的財産局に登録された特許弁理士でなければ行うことができない。そのため、1980年代後半からの急速な工業化に伴うマレーシアへの先端技術移転が増加する中で、弁理士の需要は高まりつつある。しかし、現在、特許弁理士の不足が深刻化していることから、その早急な育成が、政府と企業に共通する課題となっている。

第三に、特許出願公開制度の欠如がある。マレーシアにおける特許出願は、特許が付与されるまで公開されないため、海外企業のマレーシア特許出願動向の把握が困難である。そのため、任意の技術が長期間の潜伏期間を経てから特許となって浮上し、莫大なライセンス料の支払いを余儀なくされる場合がある。

その他に、訴訟期間が長く裁判が非効率的であることなどが問題となっている。そのため、商標権や著作権の侵害の場合には、当該権利のための制定法による対処よりも、取引表示法を利用して対処する場合も多くみられる。

以上のような問題を解決するべく、日本は、特許庁を中心として、審査官のための研修などを行うことで協力している。今後、マレーシアでは審査官の増員が必要になると考えられるが、前述したように、国内の大学には専門的教育課程が存在しない。そのために日本は、教育の一部を引き受けることが可能な研修制度を設け、審査官及び実務家の養成に協力できる体制を作ることが望まれる。また、マレーシアでも利用可能な形式で日本の審査事例のデータベースなどを構築し、専門知識を蓄積に協力することも有効ではない

かと考えられる。ただし、ここで業務に使用される言語が問題となる。マレーシアの知的財産局での業務はマレー語を中心として行われているが、日本の知的所有権に関する知識は日本語で蓄積されている。そのため、マレーシアでは、日本語から英語、さらに英語からマレー語といった変換手順を必要とすることが多く、日本で蓄積された知識は利用の難しい状態になっている。その点で、米国やイギリスは英語により知識の蓄積が行われているため、マレーシアでは受け入れやすい。今後、日本は、このような言語による障壁を取り除くように努力する必要がある。

また、先進諸国では電子技術やコンピュータ技術の発展がもたらした新しい著作物（コンピュータ・プログラム、データベース、人工知能の著作物、コンピュータ著作物など）に対して国内法を整備しているが（石黒，1998）、未だにマレーシアでは十分な整備がなされていない（第14表）。しかし、国内にハイテク工業が集積し、マルチメディア・スーパー・コリドール（MSC）の建設も進みつつある現在、サイバー法の整備は不可欠である。このような

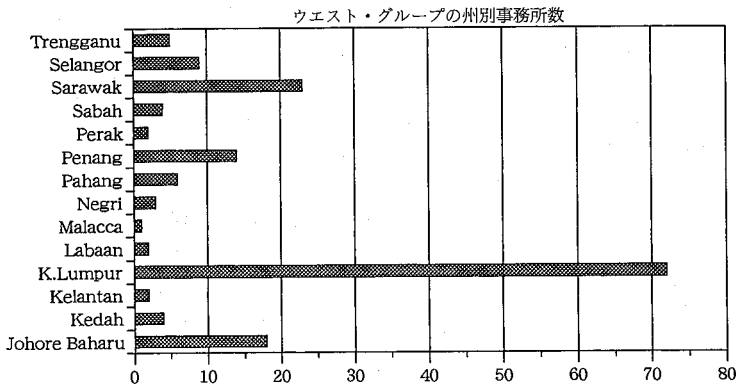
第14表 諸外国におけるサイバー法制の主な取り組み状況

国名	情報流通の環境整備	不正行為への対応	暗号・認証制度	プライバシー保護
アメリカ	技術的対応を推進 インターネットを含む 通信の内容に対する規制 法は連憲訴訟中	無制限アクセスを処罰 連邦法、州法双方で 1980年代に整備	複数の州で「デジタル署名 法」を制定	公的・民間部門共に保護 領域ごとに個別の個人情報保護 法を制定
イギリス	インターネット・プロ バイダーの事業者団体が 昨年、自主規制の体制 を整備	無制限アクセスを処罰 1990年制定	政府提案を公表 認証機関に関する免許制 度。暗号鍵委託制度の導 入を検討	公的・民間部門を包括的に保護 「個人データ保護法」、1984年
ドイツ	現行刑法等の適用を明 確化するための改正案 を審議中	無制限アクセスによる データの探知を処罰 1988年制定	「デジタル署名法案」を 議会で審議中 （電気通信法）	公的・民間部門を包括的に保護 「データ保護法」、1984年 マルチメディア関連の個人情報 保護法を審議中
フランス	プロバイダー等がフィル タリングの技術的手段を 提供する義務を規定 （電気通信法）	無制限アクセスによる 1988年制定	暗号規制の緩和、認証機 関の免許制度についての 規定（電気通信法）	公的・民間部門を包括的に保護 「データ処理・データファイル 及び個人の自由に関する法律」 1978年
マレーシア		「コンピュータ犯罪法 案」を国会で審議中	「デジタル署名法案」を 国会で審議中 「マルチメディア・スー パーコリドール計画」の一 環	

中野（1997）により作成。

知的財産制度を整備・強化する上で、日本はマレーシアの要請に応じた技術的及び資金的協力を提供することが必要と思われる。

なお、前述したように、マレーシアでは弁理士が不足しており、裁判が非効率的である。また、特許出願公開制度の欠如からサブマリン特許の存在する可能性も重大な問題である。このような状況下にあつて、米国の多国籍企業は、巨大な国際法律事務所グループによる法務上のサポートを得ている。例えば、ウエスト・グループは、全体で8,000人の法律家を擁しており、1997年の総売上高は13億ドルという巨大法律事務所である³⁰⁾。グループに所属する各事務所は比較的小人数で構成されているが、全米で2,000を越えるネットワーク事務所が存在し、様々な案件に対応している。マレーシアにもそのメンバーファームが167カ所あり、知的所有権に係る業務は、そのうち4カ所が主に行っている（第61図）。このウエスト・グループは、インターネット上で各国の法律や判例をグループ内共有しており、様々なノウハウをメンバー全てが共有出来るような体制を整えている。これと比較して、日本の法律事務所が小規模で海外展開をほとんど行っていない状況である。そのため、日系企業も知的所有権に関する戦略の中で、知的所有権問題を検討する事業者団体を設立し、法務戦略に基づいた組織作りを急ぐ必要がある。企



第61図 ウエスト・グループ提携弁護士の州別事務所数
ウエスト・グループ・ホームページにより作成。

業内で弁理士を育成することや、多数の企業が共同して、日本企業のための弁理士事務所を設立するなどの対策を考えるべきであろう。

日系企業の多国籍化戦略の中で、知的所有権本部を設置し、知的所有権戦略の策定を行うことが重要な課題となっている。これは、先進国からの侵害訴訟に対応するためだけでなく、知的所有権を侵害され損害を被ることを防ぐためである。このように、先進国企業だけでなく、途上国企業もますます多国籍化したネットワークでの分業が進む中で、知的財産を適切に評価し、それを保護する国際的な環境づくりは日系企業の多国籍化戦略においても不可欠なものとなっている（中野，1997）。しかし、現在でも TRIPS 協定に関して途上国からの反発が依然残っており、日米欧間で特許制度の国際的調和を目指して進められてきた特許調和条約の協議が米国の都合で 1997 年まで中断されるようになった状況にある。そのような対立を収めることができるのは、様々な立場を理解した日本政府及び日系多国籍企業であり、今後の重要な課題であると思われる。

注

- 1) 知的所有権という観念が、日本で用いられるようになったのは、高度経済成長期以降であり、技術革新や経済のサービス化に対応して、植物や微生物など成長する物体の考案、半導体集積回路の配置、コンピュータ・プログラム、データベース、トレード・シークレットといわれる企業内の技術的ノウハウ、顧客リストのような営業上の機密情報も知的所有物としての保護が求められるようになった（千野・尾中，1989）。このような知的所有権の拡大に対応して、近年、特別法の制定や改正などの対応が行われている。なお、特許権、実用新案件、意匠権、商標権、半導体チップの回路配置利用権などは保護を受けるために登録を必要とするが、著作権、不正競争防止法で保護されるトレードシークレット、ノウハウなどは登録を必要としない。なお、小島（1998）によると、日本における知的所有権関連法の変遷は以下のようにまとめられる。産業の育成政策のために、明治 32 年に特許法、意匠法、商標法が、明治 38 年に実用新案法が制定された。また、明治 32 年には、文化発展政策のために著作権法が制定された。昭和 9 年には不正行為に対するため不正競争防止法が制定された。第 2 次大戦後、自由競争や消費者保護の姿勢が優勢となり、昭和 22 年に独占禁止法が制定された。これに伴って不正競争防止法も昭和 25 年に改正され、営業者保護法から市場関係法への性格をもった。また、特許法は昭

和 34 年に、著作権法は昭和 45 年に改正され公益的性格を強めた。

- 2) 林 (1989) によると、産業の独占化、生産の計画化、価格競争制限、非価格競争の激化、製品差別化、マーケティング戦略の拡大、企業による R & D 体制の整備等が原因となっているとされる。
- 3) 林 (1989) によって説明される企業戦略は以下のとおりである。まず、企業は新規開発技術を独占特許として国際的に合法化すべく主要諸国に出願する。その際、基本特許だけでなく、開発・商品化の過程での改良・応用を含めた周辺特許やその製品のオリジナルデザインやブランドも意匠権・商標権として出願・登録し技術・外観・名称全てに独占的使用権を国際的に確立していく。そうすることにより、競合他社の参入を防ぐことができ、また、その技術が陳腐化し、基本特許権が消滅しても周辺特許網と意匠権・商標権が存続することによってその製品のライフサイクルは技術自体のライフサイクルよりも長期化し、収益を最大化することができる。
- 4) 各国は、それぞれの国情に応じて改正条約の批准を決定しているため、2 国間で適用されるパリ条約は、両国が批准している最新の改正条約になる。したがって、正確にはパリ条約は単一の条約ではなく、複数の条約の総称となる (清水, 1994)。
- 5) この条約は、方式統一条約としての性質をもち、国家を越えた特許権を認めるものではない。1 国の出願があると、各国は方式審査に反する手続きを要求できないが、国際調査や国際予備審査の結果に各国は拘束されないので、権利の付与は国ごとに行われる。したがって、国内審査手続に入った後でも、形式補正や明細書の補正などが出願人に保証されている。
- 6) このような新しい改正は、加盟国によってどこでも批准しているかは国によって異なる。そこで、2 国間の問題を解決しようとする場合、その国がどこまで条約を批准しているか、また個々の条項で留保がないかを確認する必要がある。
- 7) 例えば、特許者に実施義務を負わせ、国内生産を行わない特許者には制裁を加えることを規定し、その制裁措置として強制実施権付与 (国内の特許実施希望者に特許を与える方法) と取消とを設けることなどが行われた。
- 8) これは、先端技術を駆使できる技術者が不足し、特許を十分活用できない状況下で、多額の予算を使つての特許制度強化に疑問がもたれていることによる。
- 9) 通商法 301 条は、米国の通商に不利益を与えている外国の不正な慣行について、調査及び当該国との協議を行い、必要があれば対抗措置を取り得るという規定である。包括貿易法により改正された 301 条では、対抗措置発動の権限が大統領から、USTR (米国通商代表) に移され、調査は開始から 18 カ月以内に完了することなどが規定されている。また、スーパー 301 条及び知的所有権に関するスペシャル 301 条の規定も盛り込まれている。このスーパー 301 条及びスペシャル 301 条では、USTR の報告書にもとづいて優先国を決定し調査が開始される。そのため、個別案件ごとの提訴によって調査が開始される通常の 301 条と異なり、相手国の不正慣行を包括的に調査して対抗措置を講じ

- ることが可能である(特許庁編, 1995b)。また、関税法 337 条は、外国からの不正商品の輸入などによって、米国産業が被害を受けた場合に、ITC(国家貿易委員会)が水際における排除命令などを発して米国企業の保護を行う役割をもつ。
- 10) GATT は 1948 年に発足し、関税その他の貿易障害の実質的軽減や、国際通商における差別待遇の廃止を任務としている。また、GATT の条文の中には、知的所有権を侵害する物品を国内市場から排除することは認められている。
- 11) TRIPS 協定第 67 条「技術協力」には、「この協定の実施を容易にするため、先進加盟国は、要請に応じ、相互に合意した条件により、開発途上加盟国及び後開発途上加盟国のための技術的及び資金的協力を提供する。かかる協力は、知的所有権の保護及び権利行使手続並びにその濫用防止に関する国内法制の整備における支援を含み、かかる事項に関連する国内機関の設立または強化に関する人材養成を含む支援が含まれる。」ということが記載されている。
- 12) この米国国家戦略を支えていたのは米国を代表する多国籍企業であった。米国の各産業を代表する 11 の多国籍企業(IBM, ヒューレット・パッカード, GE, ロックウェル・インターナショナル, GM, デュポン, ファイザー, メルク, モンサント, ジョンソン・アンド・ジョンソン, プリストルマイヤーズ)は知的所有権の国際ビジネスにおける重要性を認識し、国際的なルール作りを民間企業がイニシアティブをとって進めなければならない必然性を感じ、米国政府や各国の政府、企業にも働きかける組織として 1986 年春に IPC (Intellectual Property Committee—知的所有権委員会) を結成している(特許庁編, 1995b)。
- 13) 1997 年 4 月に発表されたの米国特許戦略計画書 (Patent Strategic Plan) において、米国特許商標庁は、21 世紀に世界で通じる特許出願審査の信頼性の維持のため、ひいては米国経済活動の活性化と世界経済のリーダーシップを継続していくために、(1)ウルグアイ・ラウンドでの法改正に伴い、特許ビジネス部門の特許審査期間を 1 年以内にすること、(2)審査の信頼性の向上のために産業部門を 6 つの技術部門に分割すること、(3)電子出願・電子公開を推進していくこと、(4)柔軟な体制を整え、顧客のニーズに対応すること、(5)出願コスト分析による料金体制を見直し、サービスの向上をはかることの 5 項目が目標として設定されている。この計画書には、米国企業が今後も競争力を持ち続けるためには、世界各国で知的所有権保護の保証がなされなければならない、米国特許商標庁が、全世界共通の特許保護基準を設定する必要があると述べられている。
- 14) 例えば、1992 年にミノルタカメラは、自動焦点 (AF) 技術をめぐる訴訟において、米国の大手計測機器メーカーであるハネウェルに約 166 億円の和解金を払うことで基本合意した。本訴訟は、ミノルタが売上の 10% 強という多額な和解金を支払った点や、カメラ製造を行っていない企業が特許侵害訴訟を提起したという点で注目された(小林, 1994)。
- 15) このような特許は、サブマリン特許といわれる。このような制度下では、多額の収入

を期待して特許を「潜伏」させることがある。

- 16) 米国の裁判制度では、原告か被告かどちらか一方が陪審制を望めば、他方はそれに同意するしかなく、そのような状況の下、原告である米国系企業が陪審制を望むケースは着実に増加してきた。陪審制そのものに不慣れな日系企業にとって特許訴訟がこの制度の下で行われる不利益は大きい（関下，1996）。
- 17) 特許侵害品に対する輸入差し止め措置は、ITC による調査開始後 12 カ月で最終判決がなされるが、で調査開始前から予め準備をしている提訴者側が有利となる。
- 18) この報告書では、調査対象を、資本金 10 億円以上で研究活動を実施している企業及び技術貿易に関係のある企業に限って分析している。また、調査票を対象企業に送付して、回答を得たものについて集計・分析を行ったものであり、実際に行われている技術輸出の全数を把握しているものではない。
- 19) これらの資料では、シンガポール、フィリピン、インドネシア、ベトナム、中国、マレーシアなどのデータが一部不明となっている。
- 20) 将来的には、意匠登録部が新たに加えられる予定である。
- 21) マレーシア工業規格調査研究所（SIRIM）は、現在、積極的に特許情報に関するデータベースを構築している。EPO（欧州特許庁）の ESPACE/CD-ROM、米国特許庁の CASSIS/CD-ROM などが容易に利用できる状態で所蔵されているとともに、英国、オーストラリアなどの特許情報も、SIRIM 特許情報部（PIU）により利用可能な状態でデータベース化されている。日本の特許情報に関するデータベースも整備されているが、フォントの関係で英文要旨しか閲覧できない状態にある。また、マレーシア特許情報、科学技術に関する抄録、マレーシアの技術専門家リストなどがデータベースとして収録され、国内外の端末機によりオンラインで検索を可能としている（黒瀬，1994）。
- 22) マレーシアの知的所有権に関する法は、各条約によるもの以外にも存在する。例えば、マレーシアには製造部門の活動を規制する法律として「工業調整法」（ICA）があり、これには使用許諾（ライセンス）契約についての記述がある。工業調整法によると、株式資本が 250 万リンギ以上の製造会社、または 75 名以上の常勤従業員を抱える製造会社は、この工業調整法に従って製造許可を取得しなければならない。そのため、工業所有権の使用許諾（ライセンス）契約を含む技術移転契約（TTA）の被許諾製造業者は、上記条件のどちらかに該当する場合、製造許可申請書をマレーシア工業開発庁（MIDA）に提出しなければならない。なお、ここで使用許諾契約とは、2 者または 3 者以上の当事者による契約で、特定の製品の製造に関する使用許諾者の特許、商標、またはその他の工業所有権／知的所有権を特定金額の手数料またはロイヤリティを対価として、使用許諾者が非許諾者に与えることを意味する。
- 23) 延滞には支払うべき手数料の 100% の課徴金がかかる。
- 24) 特許が更新手数料の未納で消滅する場合には、特許所有者は特許復活を登録官に申請できる。この申請は特許消滅の公告日から 2 年以内にしなければならない。

- 25) 延滞には支払うべき手数料の100%の課徴金がかかる。
- 26) イギリスにおいて登録され、マレーシアにおいて認められている意匠の期間は最初5年間で、この期間はさらに連続して4度にわたり各5年間、計25年まで延長することができる。延長手数料支払いの遅延が6カ月を越え、猶予期間内に支払われない場合には、工業意匠は抹消され、それに関する通知が政府公報に公告される。工業意匠が延長手数料の未納で消滅する場合には、所有者は工業意匠の復活を登録官に申請できる。この申請は工業意匠抹消の公告日から1年以内にしなければならない。
- 27) 特殊な場合には、マレーシア政府が侵害者を刑事裁判に訴えることもある。
- 28) これは工業所有権侵害をめぐる訴訟の大部分が民事裁判として行われることが理由である。
- 29) このような特許審査官の不足を補うため、知的財産局設立(1990年10月)までに出願されたものは、それ以前に審査が行われていたPIUに籍を有する技術者により審査を行っている。
- 30) ウェスト・グループは、インターネットで調査したかぎり米国で最も大きな法律事務所グループである。その組織は、グループというより事務所ネットワークに近い。グループに所属する各事務所は、1人～11人位であり、大きな事務所でも25～40人で構成されている。

参考文献

- 青木 健(1990)『マレーシア経済入門 第2版 2020年に先進国入りを目指す』日本評論社。
- 青山紘一(1998)『ソフトウェア、データベース、デジタル・コンテンツと知的財産権』通商産業調査会。
- 生田・名越法律特許事務所編(1998)『知的財産権がわかる事典』日本実業出版社。
- 石黒一憲(1998)『国際知的財産権 サイバースペース vs. リアル・ワールド』NTT出版。
- シュレスタ, M. L.(1996)『企業の多国籍化と技術移転 ―ポスト雁行形態の経営戦略―』千倉書房。
- 岡本義行(1998)『日本企業の技術移転 アジア諸国への定着』日本経済評論社。
- 落合浩太郎(1993)『改訂 日米経済摩擦 ―全体像を求めて―』慶応義塾大学出版会。
- 科学技術庁編(1988)『科学技術研究調査報告(昭和62年版)』科学技術庁。
- 科学技術庁編(1989)『科学技術研究調査報告(昭和63年版)』科学技術庁。
- 科学技術庁編(1990)『科学技術研究調査報告(平成元年版)』科学技術庁。
- 科学技術庁編(1991)『科学技術研究調査報告(平成2年版)』科学技術庁。

- 科学技術庁編 (1992)『科学技術研究調査報告 (平成3年版)』科学技術庁。
科学技術庁編 (1993)『科学技術研究調査報告 (平成4年版)』科学技術庁。
科学技術庁編 (1994)『科学技術研究調査報告 (平成5年版)』科学技術庁。
科学技術庁編 (1995)『科学技術研究調査報告 (平成6年版)』科学技術庁。
科学技術庁編 (1996)『科学技術研究調査報告 (平成7年版)』科学技術庁。
科学技術庁編 (1997)『科学技術研究調査報告 (平成8年版)』科学技術庁。
科学技術庁編 (1998a)『科学技術研究調査報告 (平成9年版)』科学技術庁。
科学技術庁編 (1998b)『平成10年版 科学技術白書 一変革の時代において一』科学技術庁。
科学技術庁科学技術政策研究所編 (1998)『日本の技術輸出の実態 (平成8年度)』科学技術庁。
協和特許法律事務所編 (1994)『図解 知的所有権のことがわかる本』日本実業出版社。
黒瀬雅志 (1994)『アジア知的財産戦略 激変する各国制度への対応』ダイヤモンド社。
工業所有権法研究グループ編 (1998)『知っておきたい特許法 (九訂版)』大蔵省印刷局。
小島庸和 (1998)『無体財産権, 知的所有権の知識』創成社。
小林秀之編 (1994)『日米知的財産訴訟』弘文堂。
さくら総合研究所環太平洋研究センター編 (1997)『環太平洋時代のビジネスガイド マレーシアでの事業展開』さくら総合研究所。
鈴木洋太郎 (1994)『多国籍企業の立地と世界経済 一インターナショナル・ロケーションの研究一』大明堂。
関下 稔 (1996)『競争力強化と対日通商戦略 世紀末アメリカの苦悩と再生』(シリーズ現代資本主義と世界経済) 青木書店。
清水幸雄 (1994)『はじめて学ぶ知的所有権法 第2版』三嶺書房。
千野直邦・尾中晋子 (1989)『新訂版 著作権法の解説』一橋出版。
滝井光夫・福島光丘編 (1998)『アジア通貨危機 東アジアの動向と展望』日本貿易振興会。
知的財産研究所編 (1995)『アジア諸国における知的財産保護 アジア知的財産スーパーマニユアル』通商産業調査会出版部。
陳 炳富・林 倬史編著 (1995)『アジアの技術発展と技術移転』文眞堂。
通商産業省編 (1998)『平成10年版 通商白書』通産省。
東京青山法律事務所編 (1996)『アジアビジネス法務ガイド』日経BP社。
洞口治夫 (1992)『日本企業の海外直接投資 アジアへの進出と撤退』東京大学出版。
特許庁編 (1988)『特許庁広報 (昭和62年版)』特許庁。
特許庁編 (1989)『特許庁広報 (昭和63年版)』特許庁。
特許庁編 (1990)『特許庁広報 (平成元年版)』特許庁。
特許庁編 (1991)『特許庁広報 (平成2年版)』特許庁。
特許庁編 (1992)『特許庁広報 (平成3年版)』特許庁。

- 特許庁編 (1993)『特許庁広報 (平成4年版)』特許庁。
特許庁編 (1994)『特許庁広報 (平成5年版)』特許庁。
特許庁編 (1995a)『特許庁広報 (平成6年版)』特許庁。
特許庁編 (1995b)『工業所有権この10年の歩み』発明協会。
特許庁編 (1996)『特許庁広報 (平成7年版)』特許庁。
特許庁編 (1997)『特許庁広報 (平成8年版)』特許庁。
特許庁編 (1998a)『企業における国際特許戦略実態調査』特許庁。
特許庁編 (1998b)『特許行政年次報告書 (1998年版)』特許庁。
中野 潔 (1997)『知的財産権ビジネス戦略』オーム社。
名和小太郎 (1993)『知的財産権 ハイテクとビジネスに揺れる制度』日本経済新聞社。
日本貿易振興会編 (1998a)『マレーシアの工業所有権制度模倣被害対策マニュアル』日本貿易振興会。
日本貿易振興会編 (1998b)『アジアは活力を取り戻せるか グローバリゼーションと日米企業の役割』日本貿易振興会。
馬場錬成編 (1998)『やさしい知的所有権のはなし』法学書院。
宮智宗七・大西健夫 (1995)『APEC 日本の戦略』早稲田大学出版部。
村上政博 (1990)『特許・ライセンスの日米比較 第二版』弘文堂。
アリフ, M.・横山 久編 (1993)『マレーシア経済における外国直接投資』アジア経済研究所。
林 倬史 (1989)『多国籍企業と知的財産権』森山書店。
渡辺利夫編 (1998)『アジア経済読本 第2版』東洋経済新報社。
Malaysian Administrative Modernisation and Management Planning Unit (1994)
Dealing with the Malaysian Civil Service. (2nd Edition) Pelanduk Publications (M)
Sdn. Bhd., Malaysia.